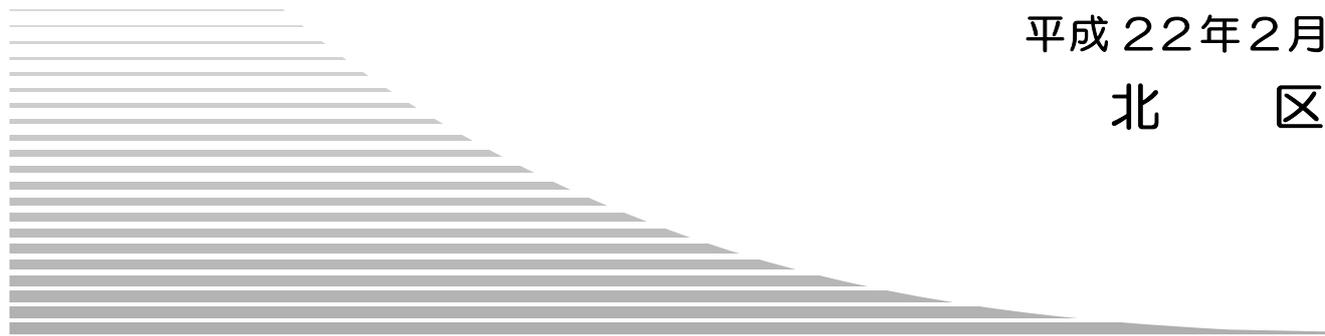


北区次世代育成支援行動計画（後期計画）

～子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち～
（平成 22 年度～平成 26 年度）



平成 22 年 2 月
北 区

区 長 挨拶

“子育てするなら北区が一番！”を目指して



北区では、子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長するよう、また、安心して子どもを産み育てられるよう、地域社会と一体となって、子どもたちや子育て家庭を取り巻く良好な環境づくりを進めています。

未来を担う子どもたちが健やかに育つためには、なによりも家族の愛情と慈しみ、そして地域の温かい見守り、子育てや子どもの自立を支援するための行政的的確な支援が欠かせません。家庭と地域と行政が子どもの最善の利益を念頭に置き、力を尽くすことが重要です。

さらに、「児童の権利に関する条約」の趣旨を真摯に受け止め、だれもが子どもたち一人ひとりの「個」を認め、かけがいのない存在として子どもたちの権利を尊重していくことが必要です。

わが国は、近年急激に少子化が進み、合計特殊出生率は平成 17 年（2005 年）には過去最低である 1.26 なっています。北区においては国以上の少子化傾向となっており、合計特殊出生率は平成 15 年（2003 年）の 0.95 を最低とし、平成 20 年（2008 年）には 1.03 と緩やかに上昇していますが、決して楽観できる状況ではありません。

北区は、「区民とともに」という基本姿勢のもと 4 つの重点戦略を掲げ、総合的で重点的な施策の展開を図っています。重点戦略の一つ「子ども・かがやき戦略においては、子育て・ファミリー層への支援や、ふるさと北区を担う人材を育成する教育先進都市の実現に取り組んでいます。区は、「次世代育成支援対策推進法」を受け、平成 17 年（2005 年）2 月に「北区次世代育成支援行動計画（平成 17 年度～平成 21 年度）」（前期計画）を策定し、子育て支援に取り組んできましたが、前期計画が終了するにあたり、引き続き後期計画を策定いたしました。

後期計画の策定にあたっては、学識経験者、区内関係団体の代表者、区民代表の皆さんで構成する「北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会」を設置し、多方面から様々なご意見をいただきました。

次代を担う子どもたちの活躍は、地域の活力に欠かすことはできません。本行動計画を着実に実施することで、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を北区全体で築いていこうというものです。区内に大勢の子どもたちの声が響き、元気に遊ぶ姿をあちこちで見ることができるようまちを築いていくために、地域や区民の皆さんと協働のもと、“子育てするなら北区が一番！”を目指します。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会の方々、北区議会及び区民の皆様にお礼を申し上げます。

平成 22 年（2010 年）2 月

東京都北区長 花川與惣太

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 次世代育成支援行動計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の性格・位置づけ	5
3. 計画の策定方法	6
4. 計画の期間	7
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況と目標事業量の達成状況	9
1. 子どもと家庭を取り巻く状況	11
（1）少子化の進行	11
（2）子育て世帯の状況	16
（3）働く女性の状況	19
（4）子育ての状況と子育て世帯のニーズ	21
（5）子どもの居場所と放課後の過ごし方	22
2. 前期計画の目標事業量の達成状況	24
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	29
2. 基本方針	30
3. 施策目標	32
第4章 次世代育成支援の総合的展開	35
1. 家庭の育てる力を支えるしくみづくり	37
（1）多様な保育サービスの充実	37
（2）相談・情報提供の充実	43
（3）親育ちへの支援	49
（4）経済的負担の軽減	52
2. 子育て家庭を支援する地域づくり	56
（1）地域における子育て家庭への支援	56
（2）健やかに育ち、育てる地域活動の促進	61
（3）地域における子育てネットワークの育成・支援	65
（4）地域づくりのための人材育成の推進	67
3. 未来を担う人づくり	70
（1）健全な成長と自立に向けた体験の機会の充実	70
（2）就学前教育の充実	77
（3）教育の場における子育てへの支援	81
4. 親と子のこころとからだの健康づくり	87
（1）安心できる妊娠と出産	87

(2) 子どもの発育・発達への支援	90
(3) 子どものいのちとところを守る	95
5. 安全・安心な子育て環境づくり	99
(1) 子どもの安全を確保する活動の推進	99
(2) 犯罪を防止する活動の推進	104
(3) 安心して子育てできるまちづくり	109
6. 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	113
(1) 児童虐待等防止対策及び被虐待児と家庭への支援	113
(2) ひとり親家庭への支援	118
(3) 障害のある子どもと家庭への支援	122
7. 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	128
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発	128
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	131
(3) 男女が共に担う子育ての推進	136

第5章 計画の目標事業量と成果指標

1. 目標事業量	141
2. 成果指標	143

第6章 北区保育計画

1. 北区保育計画の基本的考え方	153
(1) 策定の趣旨	153
(2) 策定にあたっての基本的な認識	153
(3) 次世代育成支援行動計画（後期）との関係	153
(4) 計画期間	153
2. 北区の保育の現状	154
(1) 特別区の保育所の整備状況	154
(2) 保育所の入所状況	156
(3) 待機児童数の推移	157
(4) 北区の就学前児童人口推計	158
3. 待機児解消への取り組み	159
(1) 次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査から明らかになった 保育ニーズと目標事業量（達成目標年度は平成29年度）	159
(2) 目標事業量の達成に向けた考え方	161
(3) 保育サービスの整備予定	163

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の進捗状況の把握	171
2. 地域・関係機関との連携強化とネットワーク化	171
3. 多様な主体が担う新たな仕組みの構築	172

4. 効率的な行政運営の推進	172
5. サービスの質の向上と利用援助の仕組みづくり	173
6. 国・都への要望	173

資 料	175
-----	-----

第 1 章

計画の策定にあたって

- 1. 次世代育成支援行動計画策定の背景と趣旨
- 2. 計画の性格・位置づけ
- 3. 計画の策定方法
- 4. 計画の期間

1. 次世代育成支援行動計画策定の背景と趣旨

(1) 次世代育成支援対策推進法制定の背景及びその後の国の取り組み

わが国の合計特殊出生率¹は第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年(1950年)以降急激に低下し、第2次ベビーブーム期を含めほぼ2.1台で推移していました。その後再び低下傾向となり、平成17年(2005年)には過去最低である1.26にまで落ち込みましたが、平成20年(2008年)には、1.37と平成18年(2006年)から三年連続で上昇しています。しかし、人口が自然減しないためには2.08以上必要といわれており、決して楽観できる数値ではありません。

国は、平成6年(1994年)の「エンゼルプラン」、平成11年(1999年)の「新エンゼルプラン」に基づき少子化対策を推進してきましたが、少子化の流れを変えることはできませんでした。

わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図り、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための必要な措置を講ずることを目指し、平成15年(2003年)7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。同時に、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定されました。このほか、平成16年(2004年)6月には「少子化社会対策大綱」、同年12月には「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」が決定されています。

平成18年(2006年)12月に公表された「日本の将来推計人口」²において、今後一層少子化、高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しが示されました。ここで示された少子高齢化の見通しや国の審議会の議論等を踏まえ、平成19年(2007年)12月に『子どもと家族を応援する日本』重点戦略「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」などを決定しています。重点戦略では、少子化の流れを変えるためには「仕事と子育ての両立と家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」の2つの取組を「車の両輪」として進めていくことが必要としています。憲章では、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、わが国の社会を持続可能で確かなものとする取組が必要としています。

また、平成22年(2010年)1月には、少子化対策基本法第7条に基づく「大綱」として「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「1 社会全体で子育てを支える」「2 「希望」がかなえられる」を基本的な考え方として目指すべき社会への政策と主要施策が示されました。

わが国における急速な少子化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減

¹ 一人の女性が一生に産む子供の数を示す。(期間合計特殊出生率：1年間の各年齢(15～49歳)の女性の出生率を合計したもの。)

² 国立社会保障・人口問題研究所が平成17年(2005年)国勢調査及び人口動態調査を基に行った人口推計。

少など二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらします。もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものですが、家庭や子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することが必要です。子どもが心身ともに健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、強く求められています。

（２）北区次世代育成支援行動計画（後期計画）策定の趣旨

平成 20 年（2008 年）の都道府県別の合計特殊出生率においては、東京都は都道府県で最も低い 1.09 となっています。北区の合計特殊出生率は、東京都よりさらに低い 1.03 であり、平成 15 年（2003 年）の 0.95 を最低として緩やかに上昇しています。

北区では、平成 17 年（2005 年）2 月に「次世代育成支援対策推進法」に基づく「北区次世代育成支援行動計画（前期計画）（平成 17 年度～平成 21 年度）」（以下、「前期計画」という。）を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象に、次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

前期計画が平成 21 年度（2009 年度）に終了するにあたり、国の新たな考え方を踏まえ、区内に大勢の子どもたちの声が響き、元気に遊ぶ姿を見ることが出来るまちを目指していくため、新たに「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年度～平成 26 年度）」（以下、「後期計画」という。）を策定いたしました。

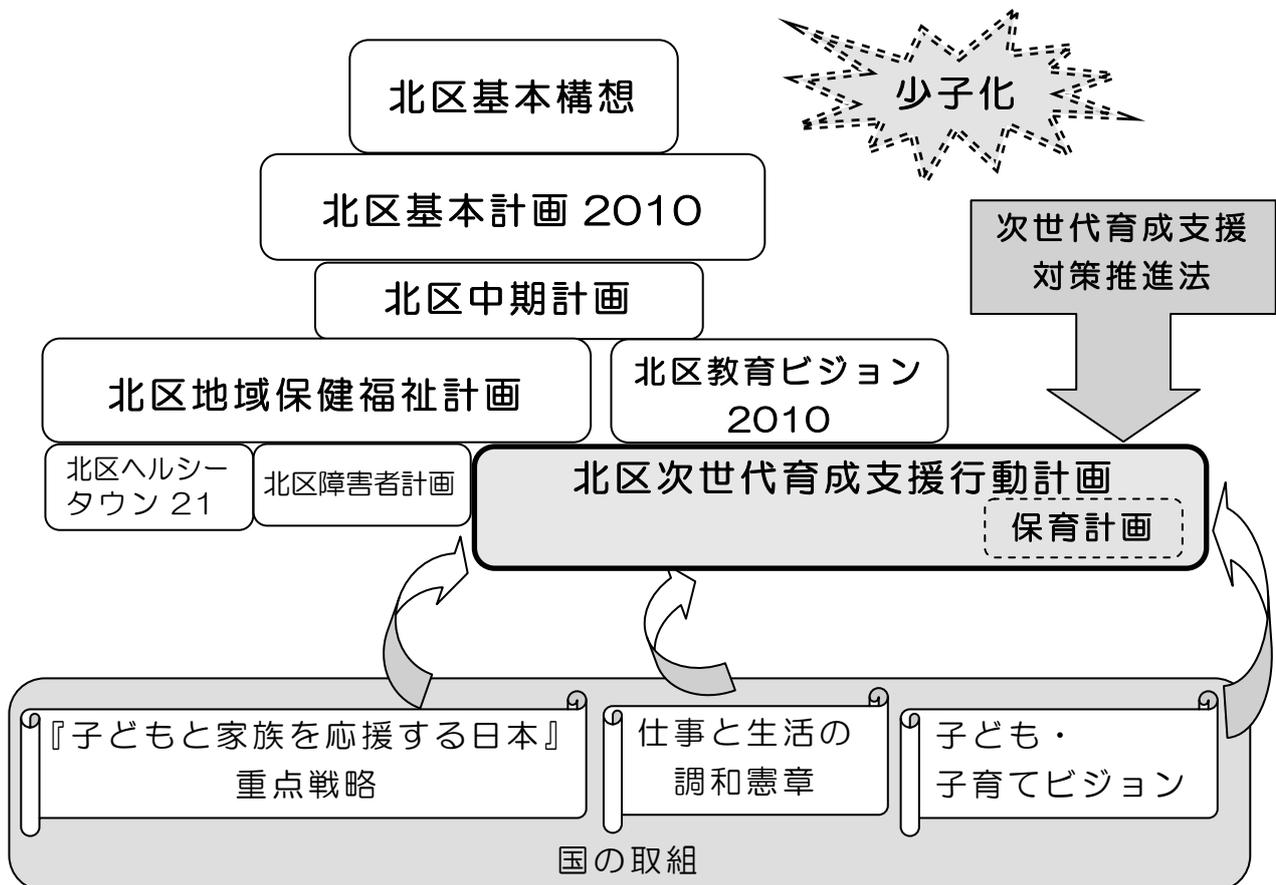
2. 計画の性格・位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもとその家庭を対象として、北区が今後進める次世代育成支援策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

北区におけるこれまでの取り組みの継続性を確保し、同時にさまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、「北区基本構想」「北区基本計画 2010」「北区中期計画」などの上位計画や構想、「北区地域保健福祉計画」「北区ヘルシータウン 21」「北区教育ビジョン 2010」などの関連する各種計画との整合性を図り策定しています。

また、待機児解消のための「保育計画」を一体として定めるとともに、「幼児教育振興アクションプログラム」についても包括的に計画の一部として定めます。

■ 計画体系図



3. 計画の策定方法

後期計画の策定にあたっては、アンケート調査を実施するとともに、東京都北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会において検討を行い、策定作業を進めてきました。

（アンケート調査の実施）

就学前児童の保護者・小学校就学児童の保護者の子育ての実態や保育ニーズ、12～18歳の区民の日常生活の実態や将来への希望、30歳以上40歳未満の子どものいない世帯・独身者の結婚や子育て、少子社会に対する考え方、世帯主と子のみの世帯の子育てや子どもの日常生活の実態、10人以上300人未満の事業所の仕事と子育ての両立支援の取組状況や子育て支援制度の利用促進の取組状況などを把握し、区民等の意向を計画に反映するために、6種類のアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

■ アンケート調査の概要

区 分	内 容	
目 的	保育ニーズをはじめとしたさまざまな子育て支援に関する区民の意見等を把握し、次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を策定するための基礎資料を得る。	
実施時期	平成20年11～12月	
調査対象	①就学前児童の保護者 ②就学児童の保護者 ③12～18歳の区民 ④30歳以上40歳未満の子どものいない世帯・独身者 ⑤世帯主と子のみの世帯 ⑥従業員数10人以上300人未満の事業所 合 計	(1,500人) (1,500人) (1,000人) (1,000人) (300人) (428カ所) (5,728人・カ所)
回収状況	①就学前児童の保護者 ②就学児童の保護者 ③12～18歳の区民 ④30歳以上40歳未満の子どものいない世帯・独身者 ⑤世帯主と子のみの世帯 ⑥従業員数10人以上300人未満の事業所 合 計	(52.5%) (52.3%) (36.9%) (27.9%) (44.0%) (24.3%) (42.9%)

（東京都北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会の設置）

この計画の策定にあたっては、東京都北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会を設置し意見を求めました。検討委員会では、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針をはじめ、前期計画の取り組みに対する評価や、アンケート調査の結果、今後の取り組みの予定等を踏まえ、後期計画に関する審議を行ってきました。

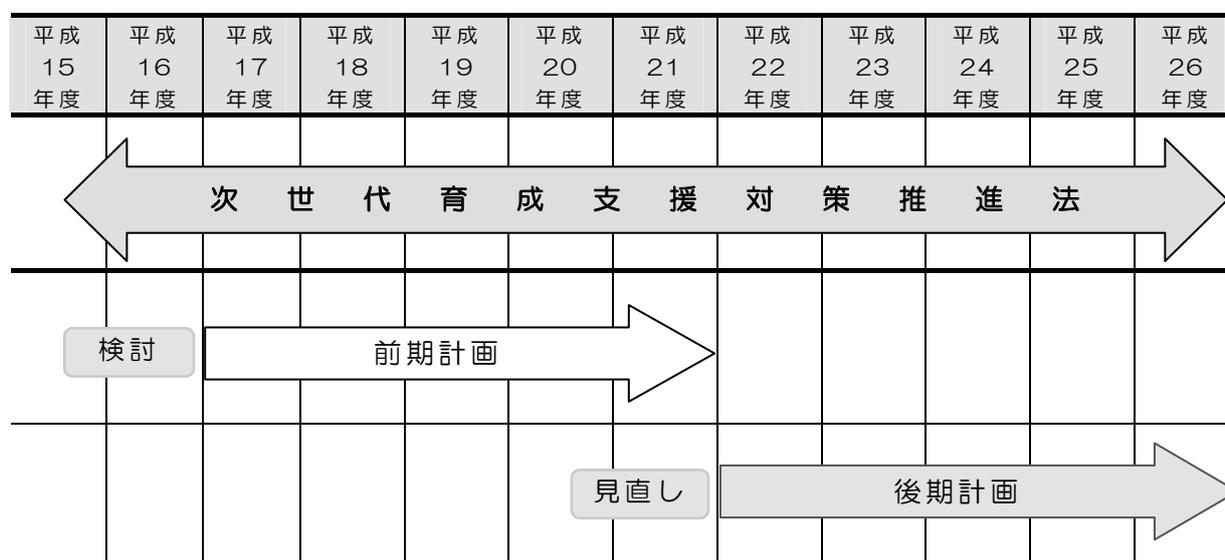
(パブリックコメント³の実施)

後期計画に幅広い区民の意見を活かすため、北区ニュース及び北区ホームページ、各閲覧場所等において後期計画（素案）を広報し、広く区民の意見を募りました。

4. 計画の期間

この計画は、平成 17 年度（2005 年度）を初年度とし、平成 26 年度（2014 年度）までの 10 年間にわたる次世代育成支援行動計画の後期 5 力年を対象としています。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間



³ パブリックコメントとは、区民生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策の策定の過程において、実施機関がその施策の案及び施策の案の資料を区民に公表し、それに対して区民から提出された意見に対する区の考え方を公表する手順をいいます。

第2章

子どもと家庭を取り巻く状況と 目標事業量の達成状況

- 1. 子どもと家庭を取り巻く状況
- 2. 前期計画の目標事業量の達成状況

1. 子どもと家庭を取り巻く状況

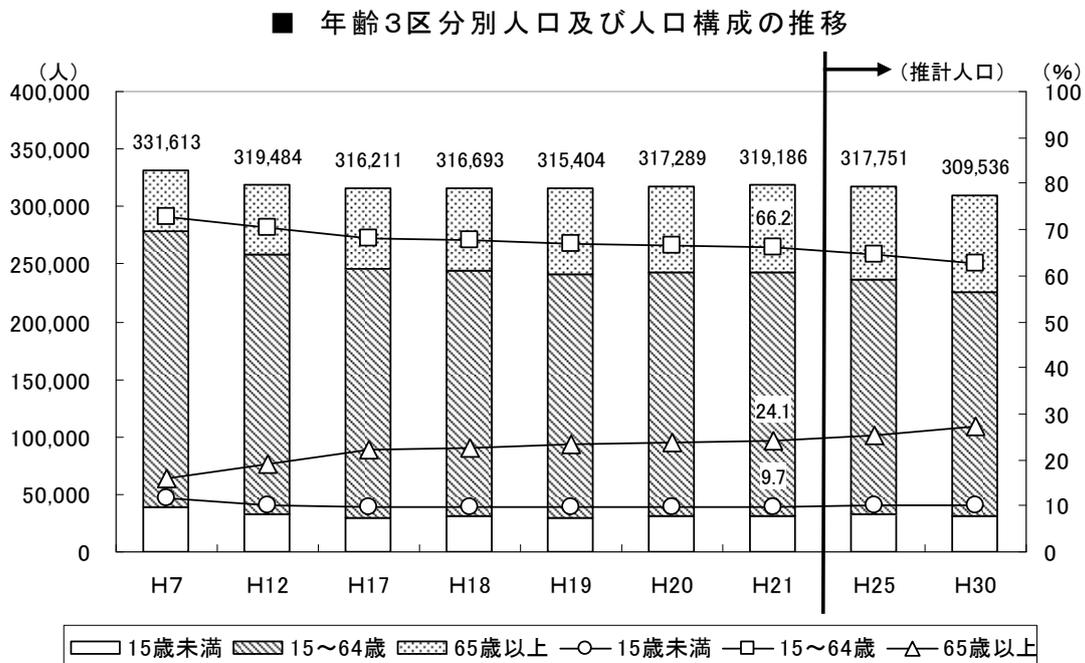
(1) 少子化の進行

① 人口・年齢3区分別人口

北区の住民基本台帳人口は、平成19年（2007年）まで減少していましたが、平成20年（2008年）以降増加傾向に転じ平成21年（2009年）1月1日現在319,186人となっています。

年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は31,052人（総人口の9.7%）、15～64歳の生産年齢人口は211,179人（同66.2%）、65歳以上の老年人口は76,952人（同24.1%）となっています。

人口構成の推移をみると、老年人口は、増加傾向を示す一方、生産年齢人口と年少人口は減少傾向となっており、今後もこの傾向が続くと見込まれています。

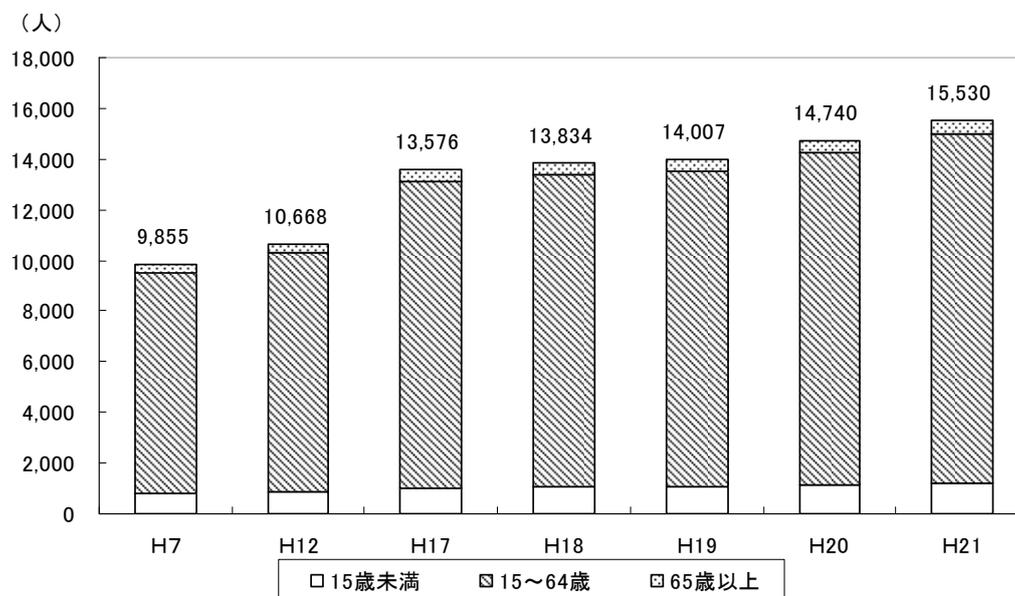


資料：住民基本台帳、
北区『北区人口推計調査報告書』平成20年3月

②外国人登録人口

北区の外国人登録人口は、平成7年（1995年）に9,855人であったものが、平成21年（2009年）1月1日現在15,530人とこの15年間に約6割増加しています。

■ 外国人登録人口の推移



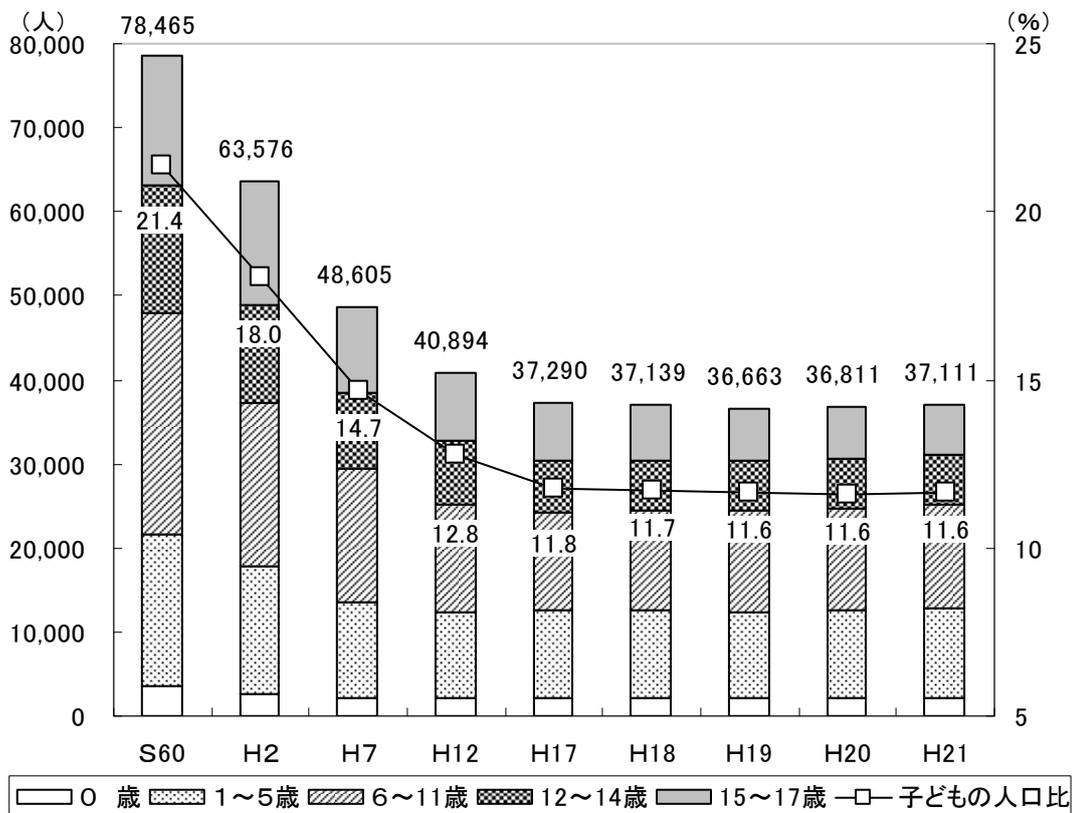
資料：外国人登録人口

③子どもの人口（18歳未満）

18歳未満の子どもの人口は、昭和60年（1985年）から平成19年（2007年）まで減少し、昭和60年（1985年）の78,465人が平成19年（2007年）には36,663人とほぼ半分に減少しました。その後、人口の増加に伴って徐々に増加しはじめ、平成21年（2009年）1月1日現在37,111人となっています。

総人口に対する子どもの人口の割合を昭和60年（1985年）と平成21年（2009年）とで比較すると、昭和60年（1985年）が21.4%で約5人に1人、平成21年（2009年）には11.6%で約9人に1人が18歳未満の子どもという状況になっています。

■ 子どもの人口の推移



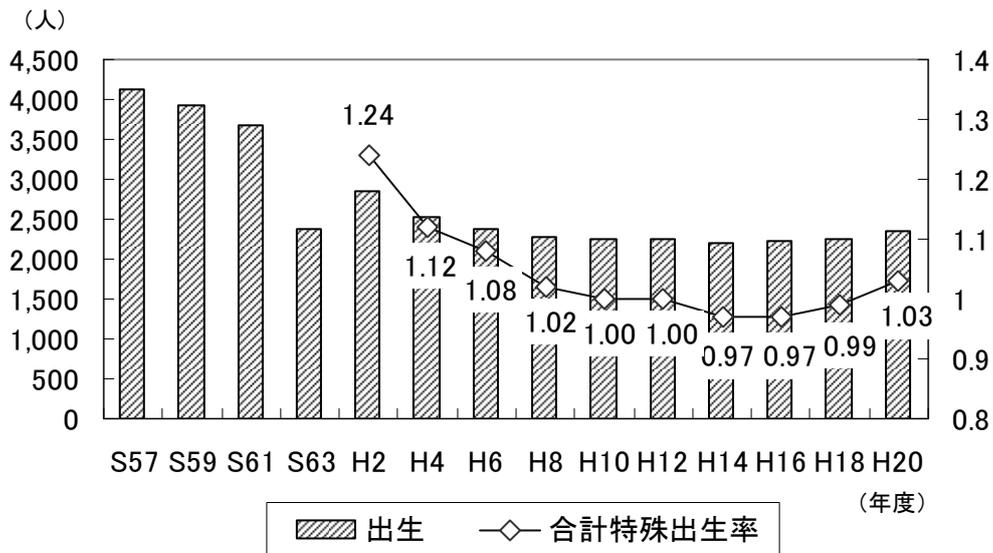
資料：住民基本台帳

④ 出生数・合計特殊出生率

北区の年間の出生数は昭和 57 年（1982 年）には 4,125 人でしたが、昭和 63 年（1988 年）から 2,000 人台となりました。平成 7 年（1995 年）に 2,136 人になった後は増減を繰り返しており、平成 20 年（2008 年）は 2,343 人となっています。

一方、北区の合計特殊出生率は平成 2 年（1990 年）に 1.24 となっており、その後低下傾向が続き、平成 15 年（2003 年）が最も低く 0.95 になりましたが、平成 20 年（2008 年）には 1.03 と少し上昇しています。

■ 出生数・合計特殊出生率の推移



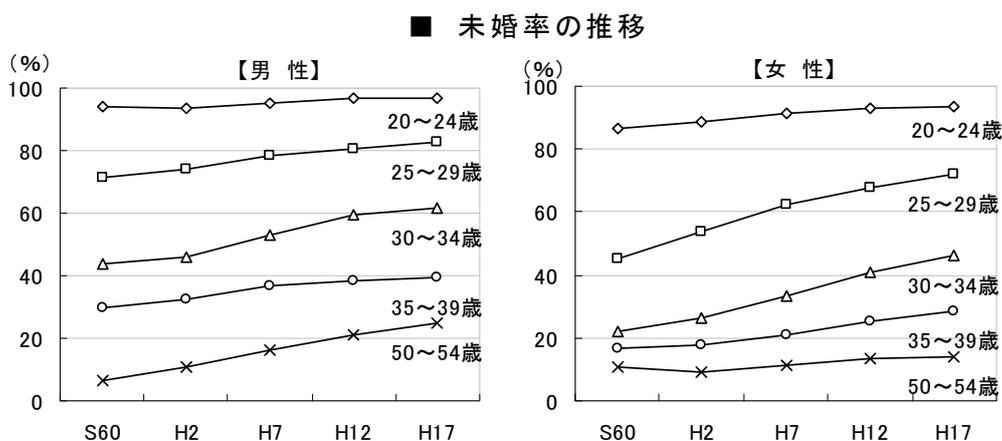
資料：厚生労働省『人口動態統計』

⑤ 少子化の背景

ア 未婚率

少子化の要因として、晩婚化の進行による未婚率の上昇が指摘されています。北区の未婚率の推移をみると、男性の場合は30～34歳、女性の場合は25～29歳、30～34歳を中心にして、全体的に上昇しています。特に25～29歳、30～34歳の女性についてみると、昭和60年（1985年）にはそれぞれ45.2%、22.0%であったものが、平成17年（2005年）にはそれぞれ71.8%、46.3%と飛躍的に増大しています。

また、50～54歳の未婚率をみると、男性が24.8%、女性が13.9%となっていることから、北区では未婚率の上昇だけでなく、他方で非婚化も進んでいます。



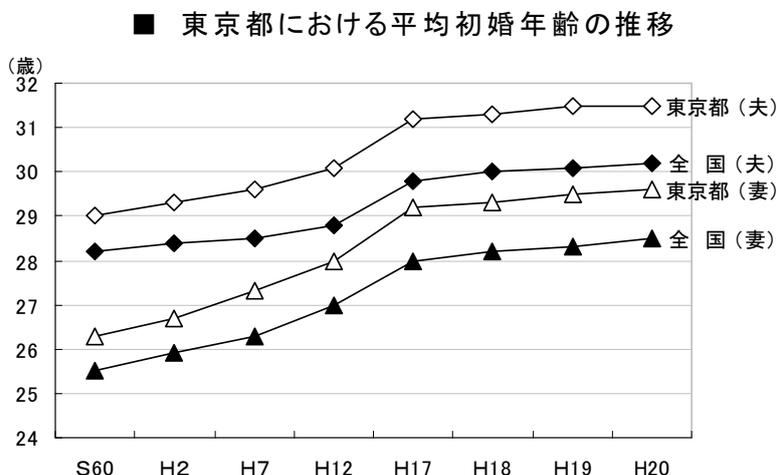
資料：総務省『国勢調査報告』

イ 平均初婚年齢

東京都における平均初婚年齢は、平成20年（2008年）現在夫31.5歳、妻29.6歳で全国平均の夫30.2歳、妻28.5歳を上回っています。

昭和60年（1985年）以降の推移をみると、夫婦ともに平均初婚年齢は上昇していますが、夫よりも妻の方が顕著です。

このようなことから、北区でも平均初婚年齢が上昇していると推定されます。



資料：厚生労働省『人口動態統計』

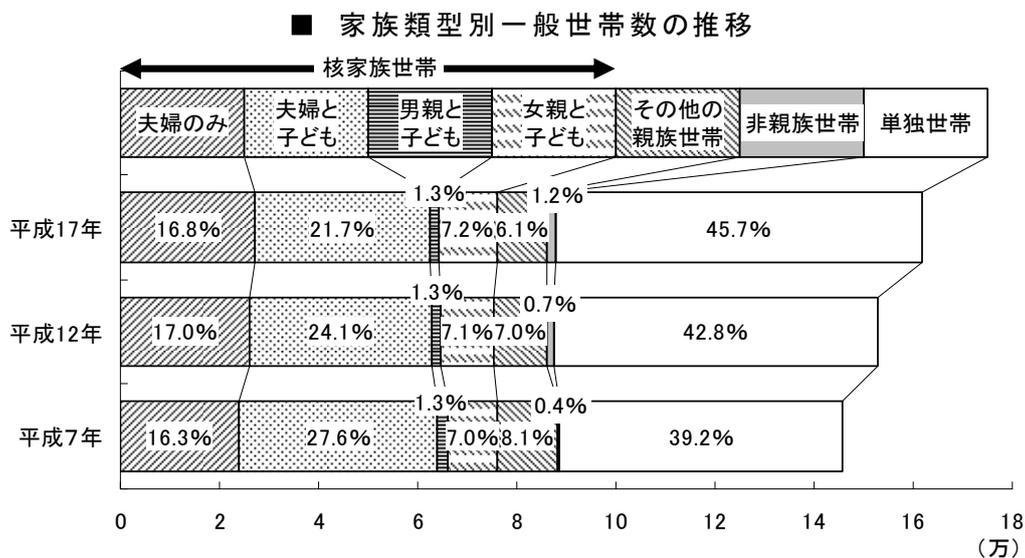
(2)子育て世帯の状況

①家族類型別一般世帯数

平成17年(2005年)の国勢調査によれば、北区の世帯数(一般世帯⁴)は161,827世帯、1世帯あたりの世帯人員は2.0人となっています。区内の世帯数は増加傾向にあります。区内の世帯数は増加傾向にありますが、「夫婦と子ども」の世帯は世帯数・構成比率とも減少しています。「女親と子ども」「男親と子ども」(それぞれひとり親世帯を含む)世帯数は増加していますが、構成比率は横ばいとなっています。「その他の親族世帯」(三世帯世帯を含む)は世帯数・構成比率とも減少しています。「単独世帯」は世帯数・構成比率とも増加傾向にあります。

世帯の家族類型は、北区では一般世帯の47.0%が核家族(「夫婦のみ16.8%」+「夫婦と子ども21.7%」+「男親と子ども1.3%」+「女親と子ども7.2%」)が占めており、三世帯世帯は3.1%となっています。また、単独世帯が45.7%を占めています。

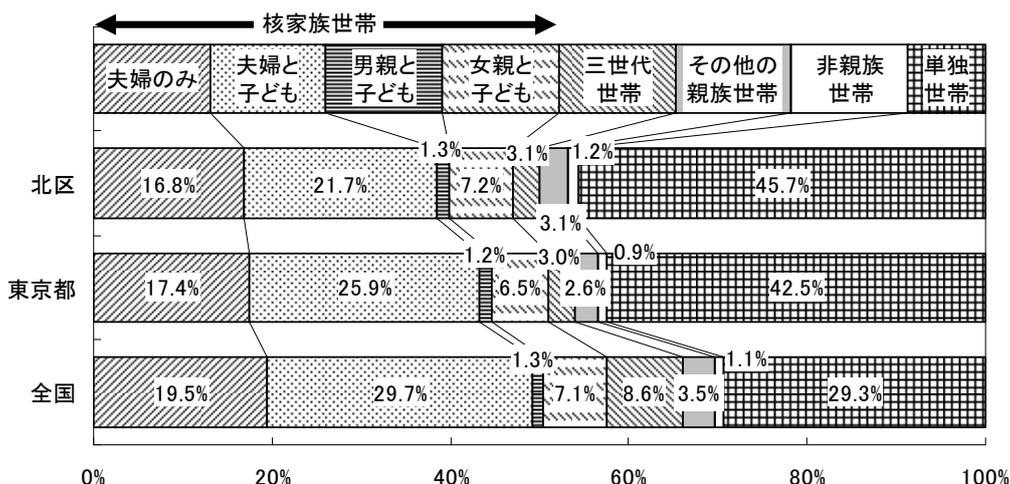
全国、東京都との比較では「夫婦と子ども」の世帯の割合が低く、全国との比較では「三世帯世帯」の割合が低く、「単独世帯」の割合が高くなっています。



資料：総務省『国勢調査報告』

⁴ 国勢調査の用語で、施設等の世帯(学校の寮の生徒・病院の入院者・社会施設の入所者・自衛隊営舎内居住者・矯正施設入所者等)以外の世帯。

■ 一般世帯の家族類型別比率の現状（比較）



資料：総務省『国勢調査報告』平成17年

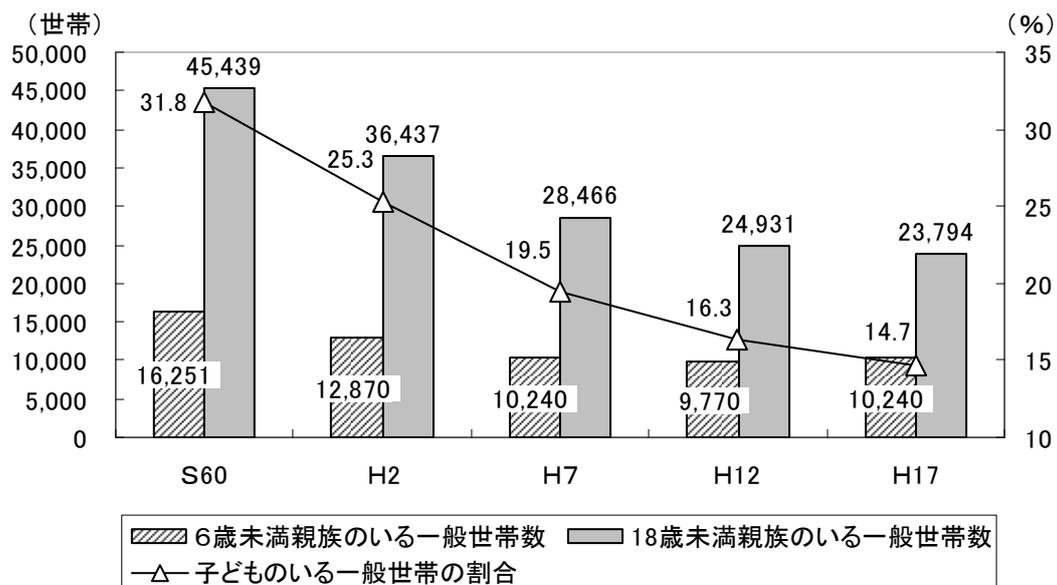
②子育て世帯の状況

ア 子どものいる世帯

少子化の進行に伴い、子どものいる一般世帯数も減少しており、平成17年（2005年）10月1日現在、6歳未満の親族のいる一般世帯数は10,240世帯、18歳未満の親族のいる一般世帯数は23,794世帯となっています。

子どものいる一般世帯の割合を昭和60年（1985年）と平成17年（2005年）とで比較すると、昭和60年（1985年）が31.8%で約3世帯に1世帯、平成17年（2005年）には14.7%で約7世帯に1世帯が子どものいる世帯という状況になっています。

■ 子どものいる一般世帯数の推移

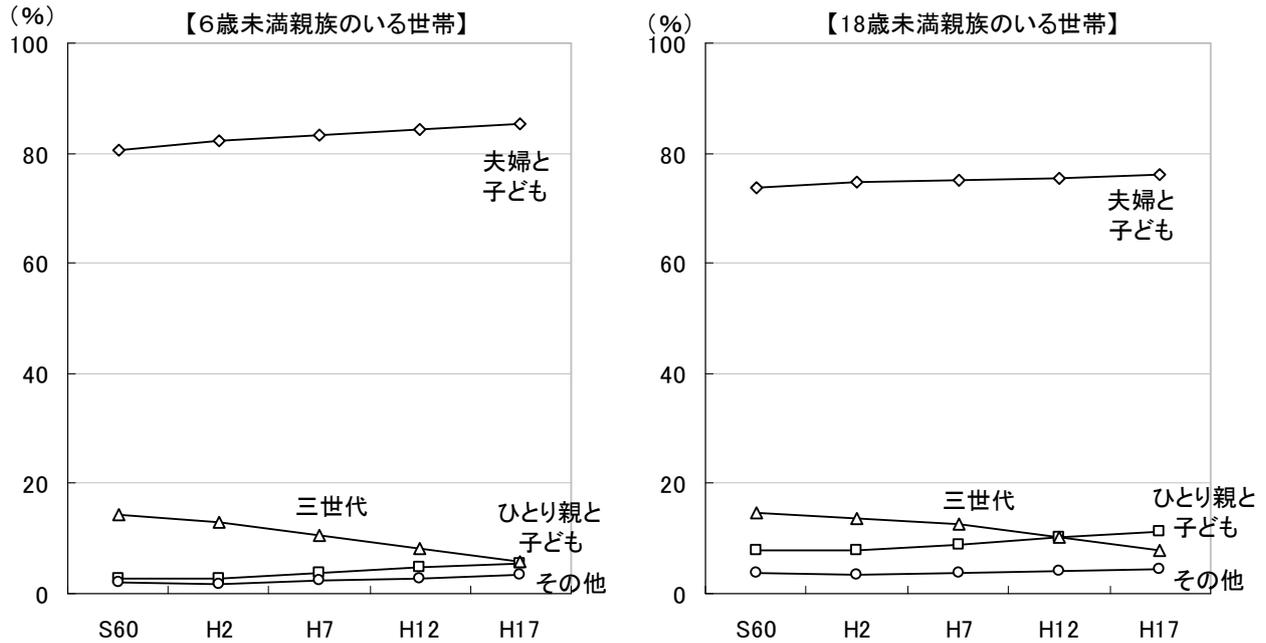


資料：総務省『国勢調査報告』

イ 家族類型別子どものいる世帯

北区における子どものいる世帯数を家族類型別にみると、都市化や核家族化の進展等により、夫婦と子どもやひとり親と子どもの世帯の割合が年々上昇し、三世代の世帯の割合が低下しています。特に、6歳未満の親族のいる一般世帯で夫婦と子どもの世帯の割合は、昭和60年(1985年)に80.5%であったものが、平成17年(2005年)には85.2%とこの20年間に4.7ポイント上昇しており、子どものいる世帯の占める割合が低下している中で、夫婦と子どもの世帯の割合が上昇しています。

■ 家族類型別子どものいる世帯割合の推移



資料：総務省『国勢調査報告』

(3)働く女性の状況

①事業所数と従業者数

北区における事業所数・従業者数は、平成18年（2006年）10月1日現在事業所数15,767カ所、従業者数139,917人を数えます。

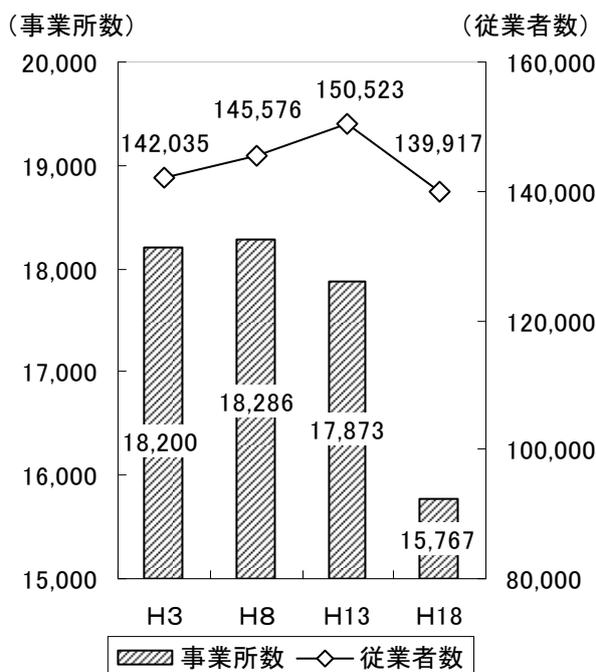
平成3年（1991年）以降の推移をみると、事業所数では、平成13年（2001年）に穏やかな減少傾向を示し、平成18年（2006年）には大きく減少しています。次に、従業者数では、平成13年（2001年）までは、穏やかに増加していましたが、平成18年（2006年）には事業所数と同様に大きく減少しています。

平成18年（2006年）現在の事業所数・従業者数を従業者規模別にみると、事業所数では「1～4人」の事業所が10,365カ所で全体の65.7%を占めており、「5～9人」が2,661カ所（同16.9%）、「10～19人」が1,374カ所（同8.7%）と、従業者20人未満の事業所が全体の9割以上を占めています。

また、従業者数では、事業所全体の0.8%である「100～299人」、同じく0.2%である「300人以上」の事業所がそれぞれ全体の15.4%（21,558人）、14.3%（19,957人）を占めており、従業者20人未満の小規模な事業所は全体の41.3%（57,747人）となっています。

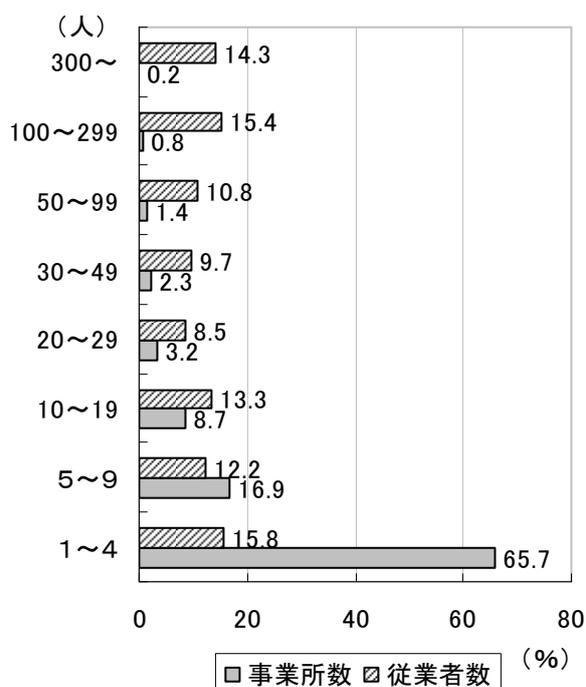
こうした中で、仕事と家庭の両立支援を図るため、平成23年（2011年）4月1日からは新たに従業員101人以上を雇用する事業主は一般事業主行動計画の策定が義務づけられましたが、平成18年（2006年）の時点の事業所数で131カ所が今後一般事業主行動計画を策定することが必要になります。

■ 事業所数・従業者数の推移



資料：北区『北区行政資料集』

■ 従業者規模別事業所数及び従業者数の現状(平成18年10月1日現在)

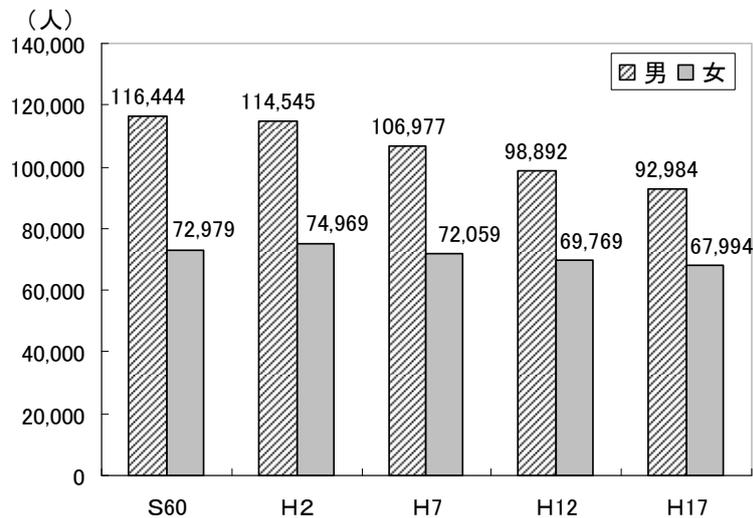


資料：東京都『事業所・企業統計調査報告』

②女性の就業者数

女性の就業者数は、平成 17 年（2005 年）10 月 1 日現在 67,994 人を数え、就業者全体の 42.2%を占めています。また、昭和 60 年（1985 年）と比べると、人口の減少に伴い就業者数も 4,985 人、6.8%減少していますが、この間の男性就業者の減少率（20.1%）を 13.3 ポイント下回っています。

■ 男女別就業者数の推移



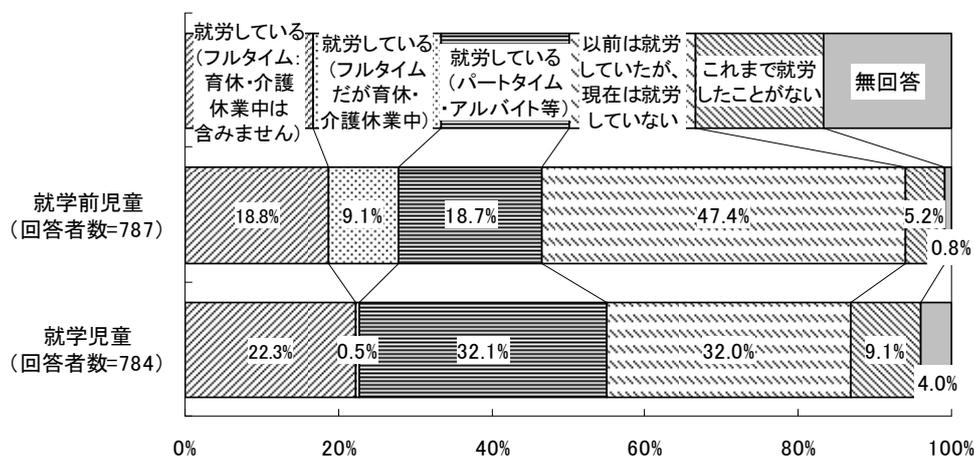
資料：総務省『国勢調査報告』

③子どものいる女性（母親）の就労状況

子どものいる女性（母親）の就労状況をみると、就学前児童の保護者では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く 47.4%、次いで「就労している（フルタイム）」が 18.8%、「就労している（パートタイム・アルバイト等）」が 18.7%となっています。

就学児童の保護者では「就労している（パートタイム・アルバイト等）」が最も多く 32.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（32.0%）もほぼ同じ割合を示しています。次いで「就労している（フルタイム）」が 22.3%となっています。

■ 子どものいる女性（母親）の就労状況



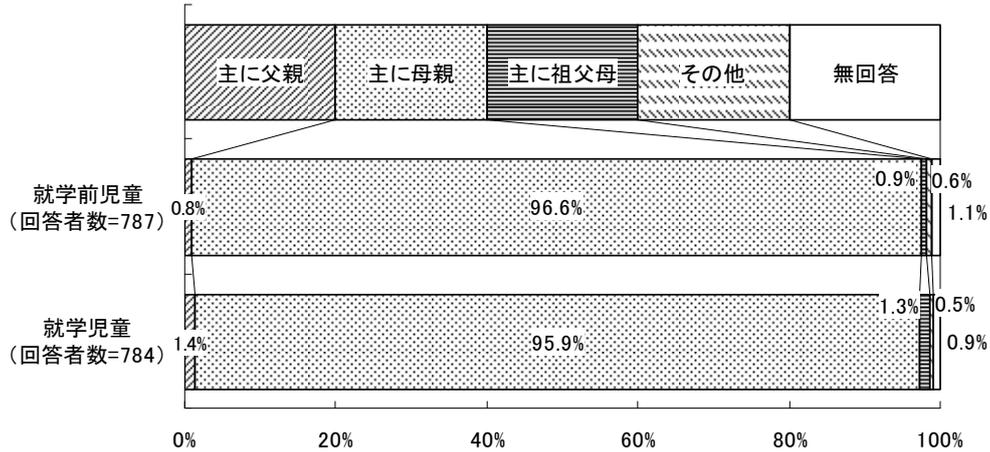
資料：北区『北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書』平成 21 年 3 月

(4)子育ての状況と子育て世帯のニーズ

①子どもの世話を主に行っている人

子どもの世話を主に行っている人を見ると、就学前児童の保護者・就学児童の保護者とも「主に母親」が最も多く、就学前児童の保護者が96.6%、就学児童の保護者が95.9%となっています。

■ 子どもの世話を主に行っている人

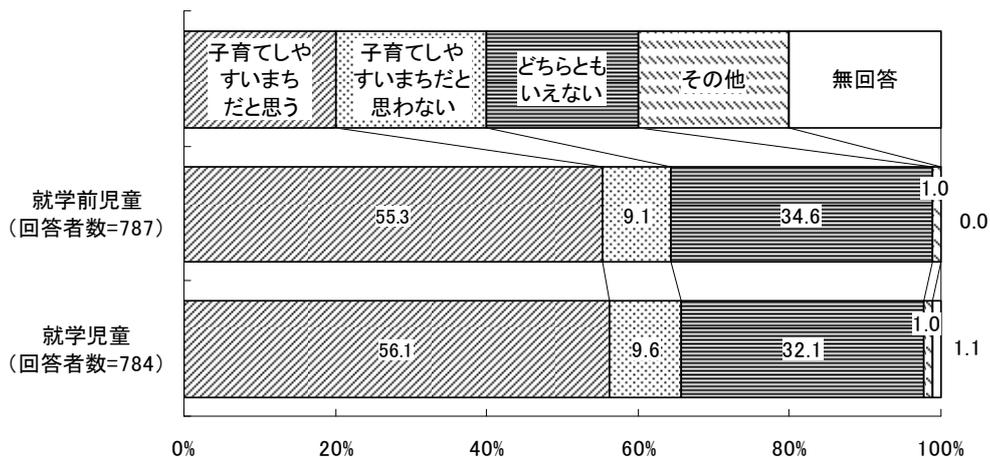


資料：北区『北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書』平成21年3月

②北区の子育てのしやすさ

就学前児童の保護者・就学児童の保護者とも、北区は「子育てしやすいまちだ」と回答した人が、「子育てしやすいまちだと思わない」と回答した人を大幅に上回っています。

■ 北区の子育てのしやすさ



資料：北区『北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書』平成21年3月

(5)子どもの居場所と放課後の過ごし方

①平日の放課後の居場所

平日の放課後の居場所について、就学児童の保護者では「学習塾や習い事に行く」「友だちや兄弟姉妹と公園など外で遊ぶ」と回答した人が多く過半数を占めていました。また、12～14歳・15～17歳では「自分の家」「部活動」「学習塾や習いごと」「友だちの家」「学校」と回答した人が上位を占めていますが、15～17歳では12～14歳に比べて「部活動」の割合が大幅に低下しています。

■ 平日の放課後の居場所(複数回答)[上位5位]

区 分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
就学児童の保護者 (回答者数=784)	学習塾や習い事に行く (54.1%)	友だちや兄弟姉妹と公園など外で遊ぶ (50.9%)	友だちや兄弟姉妹と家の中で遊ぶ (39.5%)	自宅で家族と過ごす (33.9%)	図書館、児童館、文化センター等の公共施設に行く (18.4%)
12～14歳 (回答者数=146)	自分の家 (88.4%)	部活動 (61.8%)	学習塾や習いごと (33.6%)	友だちの家 (21.2%)	学 校 (17.8%)
15～17歳 (回答者数=218)	自分の家 (83.5%)	部活動 (31.2%)	学 校 (26.6%)	学習塾や習いごと (22.0%)	友だちの家 (18.3%)

(注)就学児童の保護者と12～17歳では、調査票の選択肢が異なる。

資料:北区『北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書』平成21年3月

②土曜日の居場所(就学児童の保護者が対象)

就学児童の土曜日の居場所は、「自宅で家族と過ごす」「家族でレジャーや買い物に行く」「友だちや兄弟姉妹と公園など外で遊ぶ」「学習塾や習い事に行く」「友だちや兄弟姉妹と家の中で遊ぶ」などが多くあげられていました。

■ 土曜日の居場所(複数回答)[上位5位]

区 分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
就学児童の保護者 (回答者数=784)	自宅で家族と過ごす (59.9%)	家族でレジャーや買い物に行く (43.8%)	友だちや兄弟姉妹と公園など外で遊ぶ (39.3%)	学習塾や習い事に行く (26.4%)	友だちや兄弟姉妹と家の中で遊ぶ (24.2%)

資料:北区『北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書』平成21年3月

③日曜日・祝日の居場所

日曜日や祝日の放課後の居場所は、就学児童の保護者では「自宅で家族と過ごす」「家族でレジャーや買い物に行く」と回答した人が多くそれぞれ7割前後を占めていました。また、12～14歳・15～17歳では「自分の家」と回答した人が最も多くそれぞれ約9割を占めており、次いで「部活動」「友だちの家」「学習塾や習いごと」「区外の店」「区内の店」と回答した人がそれぞれ約2割～3割を占めています。

■ 日曜日・祝日の居場所(複数回答)[上位5位]

区 分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
就学児童の保護者 (回答者数=784)	自宅で家族と過ごす (70.9%)	家族でレジャーや買い物に行く (67.9%)	友だちや兄弟姉妹と公園など外で遊ぶ (37.1%)	友だちや兄弟姉妹と家で遊ぶ (21.0%)	スポーツクラブに参加する (13.6%)
12～14歳 (回答者数=146)	自分の家 (89.7%)	部活動 (32.2%)	友だちの家 (29.5%)	学習塾や習いごと (20.5%)	区外の店 (19.2%)
15～17歳 (回答者数=218)	自分の家 (87.2%)	区外の店 (30.7%)	友だちの家 (25.7%)	部活動 (20.6%)	区内の店 (17.0%)

(注)就学児童の保護者と12～17歳では、調査票の選択肢が異なる。

資料:北区『北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書』平成21年3月

④放課後や土曜日・休日の過ごし方(就学児童の保護者が対象)

就学児童の平日の放課後の過ごし方は、「テレビ・ビデオをみる」「テレビゲーム・パソコンをする」「マンガを読む」「本を読む」などと回答した人が多く、また、「家の外で遊ぶ」と回答した人も約6割を占めています。

土曜日や休日の過ごし方は、「家の中でテレビ、ゲーム、読書など好きなことをする」と回答した人が最も多く約8割を占めています。次いで「近所で遊んだり、運動したりする」「映画・旅行・買い物などに行く」と回答した人が5割台が続いています。

■ 放課後や土曜日・休日の過ごし方(複数回答)[上位5位]

区 分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
平日の放課後 (回答者数=784)	テレビ・ビデオをみる (73.9%)	家の外で遊ぶ (55.5%)	テレビゲーム・パソコンをする (51.4%)	マンガを読む (40.6%)	本を読む (40.1%)
土曜日・休日 (回答者数=146)	家の中でテレビ、ゲーム、読書など好きなことをする (75.3%)	近所で遊んだり、運動したりする (56.9%)	映画・旅行・買い物などに行く (54.8%)	家族でおしゃべりなどをする (45.4%)	家でゆっくり休養する (44.4%)

資料:北区『北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書』平成21年3月

2. 前期計画の目標事業量の達成状況

前期計画では、国及び東京都が特に重点的に進めていくとした取組について、前期計画の最終年度である平成21年度までに達成すべき北区の目標値を定めました。

この間、北区では、「子育てするなら北区が一番！」を目指し、「子ども」・かがやき戦略を4つの重点戦略の中の一つに掲げて子育て支援策の充実を図ってきました。

その結果、病後児保育を除き、各項目について目標値を達成しました。

しかし、平成21年度の保育園待機児童数は4月1日現在で88人に達していることや、延長保育などの多様なサービスに対するニーズも依然として多いことから、こうしたニーズを的確に把握し、後期計画に反映させています。

■ 目標事業量の達成状況

《国の重点的な取組》

事業名	年度	平成16年度 実績	平成21年度 目標値	平成21年度 実績
通常保育		4,675人	4,775人	4,928人
延長保育		20カ所	25カ所	26カ所
		500人	560人	653人
一時保育		13カ所	23カ所	32カ所
		39人	75人	86人
休日保育		1カ所	3カ所	4カ所
		30人	90人	210人
夜間保育		0カ所	1カ所	1カ所
		0人	30人	30人
病後児保育（施設型）（注）		0カ所	3カ所	2カ所
		0人	12人	8人
トワイライトステイ ⁵		0カ所	1カ所	1カ所
		0人/年	720人/年	913人/年
放課後児童クラブ		47カ所	55カ所	57カ所
		1,930人	2,280人	2,360人
ショートステイ ⁶		0カ所	1カ所	1カ所
		0人/年	720人/年	913人/年
ファミリー・サポート・センター		1カ所	1カ所	1カ所

（注）病後児保育（施設型） 赤羽地区に設置を予定していた病後児保育のスペースを最優先課題である待機児童解消のため保育室に充て、計画達成の年数を先に延ばしています。

⁵ 保護者が病気や出産、出張などのとき、他に保護者がいない場合、2歳～12歳の児童を児童養護施設において午後1時～10時まで預かる事業。

⁶ 上記の状況の場合に、2歳～12歳の児童を児童養護施設において泊りがけで一時預かる事業。

《東京都の重点的な取組》

事業名	年度	平成 16 年度 実績	平成 21 年度 目標値	平成 21 年度 実績
子ども家庭支援センター		1カ所	先駆型への移行	先駆型へ移行済
子育て広場A型（注1）		3カ所	3カ所	25カ所
産後支援ヘルパー（注2）		0回/年	280回/年	2,780回/年
認証保育所 ⁷		2カ所	2カ所	2カ所
		54人	54人	54人
虐待防止ネットワーク		設置：有	設置：有	設置：有

（注1）子育て広場A型 平成 16 年度（2004 年度）は赤羽・王子・滝野川の拠点3カ所の児童館で実施していましたが、平成 21 年度には全児童館 25カ所で実施しています。

（注2）産後支援ヘルパー 平成 21 年度目標値は東京都での利用率を基に目標を定めましたが、平成 19 年度より子育て応援団事業の一環として「子育て福袋」に無料利用券を入れ、利用拡大を図る環境を整えました。

⁷ 東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、都が認証したもの。

第 3 章

計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念
- 2. 基本方針
- 3. 施策目標

1. 基本理念

北区次世代育成支援行動計画の基本理念は、北区の子育て・子育てに対する支援を進める上での基本的な考え方、将来の理想を表現しています。

前期計画を策定した後も全国的には出生数が減少し、北区においても同じような状況が続き14歳以下の人口は3万人台を推移していましたが、平成20年（2008年）以降は若干増加傾向に転じ、平成21年（2009年）には3万1千人台になりました。区の人口推計では、平成26年（2014年）には3万3千人台に達し、その後は多少の増減を繰り返しながら平成40年（2028年）には2万6千人台へ推移していくと予測しています。一方、高齢者人口は平成21年（2009年）には7万7千人台に近づくとともに、高齢化率は24.11%と特別区では最も高くなるなど、少子高齢化という人口構成のアンバランスの改善は北区の大きな行政課題となっています。

この課題を解決するためにも次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることは大変重要なことです。未来を担う子どもたちが、心身共に健やかに成長していくことを、だれもが願っています。また、子どもたちは生まれながらにして無限の可能性を持っており、子育てに第一義的な責任を有する保護者と家庭の努力とともに、子ども一人ひとりの権利を尊重し、個性を大切にしながらその可能性を十分に伸ばしていくことが、私たち大人や社会の責務です。次代を担う子どもたちの活躍は、地域の活力に欠かすことはできません。北区次世代育成支援行動計画では、区内に大勢の子どもたちの声が響き、元気に遊ぶ姿をあちこちで見ることが出来るまちを目指していくために、

子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

を計画の基本理念としました。

「子どもの笑顔」には子どもの育ちへの支援、子どもの人権が守られていることが象徴されており、「家庭や地域の元気が満ちるまち」には、子育ての基本は家庭にあるとともに地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。「輝く北区」は、「子どもの笑顔」「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。

基本理念は前期計画で示したものですが、後期計画においてもこの理念をもとに施策を総合的に進めていきます。

2. 基本方針

「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」の実現に向けて、基本方針を次のように定めます。

基本方針1 “すべて”の子育て家庭への支援

核家族化や地域との関わりが希薄化する中で、子育てが孤立化し、子育てに不安感をもつ親や、精神的に不安定な状況で子育てをする親も増えてきています。現代社会において、虐待はどこの家庭でも起こる可能性のある問題とも言われるように、子育てに対する負担は大きなものがあります。このような子育てに関する負担や不安を少しでも軽減させ、子育て家庭が子育ての喜びを感じるような社会にすることが必要です。経済力や家族形態、子どもの年齢にとらわれることなく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、切れ目なく支えるための包括的な支援をしていきます。

基本方針2 “まちぐるみ”での子育て支援

子育ての第一義的な責任は家庭にあります。一方で「子どもは社会の宝」という考えもあり、子育てを個々の家庭での営みとしてのみ捉えるのではなく、子育てを広く社会全体で支える「子育ての社会化」が必要です。かつての地域は多様な人々の交流があり、子どもはさまざまな人々との交流を通して社会性を身につけてきました。「子育ての社会化」を実現させていくには、家庭、児童館、保育園・幼稚園・学校、地域社会、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”の力と“行政”とが協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

基本方針3 “子育て”・“子育て”への支援 ～子どもの人権を尊重して

子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。

これを進めるには、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの基本的人権を尊重することが重要です。これからの社会の担い手である子どもたちに対し、家庭、地域、行政が共通の理念の下にその連携を強化し、多様な活動の機会の提供など子どもが自ら育つ力を開花できるよう、自立に向けた支援を進めます。

基本方針4 “顔が見える”子育てネットワークづくり

都市化や核家族化の進展に伴い、身近な地域に相談できる相手がいないなど家庭の養育力が低下しているといわれています。これを向上させるには、子育て仲間をつくるための場や仕組みを提供し、親同士・家庭同士のネットワーク化を図る必要があります。このためには保育園や幼稚園、学校、児童館、学童クラブ、子ども家庭支援センター、児童相談所、地域の協力者など地域の子育て支援機関が支援や情報提供を行うことが必要です。また、一つの機関だけでの取り組みでは解決しないことも多いため、それぞれの機関同士の連携も重要となります。関係者が情報を共有し、支援する側も支援される側も含めた“顔が見える”子育てネットワークづくりを進めていきます。

■ 基本理念・基本方針イメージ図



3. 施策目標

基本方針を具体化するため、次の7つを施策目標として位置づけ施策を推進します。

1. 家庭の育てる力を支えるしくみづくり

子育てに楽しみや喜びが感じられるよう、多様な保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、子育てを学ぶ場の提供、経済的負担の軽減策などを推進します。

2. 子育て家庭を支援する地域づくり

住み慣れた地域で安心して子育てと子育てができるよう、地域ぐるみによる子育て支援、地域活動の促進、子育てネットワークづくり、人材の育成などを推進します。

3. 未来を担う人づくり

子どもたちが、元気に未来に向かって明るくのびのびと育っていけるよう、さまざまな体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の充実を図ります。

4. 親と子のこころとからだの健康づくり

妊娠・出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安心できる妊娠と出産への取り組みとともに、子どもが健やかに育つよう子どもの発育・発達への支援、子どものいのちとこころを守る取り組みを推進します。

5. 安全・安心な子育て環境づくり

子どもと子育て家庭が安全・安心して子育てができるよう、子どもの安全を確保する取り組みや犯罪を防止する活動、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

6. 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

虐待の発生予防及び早期発見体制を充実するとともに、ひとり親家庭や障害のある子どもと家庭など特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

7. 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスを普及・啓発するとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進します。

〈施策の体系〉

基本理念

子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

基本方針

基本方針 1

“すべて”の
子育て家庭への支援

基本方針 2

“まちぐるみ”での
子育て支援

基本方針 3

“子育て”・
“子育て”への支援
～子どもの人権を
尊重して

基本方針 4

“顔がみえる”
子育てネットワーク
づくり

施策目標

個別目標

1 家庭の育てる
力を支える
しくみづくり

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 相談・情報提供の充実
- (3) 親育ちへの支援
- (4) 経済的負担の軽減

2 子育て家庭を
支援する
地域づくり

- (1) 地域における子育て家庭への支援
- (2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進
- (3) 地域における子育てネットワークの育成・支援
- (4) 地域づくりのための人材育成の推進

3 未来を担う
人づくり

- (1) 健全な成長と自立に向けた体験の
機会の充実
- (2) 就学前教育の充実
- (3) 教育の場における子育てへの支援

4 親と子の
こころと
からだの
健康づくり

- (1) 安心できる妊娠と出産
- (2) 子どもの発育・発達への支援
- (3) 子どものいのちとところを守る

5 安全・安心な
子育て
環境づくり

- (1) 子どもの安全を確保する活動の推進
- (2) 犯罪を防止する活動の推進
- (3) 安心して子育てできるまちづくり

6 特に配慮の
必要がある
子どもと
家庭への支援

- (1) 児童虐待等防止対策及び被虐待児と
家庭への支援
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障害のある子どもと家庭への支援

7 安心して
子育てと
仕事ができる
環境づくり

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・
バランス）の普及啓発
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (3) 男女が共に担う子育ての推進

第4章

次世代育成支援の総合的展開

- 1. 家庭の育てる力を支えるしくみづくり
- 2. 子育て家庭を支援する地域づくり
- 3. 未来を担う人づくり
- 4. 親と子のこころとからだの健康づくり
- 5. 安全・安心な子育て環境づくり
- 6. 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
- 7. 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

1. 家庭の育てる力を支えるしくみづくり

(1) 多様な保育サービスの充実

【現状と課題】

- 企業間競争の激化や産業構造の変化、世界的な景気の後退により、保護者の就労形態等が多様化し、延長保育や休日保育、夜間保育、病後児保育など多様な保育ニーズへの対応も求められています。また、育児休業制度の普及に伴い、出産後も継続して就労を希望する女性が多くなっていることなどから、年々保育園や学童クラブの利用希望が増加しています。
- 増大する保育ニーズに対応するため、北区では平成16年度（2004年度）及び平成17年度（2005年度）に東京都認証保育所をそれぞれ1園、平成19年度（2007年度）には私立保育園2園を増設しました。併せて、平成19年度（2007年度）及び平成20年度（2008年度）には公私立保育園の定員を拡大するとともに平成21年度（2009年度）は定員の拡大や弾力化によりさらに受入れ枠を拡大してきました。また、一時保育や病後児保育（施設型）、夜間保育、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業など多様な保育サービスを実施して仕事と子育ての両立支援と在宅児を含めた子育て支援を公・民協力のもとに進めてきました。今後は、多様な保育サービスの充実に努めるとともに、病児保育の実施に向けた検討が必要です。

■ 保育園数・定員の推移

（単位：園、人、％）

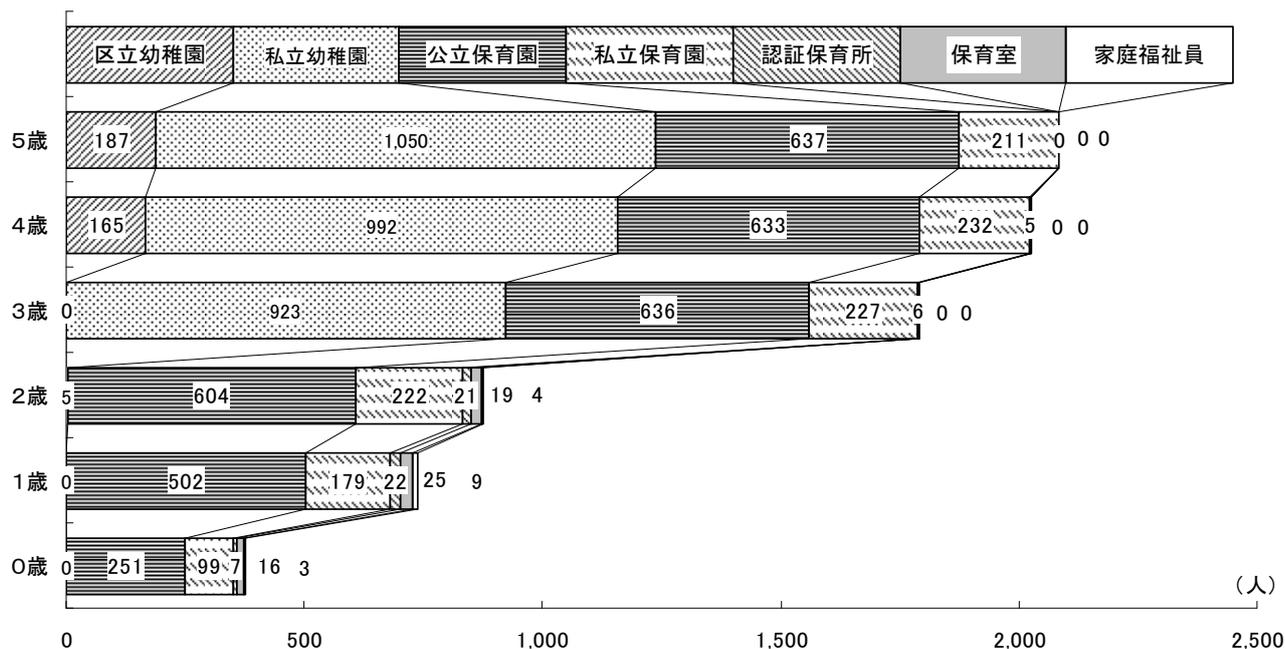
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
区立保育園	施設数	36	36	36	36	36
	定員	3,527	3,527	3,562	3,588	3,646
私立保育園	施設数	12	12	14	14	14
	定員	1,151	1,154	1,304	1,304	1,312
東京都認証保育所	施設数	2	2	2	2	2
	定員	54	54	54	54	54
保育室	施設数	7	7	6	6	6
	定員	110	110	98	98	98
家庭福祉員	施設数	2	3	2	2	4
	定員	8	14	9	9	18
合計	施設数	59	60	60	60	62
	定員	4,850	4,859	5,027	5,053	5,128
0～5歳児人口		12,560	12,605	12,417	12,500	12,807
人口に対する定員の割合		38.6	38.5	40.5	40.4	40.1

（注）各年4月1日現在

資料：保育課

○ 平成 21 年（2009 年）4 月 1 日現在、区立保育園 36 園、私立保育園 14 園の計 50 園の認可保育園が整備され、定員は 4,958 人となっています。また、東京都認証保育所 2 園（定員 54 人）や北区と契約を結んでいる保育室が 6 園⁸（定員 98 人）あります。さらに、家庭福祉員 4 園（定員 18 人）についても拡充し、内容の充実に努めてきました。さらに、学童クラブについては待機児童を出さないための取り組みを毎年行っており、整備状況は 57 クラブ 1 分室、定員 2,360 人となっています。

■ 就学前施設在籍数（北区在住児童）

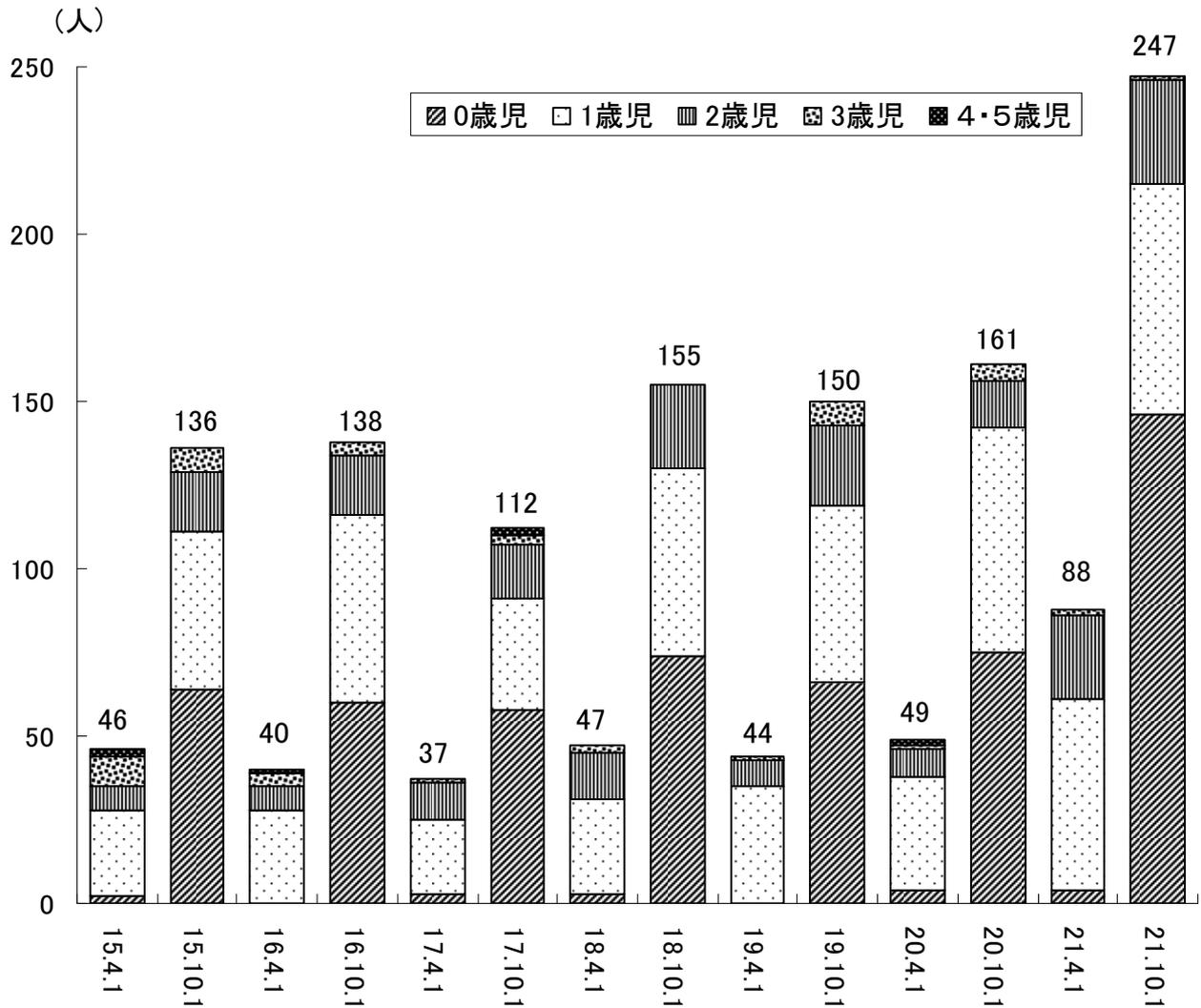


資料：子育て支援課・保育課・学務課

○ しかし、平成 15 年（2003 年）以降約 40 人台で推移してきた 4 月 1 日現在の保育所の待機児童は、平成 21 年（2009 年）に 88 人を数えました。これは、平成 21 年（2009 年）4 月入園の新規申し込みが前年に比較し 187 人増加したことも大きく影響しています。また、年度当初に比べて毎年 10 月には待機児童数が 100 人を超えており、特に平成 21 年（2009 年）10 月 1 日現在では、247 人に達していることから、緊急な待機児の解消が求められています。今後は、待機児童の解消に向けて、既存保育施設の改修に併せた定員拡大や分園の整備、東京都認証保育所の誘致、家庭福祉員の増員など多様な手法を取り入れた対応を行う必要があります。なお、学童クラブの待機児童は平成 21 年（2009 年）4 月 1 日現在 3 人となっており児童館で対応しています。

⁸ 保育サービス（認可保育所＋認証保育所＋保育室＋家庭福祉員＋事業所内保育）については施設の単位を園と表示しています。

■ 保育所待機児童数の推移

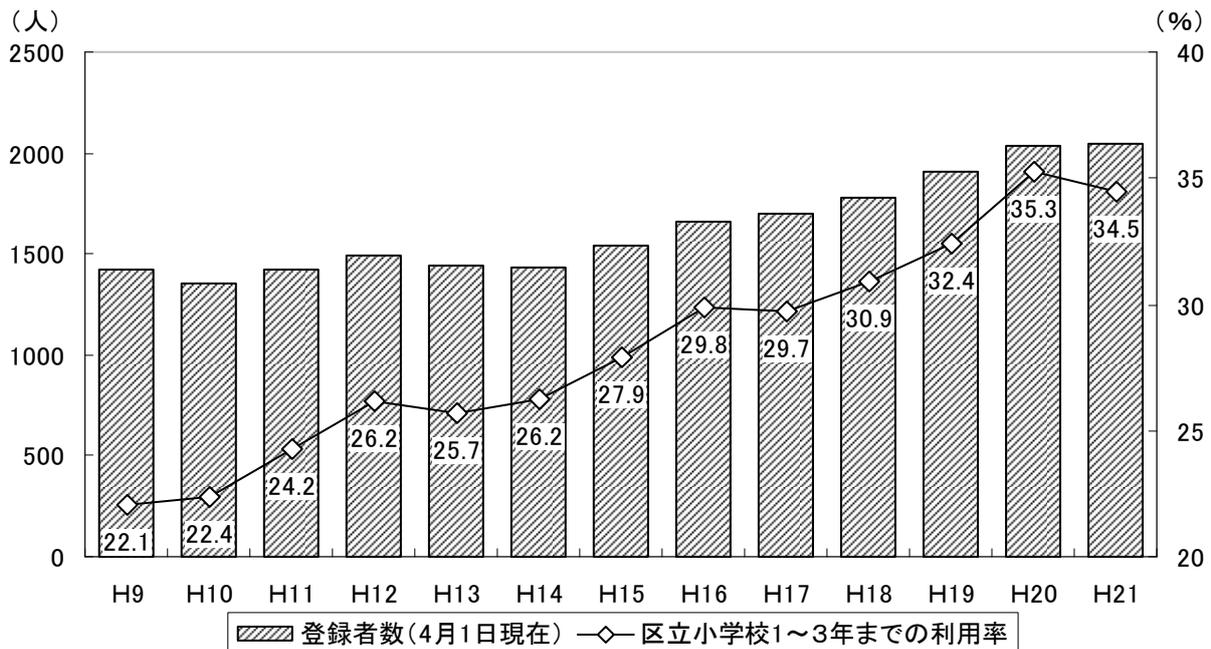


資料：保育課

- アンケート調査の結果では、育児休業明けの希望する保育サービス等の利用状況について、就学前児童・就学児童の保護者とも「育児休業期間を調整したので（保育サービス等を）利用できた」「（保育サービス等を）利用できなかった」と回答した人がそれぞれ4割～約5割を占めていました。今後は、待機児童の解消だけでなく、産休明けや育休明けによる年度途中の入園希望に応え、職場復帰できるような支援策を検討し、育児休業を打ち切って、あるいは延長して入園せざるを得ない状況を改善することも必要です。
- 厳しい財政状況のもとで、限られた財源を有効に活用し、これらのニーズに的確かつ迅速に対応していかなければなりません。効率的で柔軟な運営を目指し、平成13年度（2001年度）に区立保育園1園を公設民営化しました。平成18年度（2006年度）からは指定管理者による運営を始め、平成21年度（2009年度）は7園で実施し、延長保育や病後児保育など保育施策の充実を図っています。

- 保育所は、子どもの生命及び情緒の安定を図るために行う援助やかかわりである養護と、子どもが健やかに成長しその活動がより豊かに展開されるための発達の援助である教育を行う施設であり、子どもの生活や遊びを通して養護と教育を総合的に展開していくことが必要です。
- 公私立保育園では、利用者の適切な選択と、自らが提供するサービスの質の向上を図るという観点から、東京都の福祉サービス第三者評価を実施しており、その結果を公表することにより、保育サービスの質の向上と透明性の確保を図っています。

■ 学童クラブ登録者数・利用率の推移



資料：子育て支援課

【取組の方向性】

○ 待機児ゼロを目指す

低年齢児を中心に増加する保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備・誘導に取り組み、保育所の待機児ゼロを目指します。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を必要とするすべての児童が利用することができるよう学童クラブを整備し、待機児ゼロを目指します。

○ 多様な保育サービスの充実

延長保育や休日保育、病後児保育、一時保育など多様な保育サービスの充実を図ります。また、これを柔軟に実施するため、多様な主体によるサービスの提供体制を築きます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目 標 ・ 方 向
保育所待機児童発生率	2.0% (行政資料集：H21.4.1)	0%
学童クラブ待機児童発生率	0.1% (子育て支援課：H21.4.1)	0%
病児・病後児保育実施力所数	2 園 (保育課：H21.4.1)	1 医療機関 3 園

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現 状	目 標
		平成 21 年度	平成 26 年度
担当課：子育て支援課			
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもショートステイ事業（主）【4-3、6-1】 保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で必要な養育を行います。 	維持・推進	1カ所	1カ所
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもトワイライトステイ事業（主）【4-3】 保護者が就労等により、平日の夜間または休日に不在になる家庭において、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で必要な養育を行います。 	維持・推進	1カ所	1カ所
基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童健全育成事業(学童クラブ)〔学童クラブの定員拡大〕(主)【7-2】 就労等により保護者が日中家庭にいない小学校1年生～3年生に遊びと生活の場を提供することにより健全に育成します。 	拡充	定員 2,360人	定員 2,560人
<ul style="list-style-type: none"> ●児童館等の外部化 児童館(学童クラブ含む)の管理運営について、指定管理者制度導入を実施します。 	拡充	4児童館	9児童館
<ul style="list-style-type: none"> ●4年生の児童館特例(主)【7-2】 小学校3年生まで学童クラブを利用していた児童について、環境の変化に対応するため、4年生の夏休み終了時まで、特例として下校時に直接児童館へ来館できます。 	維持・推進	25館	25館
<ul style="list-style-type: none"> ●私立幼稚園での預かり保育 私立幼稚園において通常の教育時間の終了後や長期休暇中にお子さんをお預かりします。 	維持・推進	22園	22園
担当課：保育課			
基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ●認可保育園〔保育園待機児解消〕(主)【7-2】 国が定めた基準を満たした施設で、保護者の就労等で保育に欠ける0歳～5歳までのお子さんをお預かりします。(分園4園) 	拡充	50園	54園
基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ●保育室〔保育園待機児解消〕(主)【7-2】 都が設けた一定基準を満たした施設で、保護者の就労等で保育に欠ける0歳～3歳未満児をお預かりします。 	縮減	6園	2園
基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ●認証保育所〔保育園待機児解消〕(主)【7-2】 大都市の特性に着目し、都が独自に設けた基準により0歳～2歳の児童を中心に保育を行います。 	拡充	2園	9園

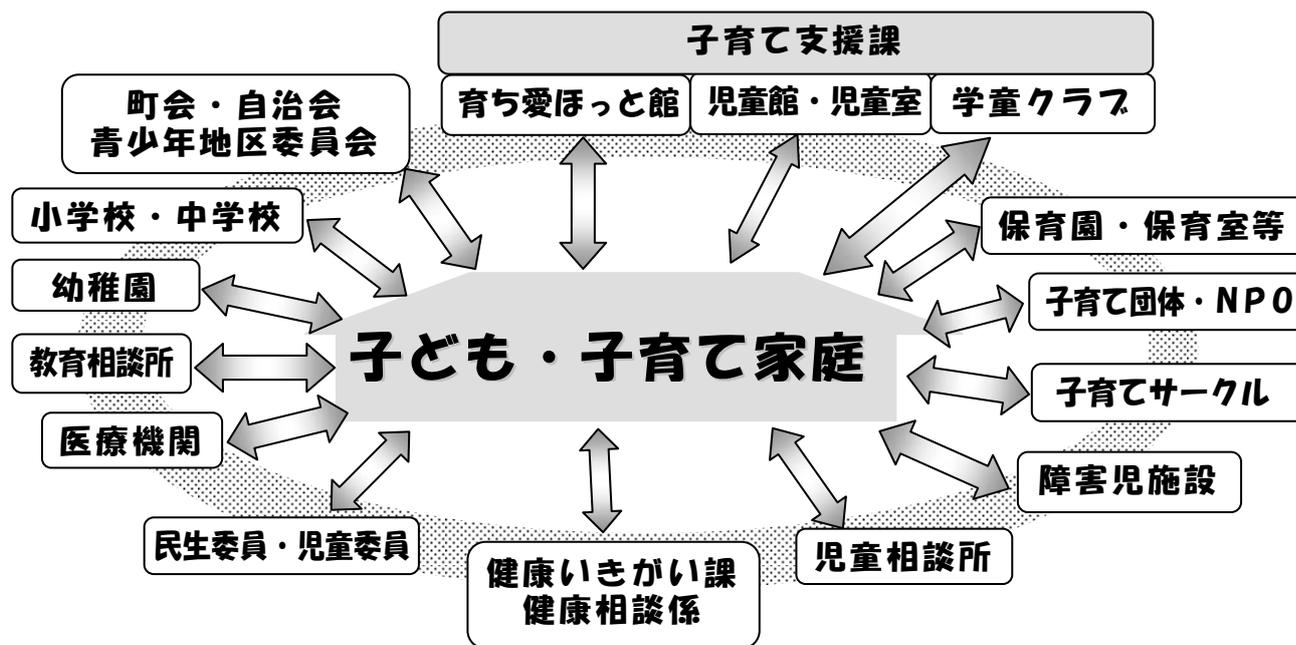
具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：保育課				
基本計画	●家庭福祉員〔保育園待機児解消〕(主)【7-2】 保育士等の資格を持つ者が、0歳～3歳未満児を家庭的な雰囲気の中、自宅などで保育を行います。	拡充	4園	13園
	●一時保育事業(主)【7-2】 利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合、保護者にかわって保育園で保育します。	拡充	32園	43園
基本計画	●延長保育事業(主)【7-2】 保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	拡充	38園	59園
基本計画	●休日保育事業(主)【7-2】 保護者が就労等で休日に児童の養育ができない際、保育園での保育を実施します。	拡充	4園	6園
	●緊急保育事業 保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。 なお、今後は利用要件を問わない一時保育事業へ移行し推進します。	縮減	26園	22園
	●年末保育事業(主)【7-2】 保護者が就労等で、年末に児童の養育ができない場合に保育園で保育を実施します。	拡充	21園	25園
基本計画	●病児・病後児保育(施設型)(主)【4-3、7-2】 病中又は病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童を対象に、保護者が就労等で児童の養育ができない場合、医療機関や保育所等で保育を行います。	拡充	2園	3園 1医療機関
基本計画	●夜間保育(主)【7-2】 おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	維持・ 推進	1園	1園
	●障害児保育(再掲)【4-2、6-3(主)】 公私立保育園において、専任の職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。	拡充	50園	54園
基本計画	●ママ・パパ子育てほっとタイム事業〔子育て応援団事業〕(主)【4-1、7-3】 出産後間もない保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するために、新生児1人に対し、3枚の一時保育利用券を配付します。	維持・ 推進	利用者数 1,300人/年	利用者数 1,300人/年
課の重点	●保育園の外部化 保育園の管理運営について、指定管理者制度などの導入を検討・実施します。	拡充	7園	12園
	●福祉サービス第三者評価の実施 保育サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。	維持・ 推進	3年に 1回受審	3年に 1回受審

(2)相談・情報提供の充実

【現状と課題】

- 少子化や核家族化、隣人関係の希薄化が進むにつれ、孤立した不安な子育てを余儀なくされている保護者が増大していると言われていています。これを反映してか、子どもや保護者が悩みを相談できる場の充実を求める意見が多くなっています。
- 子どもや子育てに関する相談は、育児をはじめ、子どもの心身の発育・発達、いじめ、不登校、学習、非行など多岐にわたり、内容も比較的軽い相談から専門的な助言・支援を必要とする相談まで多様です。
- これらの相談は、子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）や健康いきがい課健康相談係、教育相談所などをはじめ、保育園、幼稚園、児童館などの身近な施設においても、それぞれの施設の専門性を生かし、情報提供を行うとともに、面接や電話などで相談に応じています。

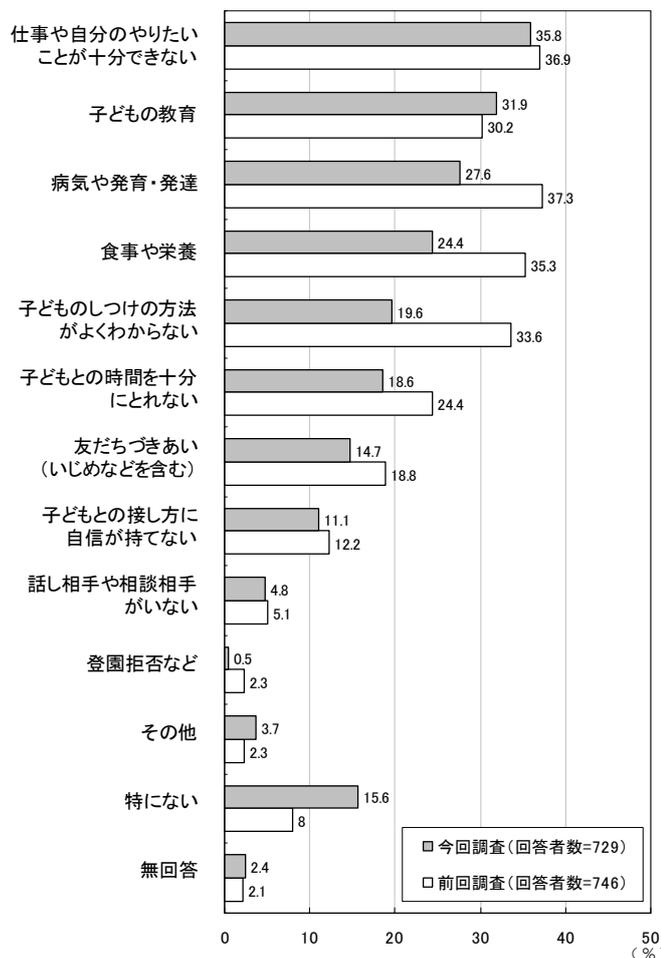
■ 子育て支援のイメージ



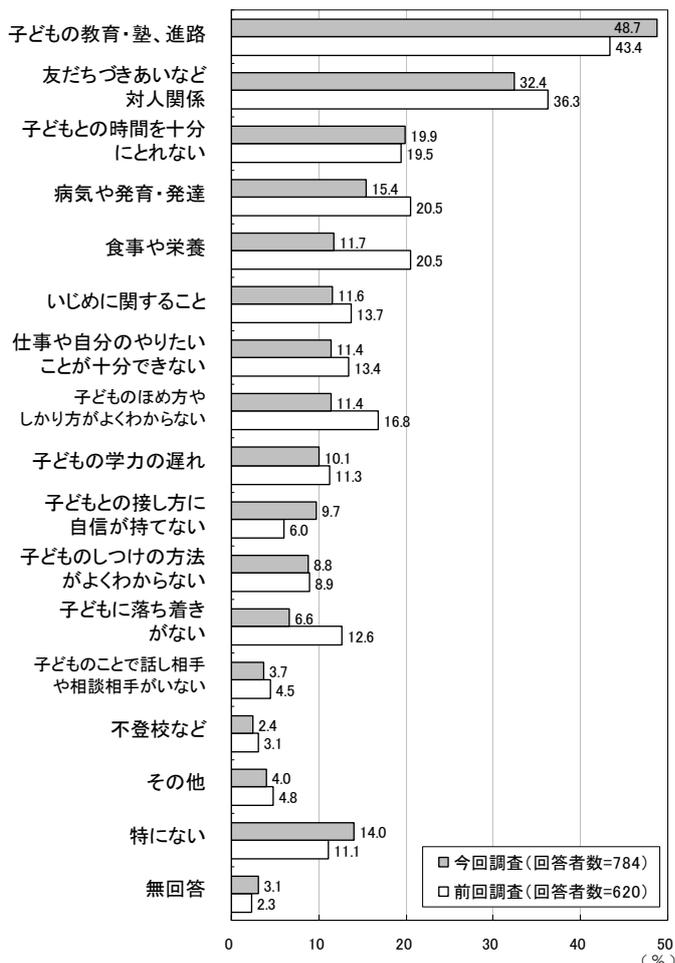
- アンケート調査の結果では、子育てで悩んでいること、気になることとして、就学前児童の保護者では「子どもの教育」「病気や発育・発達」「食事や栄養」、就学児童の保護者では「子どもの教育・塾・進路」「友だちづきあいなど対人関係」「子どもとの時間を十分にとれない」「病気や発育・発達」などがあげられていました。前回の調査と比較すると、ポイントが大きく下がっている項目もあり、身近な施設での取り組みが子育ての悩みの軽減につながっていると考えられます。このため、これまでの取り組みを着実に実施していくことが引き続き必要です。

■ 子育てで悩んでいること、気になること(複数回答)

【就学前児童】



【就学児童】



資料:「北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書」

- 子どもへの虐待、いじめや不登校、非行等については、家庭環境や社会状況の変化に伴い、相談内容も複雑・多様化しています。そのため、相談に応じる職員の専門性を高めるとともに、相談機関相互のネットワークの強化を進めていく必要があります。
- 情報の提供について、アンケート調査の結果では子育て情報の入手先として就学前児童・就学児童の保護者とも「家族・知人・友人」「保育園、幼稚園、学校、児童館・学童クラブ」「インターネット」「育児書・育児雑誌」「テレビ、ラジオ、新聞」などがあげられています。一方、子育てしやすいまちだと思わない理由の一つに、就学前児童の保護者では「子育てに関する情報が得にくい」があげられていました。これまでも、母子健康手帳



の交付時には母と子の保健バックの配付をしていましたが、平成 19 年度（2007 年度）からは北区の子育て支援策をまとめた北区子育てガイドブック等を「子育て福袋」に入れたものを同時に配付し、平成 20 年度（2008 年度）からは北区子育てマップもそれに加え配付しています。

- 現代は情報の時代であり、子育てについてもさまざまな情報が氾濫しています。このような中で、子育てに関する情報を的確に、かつ容易に入手できるようホームページやメールの配信なども含めた情報提供をこれまで以上に充実していくことが必要です。

【取組の方向性】

○子育て・子育て相談の充実

保護者や子ども自身が、児童館や保育園、幼稚園、健康いきがい課健康相談係など身近に相談しやすい環境を提供するとともに、より専門的な相談・深刻な相談にも対応できるよう子ども家庭支援センターや教育相談所など、相談体制を充実します。

○情報提供の充実

子育てに関する情報がきめ細かく必要な人に届くよう、印刷物だけではなくホームページやメール配信などを活用し、子育てに関する情報を発信していきます。また、子育て支援に携る人に対し、常に新しい情報を提供し、子育て支援の窓口が情報の発信基地となるよう努めます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目標・方向
子ども家庭支援センター相談件数	814 件 (平成 21 年度事務事業評価(平成 20 年度実績))	—
教育相談所相談件数	1,703 件 (行政資料集(平成 20 年度実績))	—
子育てがしやすいまちだと思わない理由として「子育てに関する情報が得にくい」と回答した人の割合	就学前児童の保護者 30.6% 就学児童の保護者 20.0% (次世代アンケート調査結果)	
子育て福袋配付数（子育てガイドブック・子育てマップ等封入）	3,065 件/年 (事務事業の概要と現況(平成 20 年度実績))	3,300件/年

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：健康いきがい課			
●乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）（再掲）【4-2（主）、6-3】 健康相談係・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題発生を予防し早期に対応します。	維持・推進	12,500人/年	12,500人/年
●乳児及び幼児育児相談（主）【4-2、4-3】 乳児・幼児と親を対象に、育児に関する知識の習得や育児不安の軽減を目的にグループワーク、個別訪問、また、児童館等での出張育児相談も行います。	維持・推進	4,000人/年	4,500人/年
●専門的相談支援（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）【4-2（主）、4-3、6-1】 乳児のいる家庭を訪問し、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	維持・推進	1,800人/年	1,900人/年
担当課：健康いきがい課・子育て支援課			
●専門的相談支援（養育支援訪問事業）（再掲）【4-2（主）、4-3、6-1】 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・子育て支援ワーカーがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭で適切な養育ができるよう支援します。	維持・推進	400人/年	500人/年
担当課：障害者福祉センター			
●さくらんぼ園（再掲）【6-3（主）、4-2】 就学前の障害またはその疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や人材育成、区民に対する普及啓発活動等を行います。	拡充	相談 延60人/月 療育（利用） 25人/日	相談 延90人/月 療育（利用） 30人/日
担当課：子育て支援課			
●子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館）（主）【4-2、4-3、6-1】 区民に身近なところで子どもと家庭に関する問題に対して総合的に対応できる機関として、子どもと家庭の総合相談事業、児童館等での虐待関係相談対応、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、先駆型子ども家庭支援センターとして、児童虐待通告の第一窓口となり、家庭訪問、相談関係機関との連絡調整を行います。	維持・推進	1館	1館
●子育て相談事業（主）【4-2、6-3】 区内25児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施します。また、7児童館において、専門相談員による子育て相談を実施します。	維持・推進	25館	25館
●要保護児童対策地域協議会の運営（再掲）【2-3、6-1（主）】 子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）を中心に、児童相談所及び、健康いきがい課、保育園、幼稚園、児童館を始め、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら適切な対応をはかります。	維持・推進	3回/年 程度	3回/年 程度

基本計画

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：子育て支援課				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て福袋の配付〔子育て応援団事業〕 妊娠時から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、継続してきめ細かに見守り、地域ぐるみで子育てを応援するために、区の関係施設を通じて、地域参加へのきっかけづくりをするための子育て応援団事業の一環として行っています。母子健康手帳の交付時にお渡しする子育て福袋には、子育てガイドブック、子育てマップ、産前産後支援・育児支援ヘルパー利用券、ママ・パパ子育てほっとタイム利用券を入れています。 	維持・推進	3,000件/年	3,300件/年
	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てガイドブック、マップの発行〔子育て応援団事業〕 出産前から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブック、マップを作成し、関係施設にて配布しています。 	維持・推進	6,900部/年	—
	<ul style="list-style-type: none"> ●「きたくのようちえん」の発行 幼稚園は、独自の教育方針のもと、特色ある幼児教育を展開しています。幼児教育に関心を深めていただくとともに、ご家庭やお子さんにあった幼稚園を選ぶ際の参考としていただくために、「きたくのようちえん」を隔年で発行します。 	維持・推進	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> ●各児童館のホームページ作成・更新（主）【7-2】 児童や保護者・地域への情報提供及び円滑な運営を図るためホームページの作成・更新を行います。 	維持・推進	25館	25館
担当課：子育て支援課・学務課				
	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園在園児及び保護者に対する支援（主）【3-2】 在園児及び保護者に対し、個人面談・保護者会・家庭訪問等により、教育・しつけ等の相談・助言を実施します。 	維持・推進	全公私立 幼稚園	全公私立 幼稚園
担当課：子育て支援課ほか				
	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援情報配信メール（安全・安心・快適メール）（主）【7-2】 保育園の空き情報及び、子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10日に区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。 	維持・推進	登録者数 920件	—
担当課：保育課・学務課・子育て支援課				
	<ul style="list-style-type: none"> ●各保育所・幼稚園ホームページの設置・運営（主）【7-2】 保護者の保育所や幼稚園の選択、及び保育所や幼稚園の適正な運営の確保に資するために、職員によってホームページを更新します。 	維持・推進	全公私立 保育園 幼稚園	全公私立 保育園 幼稚園
担当課：指導室				
	<ul style="list-style-type: none"> ●教育相談所の運営（主）【3-3、4-3】 児童・生徒の悩みや、保護者・教員の教育指導に関する相談を、多領域の専門家により行います。 	維持・推進	—	—
担当課：中央図書館				
	<ul style="list-style-type: none"> ●中央図書館におけるこども図書館の整備・運営（主）【3-2】 子ども連れでも気兼ねなく図書館を使えるよう、利用者同士の情報交換の場である子育て情報支援室を整備し、授乳コーナーなども設置、子ども読書活動を支援します。 	維持・推進	1館	1館

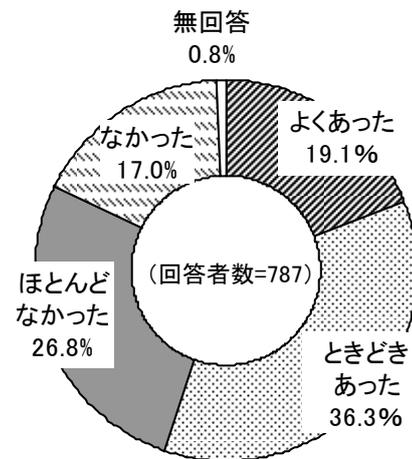
具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：中央図書館			
●子育て情報支援室保育事業（主）【2-1】 子育て情報支援室で乳幼児をお預かりし、保護者にゆ っくり図書館を楽しんでいただきます。	新規	—	—
担当課：中央図書館ほか			
●第二期北区子ども読書活動推進計画の推進（主） 【2-1、2-2、2-4、3-3】 「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づく「第 二期北区子ども読書活動推進計画」（平成21年度～ 25年度）を踏まえ、行政各部署、区民と協働し、ブ ックスタートをはじめとした各年齢に応じた取り組み を位置づけるなど、子どもの読書推進に向けたさまざま な事業を展開します。	維持 ・ 推進	計画に沿 い各事業 を推進	計画期間 の評価

(3)親育ちへの支援

【現状と課題】

- 都市化や核家族化等による家庭環境の変化は、家庭や地域における子育て機能の低下をもたらし、従来、家庭や地域の中で継承されてきた育児の知恵や文化が伝えられにくくなってきています。また、少子化社会に育った若い親たちは、兄弟の数が少なく、乳幼児に接した経験も少ないことから、かつての親たちと比べると育児のさまざまな体験が希薄になっています。
- アンケート調査の結果においても、就学前児童の保護者で妊娠中や出産後1カ月の間、母親が精神的に不安定になったことが“あった”と回答した人はそれぞれ5割～約6割を占めています。また、子どものいない世帯、独身者でこれまで「子どもと関わった経験がほとんどない」と回答した人はそれぞれ5割～約6割を占めており、赤ちゃんにミルクを飲ませたり、オムツを変えたり「したことがない」と回答した人はそれぞれ約7割を占めています。
- 一方、将来親になる12～18歳の子どもにおいても、弟や妹以外の赤ちゃんや幼児と遊んだ経験が“ない”と回答した人は3割～約4割を占めています。しかも、10～20年後の家庭のイメージとして、「独身で今の家族と一緒に暮らしている」「独立して一人暮らしをしている」と回答した人がそれぞれ2割を占めており、結婚や子ども・子育てに関心が持てず、将来、自身が親になることを想像できない若い世代が増えることが懸念されます。
- 北区では、新婚の家庭や妊娠・出産予定の人を対象にママ・パパ学級やマタニティクッキング、パパになるための半日コースなどさまざまな事業を通して育児不安の解消や先輩ママ・パパとの交流などに取り組んでいます。また、現在子育て中の親に対してもNPプログラム⁹など自分にあった子育ての仕方を学ぶ機会を提供しています。
- 子育ては次代の担い手を育成する営みであり、愛情と自信と責任をもって子育てしていくためには、真に親育ちへの支援を必要としている人に体験・学習の機会を提供するとともに子育ての意義を伝えていくことが必要です。現在実施しているさまざまな事業に子育て中の親が参加しやすい方法を工夫するとともに、家庭の子育て力を高めていく取り組みが必要です。

■ 出産後1カ月の間、母親が精神的に不安定になったことの有無



資料：北区『北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書』平成21年3月

⁹ ノーバディズ・パーフェクト・プログラム、子育てに不安や孤立感、ストレスを感じている乳幼児(0歳～5歳)を持つ親を対象とし、参加者同士が子育て経験やアイデアを分かち合い、自分に合った子育ての方法を見つけていこうというもの。

- また、将来親になる中高生世代に対しても、子どもを育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育園、幼稚園、児童館、子ども家庭支援センターなどで乳幼児とふれあう機会を確保することが求められています。
- さらに、子どもの祖父母による子育ての支援も重要ですが、祖父母が子育てをしていた頃と現在の子育てには手法の違いもあり、現在の子育てを祖父母に知ってもらうことも子育て家庭への支援につながります。

【取組の方向性】

○ 子育て中の親等に子育てを学ぶ場の提供

子育てに不安を持つ親や祖父母に対し、自分にあった子育ての仕方を学ぶ場を提供し、いきいきと自信を持って子育てができる親育ちへの取り組みを推進します。

○ 将来親になる世代への乳幼児とのふれあいの機会の提供

中高生世代などが子どもを育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育園、幼稚園、児童館、子ども家庭支援センターなどで乳幼児とふれあう機会の確保に努めます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目 標 ・ 方 向
親育ちサポート講座開催数、参加者数	16 児童館 16 講座/年・188 人/年 (事務事業の概要と現況(平成 20 年度実績))	50 回/年 600 人/年
ママ・パパ学級、 パパになるための半日コース参加者数	ママ・パパ学級 延 1,557 人/年 パパになるための半日コース 延 607 人/年 (事務事業の概要と現況(平成 20 年度実績))	1,600 人/年 900 人/年

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：健康いきがい課				
基本計画	●北区楽しい食の推進員による食育講座（再掲）【4-2（主）】〔楽しく食べよう！食育推進事業〕 区独自で養成している「北区楽しい食の推進員」（栄養士）が講師となり、おもに児童館の幼児クラブに参加している保護者向けに、食の大切さを伝えていくため、食に関するテーマの講座を実施します。	維持・推進	児童館 15館 30回	児童館 15館 30回
	●ママ・パパ学級（主）【4-1、7-3】 専門家による妊娠・出産・育児についての指導や助言を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流をはかり、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	維持・推進	1,600人/年	1,600人/年
	●マタニティクッキング（再掲）【4-1主】 妊婦を対象に調理実習を通して、適切な食生活の認識を図ります。	維持・推進	60人/年	60人/年
	●新婚さんクッキング（主）【4-1、7-3】 新婚（概ね結婚1年以内）を対象に、調理実習を通して、妊娠前からの適切な食生活の重要性の認識を図ります。	維持・推進	60人/年	60人/年
	●パパになるための半日コース（主）【4-1、7-3】 父親としての育児に対する不安を軽減し、父の役割を考えるための体験実習や交流を行います。	維持・推進	800人/年	900人/年
担当課：子育て支援課				
基本計画	●親育ちサポート事業〔子育て応援団事業〕（主）【4-2】 地域の子育て支援施設である児童館で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実施、親が自信をもって子育てができるようサポートします。	拡充	32回/年	40回/年
	●児童館・児童室での乳幼児と小学生・中高生との交流事業（再掲）【3-1】 乳幼児とのふれあいを中心に、やさしさや慈しみの感情を育み、次世代につなげていく子育て環境をつくります。	維持・推進	25館 4室	25館 4室
	●私立幼稚園と中学校・高校との交流事業（再掲）【3-3（主）】 幼稚園児と中学・高校生生徒との交流のなかで、養育性を育みます。	維持・推進	—	—
担当課：保育課				
課の重点	●新人お母さん・お父さんの保育見学（主）【3-3（主）】 健康いきがい課健康相談係との連携により、出産予定の方や初めてお父さんお母さんになった方を対象に、子育ての不安を解消するため、保育見学や育児相談を実施します。	維持・推進	参加者数 200人/年	参加者数 200人/年
	●保育園と小（中高）学校との交流事業（再掲）【7-3（主）】 保育園児と小（中高）学生生徒との交流の中で、養育性を育みます。	維持・推進	受入回数 250回/年	受入回数 500回/年
担当課：生涯学習推進課				
課の重点	●家庭教育学級（主）【7-3】 各年齢の乳幼児・児童等を持つ保護者を対象に、乳児、幼児、小学生、中学生、夜間、父親、特別コースにより家庭教育に関する学習の機会を提供します。	維持・推進	7コース	7コース

(4) 経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 『平成17年版国民生活白書』（内閣府）によると、一人の子どもを育てる費用は約1,300万円かかるとされています。子どもの年齢があがるにつれて教育費や交通・通信費、その他の消費支出（こづかい等）が増加し、18歳～21歳の子どもがいる世帯において子育てに関する費用が最も多くなっています。また、理想の数の子どもを産まない理由として、子どもの養育や教育にお金がかかるからという経済的理由が最も多くあげられています。
- 北区では、中学3年生までを対象とした子ども医療費助成制度をはじめ、幼稚園等就園奨励費補助事業や私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業、就学援助等による経済的支援を行っています。また、保育園の保育料についても、保育料の減額や、多子世帯への軽減措置、東京都認証保育所や保育室を利用する保護者への保育料の助成を行っています。
- アンケート調査の結果では、子どもを健やかに産み育てるために必要なこととして、就学前児童の保護者及び子どもがいない世帯では「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」と回答した人が最も多く、保育園や幼稚園の保育料の軽減を求めています。また、子どもがいない世帯及び独身者では、子どもを持ちたいと思わない理由として、「子育ての経済的負担に耐えられないと思う」と回答した人が多く、経済的な理由で子どもを持ちたくない人もみられます。
- 子育て家庭の経済的負担軽減のため、今後とも国や東京都に対して経済的負担の軽減策の充実を働きかけるとともに、子育て家庭への経済的支援の充実を図る必要があります。
- 政権交代による予算の組み替えが予想されており、平成22年度（2010年度）以降の事業については不透明な部分もあり、これについて情報収集に努め的確に対応していきます。

■ 一人の子どもを育てる費用の推移

（単位：万円）

	住居費	食料費	交通・通信費	その他の基本的経費	教育費	住宅ローン返済額	合計
平成10年	△149	307	43	408	498	5	1,113
平成11年	△124	326	52	395	462	42	1,153
平成12年	△83	309	47	390	474	62	1,199
平成13年	△131	313	49	383	474	281	1,378
平成14年	△151	308	66	342	494	200	1,259
平成15年	△132	314	70	335	518	187	1,292

資料：内閣府『平成17年版国民生活白書』（子どものいる世帯経費－子どもがいない世帯経費）

【取組の方向性】

○国や東京都への要請

子ども施策の充実や経済的負担の軽減策について、国や東京都に要請を行います。

○経済的支援の充実

子ども医療費助成や私立幼稚園・認証保育所等に通園する児童の保護者に対する負担軽減など子育て世帯への経済的支援の一層の充実に努めます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目 標 ・ 方 向
子ども医療費助成受給者数	0～6歳 13,087人 小1～中3年生 18,010人 (子育て支援課：H21.3.31)	0歳～中学3年生 該当者全員
子どもを健やかに産み育てるために必要なこととして「保育園や幼稚園などの費用(経済的)負担を軽減する」と回答した人の割合	就学前児童の保護者 56.4% 就学児童の保護者 38.5% (『アンケート調査結果』)	
子育てにっこりパスポート協賛店数	179店舗 (子育て支援課：H21.10.31)	300店舗
認証保育所等保育料補助受給者数	延 777人 (保育課：H21.4～9実績)	延 3,700人/年

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現 状	目 標
		平成 21 年度	平成 26 年度
担当課：国保年金課			
●出産育児一時金（再掲）【4-1（主）】 国保加入者が出産したとき、出生児一人につき42万円を支給します。	維持・ 推進	500人/年	510人/年
担当課：健康いきがい課			
●ヒブ（H i b）ワクチン予防接種費用一部助成（主） 【4-3】 生後2カ月～5歳未満の乳幼児を対象に、ヒブワクチン任意予防接種費用の一部を助成します。	維持・ 推進	3,380件/年	6,000件/年
●妊産婦健康診査（再掲）【4-1（主）】 妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	維持・ 推進	対象者 2,800人/年	対象者 2,800人/年
●里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成（再掲）【4-1（主）】 公費による妊婦健康診査受診票を使うことができずに妊婦健康診査を受診した妊婦に対し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	維持・ 推進	申請 700件/年	申請 700件/年
●未熟児養育医療助成（再掲）【4-1、6-3（主）】 母子保健法に基づき、養育のため入院することを必要とする未熟児に対して、給付を行います。	維持・ 推進	申請 60件/年	申請 60件/年

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：健康いきがい課			
●妊娠高血圧症候群等医療費助成（再掲）【4-1（主）】 妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦に対し、医療費の助成を行います。	維持・推進	申請 5件/年	申請 5件/年
担当課：障害福祉課			
●自立支援医療（育成医療）（再掲）【4-1、6-3（主）】 障害者自立支援法・北区自立支援医療事業実施要綱に基づき、心身障害児に対し医療費の助成を行います。	維持・推進	50件/年	50件/年
●大気汚染医療費助成 大気汚染の影響を受けていると推定され、気管支ぜん息と診断された方の保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。	維持・推進	720人	720人
●心身障害者医療費助成（再掲）【6-3（主）】 心身障害者（児）に対し、医療費の一部を助成します。	維持・推進	16～18歳の受給者 27人	16～18歳の受給者 27人
●重度心身障害者日常生活用具給付及び住宅設備改善費給付（再掲）【6-3（主）】 在宅の重度心身障害者（児）の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付と住宅設備改善費の給付を行います。	維持・推進	5,836件/年 (障害者・児)	5,836件/年 (障害者・児)
●障害児福祉手当（再掲）【6-3（主）】 在宅のより重度の20歳未満の障害児に対し手当を支給し、その著しい重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の軽減を図ります。	維持・推進	87人	98人
●心身障害者紙おむつ支給（再掲）【6-3（主）】 常時失禁状態にある心身障害者（児）に紙おむつを支給、または病院入院中に病院指定のおむつを使用している場合におむつ代金の一部を助成し、障害者（児）及び介護者の経済的負担の軽減を図ります。	維持・推進	幼児66人	幼児66人
●心身障害者福祉手当（再掲）【6-3（主）】 心身障害者（児）等に対し手当を支給し、障害や病気のため必要となる特別な負担の軽減を図ります。	維持・推進	7,100人	7,275人
担当課：生活福祉課			
●母子福祉資金貸付（再掲）【6-2（主）】 母子家庭に対して経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付します。	維持・推進	191人/年	200人/年
●母子福祉応急小口資金貸付（再掲）【6-2（主）】 母子家庭に対して応急に必要とする小口資金を貸付けることにより、生活の安定を図ります。	22年度に縮小し、休止の方向で検討中	14件/年	—
担当課：子育て支援課			
●私立幼稚園等入園祝金交付事業（主）【3-2】 私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者に対し、通年の初年度に祝金を交付します。	維持・推進	1,145人/年	—
●私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業（主）【3-2】 私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者の負担を軽減するため補助金を交付します。	維持・推進	延 36,803人/年	—
●外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金（主）【3-2】 北区に外国人登録をし外国人学校に児童・生徒・幼児を通わせている保護者に対して補助金を交付します。	維持・推進	延 726人/年	—

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：子育て支援課				
課 の 重 点	●子育てにっこりパスポート事業（主）【2-2】 子育て家庭の経済的な負担軽減と地域ぐるみでの子育て支援、及び地域の商店の活性化を図るために、区内の商店に協賛店の協力を得て実施します。中学生以下の子どもがいる世帯にパスポート（カード）を発行し、その提示により協賛店にて割引や特典が受けられます。	拡充	協賛店 179店舗	協賛店 300店舗
	●子ども医療費助成 0歳～中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分及び入院時食事療養費を区が負担します。	維持 ・ 推進	受給者数 32,000人	—
	●児童手当の支給 0歳～3歳未満児には1人につき月額10,000円、3歳～小学校修了前の児童には第1子、第2子につき月額5,000円、第3子以降については月額10,000円を支給します。	縮小	受給対象 児童数 20,000人	事業終了
	●子ども手当の支給 中学校修了まで所得制限なしに「子ども手当」を支給します。	新規	—	—
	●ひとり親家庭医療費助成（再掲）【6-2（主）】 ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した日の属する年度の末日（児童が障害の場合は20歳未満）まで、保険適用医療費自己負担分の全額又は一部を区が負担します。	維持 ・ 推進	受給世帯数 2,000世帯	—
	●児童扶養手当の支給（再掲）【6-2（主）】 18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいる母子家庭、又は父が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	維持 ・ 推進	受給世帯数 2,000世帯	—
	●児童育成手当の支給（再掲）【6-2（主）、6-3】 18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育する父子、母子家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭、及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。	維持 ・ 推進	受給対象 児童数 4,000人	—
	●特別児童扶養手当の支給（再掲）【6-3（主）】 中度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育する家庭に対し、都が手当を支給します。	維持 ・ 推進	受給世帯数 240世帯	—
	担当課：子育て支援課 学務課			
●幼稚園等就園奨励費補助事業（主）【3-2】 私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設への就園を奨励するため、保護者の所得状況に応じ、補助金を交付します。また、区立幼稚園は、減額免除制度により就園奨励を図ります。	維持 ・ 推進	私立等 1,673人/年 区立 20人/年	—	
担当課：保育課				
●認証保育所等保育料補助事業 認証保育所や保育室に在籍する児童の保護者に保育料の一部を補助します。	維持 ・ 推進	延 1,700人/年	延 3,700人/年	
担当課：庶務課				
●奨学資金の貸付 高等学校等への入学予定者（在学者を含む）で、経済的な理由により修学が困難な区民に対し、奨学資金を貸し付けます。	維持 ・ 推進	新規貸付者 60人/年 程度	新規貸付者 60人/年 程度	
担当課：学務課				
●就学援助 区立小中学校に通学する低所得世帯の児童生徒に対し、学習に必要な費用を援助します。	維持 ・ 推進	認定者 4,700人/年	認定者 4,700人/年	

2. 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

【現状と課題】

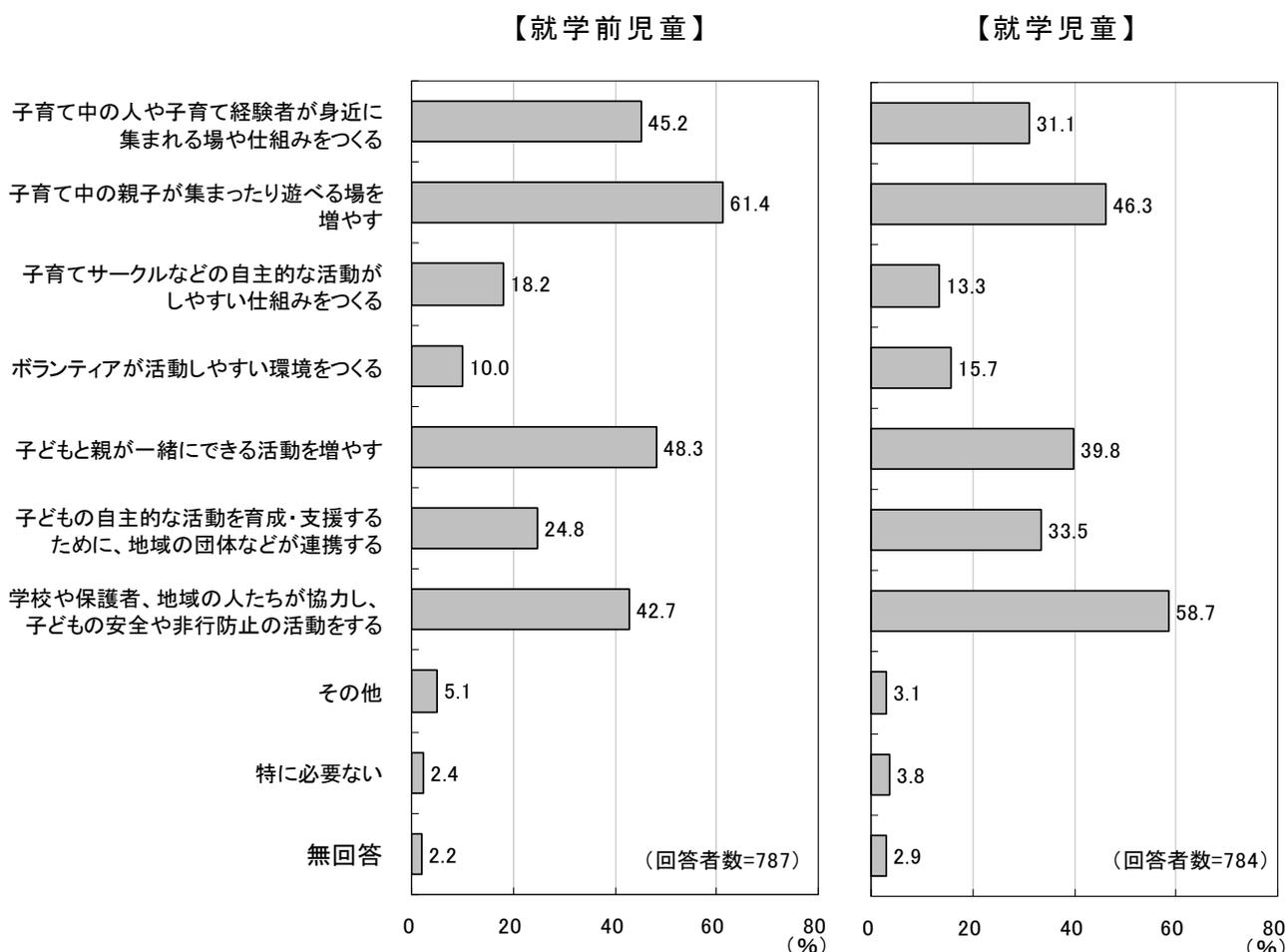
- 都市化や少子化、核家族化の進展により、町会・自治会といった地域共同体の機能が低下し地域のつながりが希薄化しています。そのため、身近な地域で相談できる人がいないなど子育てが孤立化しており、子育ての不安や負担感が増えています。これを解決するには、地域ぐるみによる子育て支援が求められています。
- 特に、一日中、家庭で育児をしている親や子育ての不安や悩みを抱えている親、気軽に行ける場を求めている親等に、子育て関係機関や地域住民がどのような支援ができるのかが課題となっています。
- 北区では、全ての児童館（25 館）において民生委員・児童委員による子育てアドバイザー活動を実施しています。また、乳幼児クラブ及び乳幼児サークル、母親サークル事業、ファミリー・サポート・センター事業¹⁰なども実施し、育児不安や子育て負担の解消に取り組んでいます。
- アンケート調査の結果では、安心して子育てをするために地域の取り組みとして必要なことは、就学前児童の保護者は「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が最も多くなっています。区内の児童館や保育園・幼稚園などにおいて育児相談や施設開放を行っており、地域における子育てを支援しています。しかし、「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」とする回答は、前回調査よりも減少しています。
- 今後は、これらの事業について充実を図るとともに、町会・自治会や青少年地区委員会¹¹などの地域コミュニティとの連携による子育て支援策もさらに充実させていくことが求められています。これとともに、必要な人に必要な情報がきめ細かく届くための取り組みが必要です。
- また、地域と子育て家庭をつなぐファミリー・サポート・センター事業については、アンケート調査の結果によると「利用していない」という回答が9割を超えているため、これまで以上に事業のPRを行うことが必要です。また、サポート会員が手薄な地域もあり、今後ファミリー会員の増加が見込まれることから、サポート会員の登録を進めていくとともに、サポート会員に対する講習会を実施するなど、制度の一層の充実が必要です。
- 今後とも子育て家庭が地域において孤立しないよう地域の実情に合わせ、家庭や地域、企業、学校、児童館、保育園、幼稚園等がそれぞれの機能を生かすとともに連携を強化し、子どもを中心とした地域における子育て支援を推進することが求められて

¹⁰ 育児の支援を行う「サポート会員」と育児の支援を受けたい「ファミリー会員」で構成する会員制の活動。保育園・幼稚園などの送迎や、保護者が病気や自分の都合などで子どもの育児ができないとき、サポート会員が育児の支援をおこなう。

¹¹ 青少年委員、児童委員、保護司、PTA、商店街、町会・自治会の代表、児童館長等で構成し、地区の実情に即したスポーツ、野外活動、家族ふれあいの日事業等を実施することにより、青少年の育成支援を推進する団体。

います。

■ 安心して子育てをするために地域の取り組みで必要なこと(複数回答)



資料:「北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書」

【取組の方向性】

○地域の子育て拠点の整備

子育て支援の核となる拠点を整備し、親と子の育ちの機会の充実や交流の場の提供を充実します。

○地域における子育て支援の推進

子育て家庭が地域で孤立しないよう、地域の子育て施設や青少年地区委員会等地域コミュニティが連携し、子育て支援に取り組んでいきます。

○ファミリー・サポート・センター事業の充実

事業の周知を進め、サービス提供者である「サポート会員」の増加を図るとともに、「サポート会員」への講習会などを実施し、制度の充実を図ることにより「ファミリー会員」の利用促進に取り組めます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目標・方向
子育ての仲間が「いない」と回答した人の割合	就学前児童の保護者 11.8% 就学児童の保護者 9.6% (次世代アンケート調査結果)	
みんなで祝いかがやきバースデー事業	児童十保護者 2,863 人/年 (行動計画進捗状況調査)	1,400 組/年
ファミリー・サポート・センター活動数	9,334 回/年 (事務事業の概要と現況(平成 20 年度実績))	10,000 回/年

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成 21 年度	平成 26 年度
担当課：健康いきがい課			
● マザー＆チャイルドミーティング（母と子の関係を考える会）（再掲）【4-3（主）、2-2、6-1】 育児不安や子育てに困難感を抱く母親を対象に、参加者同士のグループワークにより不安や問題の軽減を図ります。	維持 ・ 推進	1,300 人/年	1,500 人/年
担当課：子育て支援課			
基本計画 ●（仮称）子どもプラザの整備【主】【6-3】 子どもの発達や、子育てに関する不安の解消に対応する総合的な子育て支援拠点として、「（仮称）子どもプラザ」を整備します。	新規	—	工事
● 子育てアドバイザー活動 区内 25 児童館において、民生委員・児童委員による子育て相談事業を実施し、子育てに対しての助言を行います。	維持 ・ 推進	25 館	25 館
● 児童館での乳幼児クラブ及びサークル活動（主）【2-2】 親の育児不安解消や交流の場の提供や仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。	維持 ・ 推進	25 館	25 館
● ファミリー・サポート・センター事業（主）【7-2】 保育園・幼稚園の送り迎えや、保護者の都合などでお子さんの育児ができないときに、「サポート会員」がお子さんをお預かりして、育児支援を行います。	維持 ・ 推進	活動回数 9,500 回/年	活動回数 10,000 回/年
基本計画 ● みんなで祝い輝きバースデー事業【子育て応援団事業】（主）【2-2、7-3】 満 1 歳児の親子をその誕生月ごとに、児童館（室）や育ち愛ほっと館でのお誕生会に招待し、同じ世代の子を持つ親子の交流の場の提供と、児童館利用のきっかけづくりを行います。	維持 ・ 推進	1,300 組/年	1,400 組/年
基本計画 ● にこにこ 2 歳 遊びにおいでよ児童館、ほっと館へ事業【子育て応援団事業】（主）【2-2】 満 2 歳のお誕生日記念に、各児童館・育ち愛ほっと館でお持ちいただいたお子さんの写真をキーホルダー式缶バッジにして贈呈し、児童館利用のきっかけづくりを行います。	維持 ・ 推進	600 人/年	1,000 人/年

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状 平成21年度	目標 平成26年度
担当課：子育て支援課 保育課				
●地域育て合い事業（主）【2-2】 地域での総合的な子育て支援をするために、近接又は隣接する13の児童館・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行います。		維持・推進	13館・園	13館・園
担当課：子育て支援課 学務課				
●幼稚園における子育て支援活動（主）【3-2】 保護者及び地域住民等に対し、幼児期の教育相談を始めとする子育て相談、子育てに関する情報提供、未就園児の親子登園、保護者同士の交流の機会提供、園庭・園舎の開放、子育て公開講座の開催、未就園児の会などを実施します。		維持・推進	全公私立 幼稚園	全公私立 幼稚園
担当課：保育課				
●保育園における地域活動事業（主）【3-2】 子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。		維持・推進	1,500回/年	1,500回/年
担当課：中央図書館				
基本計画	●ブックスタート〔子育て応援団事業〕（主）【3-2】 保健センターで実施される3～4カ月児健康診査の機会をとらえて、ブックスタートパックを配布しながら保護者にブックスタートの趣旨を説明し、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行います。	維持・推進	配布率 98%	配布率 98%
	●ブックスタートフォローアップ（主）【3-2】 ブックスタートによる絵本の配布後、読み聞かせやプチコンサート等の楽しい催しをとおして、読書活動の継続を促します。	維持・推進	王子、赤羽、滝野川の各 地域で実施	王子、赤羽、滝野川の各 地域で実施
基本計画	●3歳児絵本プレゼント〔子育て応援団事業〕（再掲）【3-2（主）】 子育て応援団事業の一環として、健康いきがい課と連携し、地域での子育てを応援する中で年齢に応じた絵本の利活用により、子育ての楽しさをより実感してもらい、読書活動を推進するため、3歳児に絵本をプレゼントします。	維持・推進	配布率 70%	配布率 90%
	●子育て情報支援室保育事業（再掲）【1-2（主）】 子育て情報支援室で乳幼児をお預かりし、保護者にゆっくり図書館を楽しんでいただきます。	新規	—	—
担当課：中央図書館ほか				
	●第二期北区子ども読書活動推進計画の推進（再掲）【1-2（主）、2-2、2-4、3-3】 「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づく「第二期北区子ども読書活動推進計画」（平成21年度～25年度）を踏まえ、行政各部署、区民と協働し、ブックスタートをはじめとした各年齢に応じた取り組みを位置づけるなど、子どもの読書推進に向けたさまざまな事業を展開します。	維持・推進	計画に沿い各事業を 推進	計画期間の 評価

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：飛鳥山博物館				
課の重点	<ul style="list-style-type: none"> ●来て、見て、さわって！昔の道具（再掲）【3-1（主）】 小学校中学年社会科の小单元「むかしをしらべる」に対応する事業。館所蔵の生活用具資料の展示と道具の使用体験を通じて、昔の道具の使い方や当時の暮らしを学びます。道具の使用体験は「かまど体験」「せんたく体験」など複数の中から選択。学校単位で参加を受け、冬季に博物館で実施します。 	維持・推進	区内全小学校の受入	区内全小学校の受入
	<ul style="list-style-type: none"> ●夏休みわくわくミュージアム（再掲）【3-1（主）】 小中学生を対象に夏休みの期間に、子どもが楽しみながら北区の歴史や自然に親しめるように工夫した展示や、「土器作り」や「勾玉作り」など、体験を通して昔の人々の技術にふれる講座を開催します。講座は親子のふれあいの場ともなるよう、親子で参加するものを多くしています。 	維持・推進	夏休み期間中全日開催	夏休み期間中全日開催

(2)健やかに育ち、育てる地域活動の促進

【現状と課題】

- かつては、子ども時代に近所の大人にほめられたりしかられたりすることがありましたが、現在は、地域の大人が子どもに関わるのが少なくなり、地域の子育て力が低下しています。また、子どもが地域で健やかに育つためには、異年齢・異世代との交流が欠かせません。
- 地域のつながりが希薄化するなかで、子育て中の家庭からは、身近なところでいつでも気軽に集える機会や場の整備が求められています。
- アンケート調査の結果では、就学前児童の保護者が安心して子育てをするために地域で取り組むことが必要なこととして最も多くあげたことは「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」ですが、「子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる」や「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」なども多くあげられていました。
- 子育て家庭を支援する地域づくりの中で、実効ある子育て支援を展開するには、地域のNPOや子育て団体、母親同士のサークル、ネットワーク等の地域の子育て支援グループとの協働が機能して初めて可能となります。こうした地域住民の活動をいかに支援し協働の体制を築いていくかが課題となっています。
- 北区では、地域の協力を得て運営している放課後子ども教室¹²推進事業や、児童館・保育園での高齢者参加による世代間交流事業、区立公園を利用したプレーパークなどさまざまな区民との協働による事業を実施中です。地域活動による子育て支援は、単に「支援する側」と「支援される側」という関係だけではなくお互いが相互に支えあう関係となり、豊かな地域生活をつくることが重要です。
- 地域住民の力を積極的に活かすとともに世代間交流を促進し、子育て家庭を支援する地域を支援することが必要です。

【取組の方向性】

○地域の子育てグループへの支援

子育て中の親に対する育児不安の予防や軽減を図るため、地域の中で子育ての仲間づくりができるよう児童館や保育園、健康いきがい課健康相談係などにおいて子育てグループへの支援に取り組みます。

○地域の子育てグループ・団体等との協働

豊かな地域生活の構築のため、学校や児童館、図書館、区立公園、子育て団体の拠点などにおいて地域の子育てグループや団体等との協働による事業に取り組みます。

¹² 地域の方々の協力を得て、放課後・週末の居場所として、小学校施設を活用し、遊びを始め、勉強やスポーツ・文化活動など子どもたちの安全・安心な居場所としている。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目標・方向
公・私立保育園における高齢者参画による 世代間交流開催回数・参加者数	開催回数 267 回/年 参加者数 延 16,779 人/年 (行動計画進捗状況調査)	

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：地域振興課			
<ul style="list-style-type: none"> ●協働による地域づくりの推進 地域づくり応援団事業：NPO やボランティア団体などが自主的に企画、実施する公益的活動を支援します。 政策提案協働事業：NPO やボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。 	検討	子育て団体 3 団体/年	—
担当課：健康いきがい課			
<ul style="list-style-type: none"> ●マザー＆チャイルドミーティング（母と子の関係を考える会）（再掲）【2-1、4-3（主）、6-1】 育児不安や子育てに困難感を抱く母親を対象に、参加者同士のグループワークにより不安や問題の軽減を図ります。 	維持 ・ 推進	1,300 人/年	1,500 人/年
担当課：子育て支援課			
<ul style="list-style-type: none"> ●青少年地区委員会活動（再掲）【3-1（主）】 各地区の特性を活かして実施されるスポーツ、野外活動、家族ふれあいの日事業、社会を明るくする運動等を実施します。 	維持 ・ 推進	参加人数 52,148 人/年	参加人数 52,000 人/年
<ul style="list-style-type: none"> ●子育てひろば事業 地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。 	拡充	25 館 子育て相談 1,306 件/年	—
<ul style="list-style-type: none"> ●児童館での乳幼児クラブ及びサークル活動（再掲）【2-1（主）】 親の育児不安解消や交流の場の提供や仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。 	維持 ・ 推進	25 館	25 館
<ul style="list-style-type: none"> ●みんなで祝い輝きバースデー事業〔子育て応援団事業〕（再掲）【2-1（主）、7-3】 満1歳児の親子をその誕生月ごとに、児童館（室）や育ち愛ほっと館でのお誕生会に招待し、同じ世代の子を持つ親子の交流の場の提供と、児童館利用のきっかけづくりを行います。 	維持 ・ 推進	1,300 組/年	1,400 組/年
<ul style="list-style-type: none"> ●にこにこ2歳 遊びにおいて児童館、ほっと館へ事業〔子育て応援団事業〕（再掲）【2-1（主）】 満2歳のお誕生日記念に、各児童館・育ち愛ほっと館でお持ちいただいたお子さんの写真をキーホルダー式缶バッジにして贈呈し、児童館利用のきっかけづくりを行います。 	維持 ・ 推進	600 人/年	1,000 人/年

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標	
			平成21年度	平成26年度	
担当課：子育て支援課					
●子育てにっこりパスポート事業（再掲）【1-4（主）】 子育て家庭の経済的な負担軽減と地域ぐるみでの子育て支援、及び地域の商店の活性化を図るために、区内の商店に協賛店の協力を得て実施します。中学生以下の子どもがいる世帯にパスポート（カード）を発行し、その提示により協賛店にて割引や特典が受けられます。		拡充	協賛店 179店	協賛店 300店	
●プレーパーク事業 区民との協働事業として開始したプレーパーク事業を実施している団体に、協働推進基金を活用して、一定の期間について支援を行いません。		新規	—	—	
担当課：子育て支援課 保育課					
●地域育て合い事業（再掲）【2-1（主）】 地域での総合的な子育て支援をするために、近接又は隣接する13の児童館・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行います。		維持・ 推進	13館・園	13館・園	
●昔遊びや、伝統的な文化の継承活動 児童館や保育園において、子育て経験のある方や、伝統的な日本文化の知識がある方により、昔遊びや、伝統的な文化の継承活動をします。		維持・ 推進	—	—	
担当課：子育て支援課・生涯学習推進課					
基本計画	●放課後子どもプランの推進（再掲）【3-1（主）、5-1】 小学校を活用して、放課後等における子ども達の安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策のあり方を検討し、小学校に順次導入します。		拡充	モデル校 9校	13校
	担当課：保育課				
●高齢者参画による世代間交流 保育園において、地域における子育ての経験者・伝統継承者等としての高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。		維持・ 推進	250回/年	250回/年	
担当課：生涯学習推進課					
●地域寺子屋事業（再掲）【3-1（主）】 児童館や小学校を会場として、地域の人々で構成する寺子屋運営委員会が運営し、子どもたちの「居場所」として、学習・レクリエーションを行います。		維持・ 推進	12カ所	12カ所	
●地域土曜講座（再掲）【3-1（主）】 地域の人々で構成する実行委員会が子どもたちを対象に絵画・読書・自然体験等をテーマに数回の講座を実施します。		維持・ 推進	14講座	14講座	
担当課：体育課					
課の重点	●総合型地域スポーツクラブの設立・支援（再掲）【2-4、3-1（主）】 総合型地域スポーツクラブの設立を推進するとともに、その担い手を育成するための事業を推進します。今後の設立計画については、平成22年度以降に実施するスポーツライフビジョンの見直しの中で具体化していきます。		維持・ 推進	2クラブ	—
	●わくわく土曜スポーツクラブ（再掲）【3-1（主）】 学校施設等を利用し、子どもたちがスポーツを通して、健やかに成長できることを目的として、実施します。		維持・ 推進	5,400人/年	5,400人/年

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：中央図書館			
<p>● 図書館における協働の推進（主）【2-4】</p> <p>地域ぐるみの読書活動の推進を図るため、「おはなし会」などの読書活動推進事業について、ボランティアやNPOなど、地域の読書活動支援者との協働体制の推進を図ります。</p>	維持・推進	協働体制を推進	協働体制を推進
担当課：中央図書館ほか			
<p>● 第二期北区子ども読書活動推進計画の推進（再掲）【1-2（主）、2-1、2-4、3-3】</p> <p>「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づく「第二期北区子ども読書活動推進計画」（平成21年度～25年度）を踏まえ、行政各部署、区民と協働し、ブックスタートをはじめとした各年齢に応じた取り組みを位置づけるなど、子どもの読書推進に向けたさまざまな事業を展開します。</p>	維持・推進	計画に沿い各事業を推進する	計画期間の評価

(3)地域における子育てネットワークの育成・支援

【現状と課題】

- 都市化や少子化、核家族化の進展に伴い、身近に子育てを経験した人が少なくなっており、子育て家庭の孤立化を防ぐためには、子育てに関する情報や悩みを相談できる子育て仲間が重要な役割を果たしています。
- アンケート調査の結果でも、就学前児童・就学児童の保護者ともに、子育て仲間がいる（子どもを預けることができるくらいの仲間がいる＋話をする仲間がいる）と回答した人は約 9 割となっています。
- 北区では、児童館ネットワーク事業や北区安全・安心ネットワーク事業、子ども安全対策協議会などさまざまな事業を通して、地域のグループや親同士の交流の機会を設定し、ネットワークづくりを推進しています。
- しかし、アンケート調査の結果における子育てサークルへの参加状況をみると、就学前児童の保護者では約 8 割、就学児童の保護者では約 9 割が「参加していない」と回答しており、その理由として「既に他の仲間がいる」「参加する機会がない」「サークルに関する情報がない」などが多くあげられています。
- 子育てに関する情報交換や子育て不安の解消には、子育て中の保護者同士の交流が重要であり、地域の中での出会いを提供することが必要です。子育てを社会全体で支えていくためには、行政自らが組織を越えた横断的ネットワークを構築するとともに、地域の子育てサークルや、子育て支援を行っているグループをネットワーク化し、情報提供をしていくことが必要です。
- さらに、地域の子育て団体やNPOの活動は人材確保や人材育成などに課題がある団体もあります。子育て団体等のネットワーク化は、それぞれの団体が持つ能力やノウハウの共有化が図れ、グループの基盤を厚くすることにつながるとともに、それぞれの子育て支援グループによる幅広い子育て支援が可能になります。
- また、大学との連携事業、ボランティアやNPOと連携した読書活動の推進など、さまざまな関係者とのネットワークづくりも必要となっています。
- 子育てネットワークの充実が地域の子育て支援活動の充実につながり、地域の子育て家庭への多様で柔軟な子育て支援が展開されることが望まれます。

【取組の方向性】

○子育てネットワークの育成

地域の子育て団体それぞれが持つノウハウの共有化やグループの基盤を厚くすることができるようネットワークの育成に取り組みます。

○行政間の横断的なネットワークの構築

子ども家庭支援センターをはじめ、児童館、保育園、学校、幼稚園、民生・児童委員、児童相談所等の行政機関が子育て支援のための横断的なネットワークの構築に取り組みます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目標・方向
子育てがしやすいまちだと思える理由として「地域の子育てネットワークができている」と回答した人の割合	就学前児童の保護者 7.8% 就学児童の保護者 9.8% (次世代アンケート調査結果)	

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：危機管理課ほか 10 課			
課の重点 ●北区安全・安心ネットワーク事業（再掲）【5-2（主）】 子どもや女性、高齢者を含むすべての区民が、安全で安心して生活することができる地域環境を整備するため、区民、防犯ボランティア団体、事業者及び関係機関等と連携して、北区安全・安心ネットワークを構築していきます。	維持・推進	45 団体 850 人	70 団体 1,350 人
担当課：子育て支援課			
●要保護児童対策地域協議会の運営（再掲）【1-2、6-1（主）】 子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）を中心に、児童相談所及び、健康いきがい課、保育園、幼稚園、児童館を始め、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら適切な対応をはかります。	維持・推進	3 回/年 程度	3 回/年 程度
●青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働（再掲）【5-2（主）】 青少年問題協議会・青少年地区協議会・青少年地区委員会において、各関係機関と情報、意見交換を行い、協働して青少年の非行及び事故の防止を推進します。	維持・推進	—	—
●児童館ネットワーク事業 区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館利用保護者と児童館との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0歳～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	維持・推進	—	—
担当課：庶務課			
●子ども安全対策協議会（再掲）【5-1（主）】 児童を犯罪等から守るため、各区立小学校において保護者や自治会等地域の方々、警察署等で構成する運営協議会を組織し、地域が連携して安全対策活動を実施します。	維持・推進	全校	全校

(4)地域づくりのための人材育成の推進

【現状と課題】

- 地域における子育て支援活動は、増加する一方でその内容や水準などはさまざまです。また、子育て支援活動の多様化に伴って子育て支援の担い手は、幼稚園・保育園・児童館等の職員や子育て経験者だけでなく、シルバー世代や学生など多様化しています。
- 担い手の役割等には違いがあるものの、子育て支援のさまざまなニーズに的確に responding していくには、その担い手一人ひとりの対応力の向上が大変重要になります。
- アンケート調査の結果でも、子育てやしつけなどの悩み・負担があると回答が多くあげられていましたが、これらを解決するためには、子育て中の親と地域における子育て経験者との交流、専門家による助言などの支援が必要です。また、悩みや相談内容は、一人ひとり異なっており、専門的な視点からの助言が求められています。
- 北区では、子育て支援や相談体制の充実のため、子育てアドバイザーや児童館職員、保育園職員、青少年地区委員会委員などへの研修を実施するなど、人材育成を行っています。
- 一方、自分の子どもがある程度大きくなり、子育てが一段落した人が子育て支援に関わりたいと思っても、子育て家庭との接点やかかわり方が分からず、情報もないということが少なくありません。
- 今後は、これまでの取り組みを推進するとともに、高齢者などの子育て経験者を地域における子育ての担い手として育成・配置することが求められています。また、地域で学ぶ大学生を子育て支援の担い手として育成することも必要です。
- 担い手の育成に際しては、担い手がレベルアップの意欲を高める工夫や、受講者が参加しやすい環境整備が必要となります。
- 子育て支援を進める上で、さまざまな地域の資源を活用しながら担い手に適した内容での継続的・効果的な人材育成を推進し、地域の子育て力を向上する必要があります。

【取組の方向性】

○ 地域の子育て支援の担い手に対する研修の充実

地域における子育て支援の多様な担い手が、さまざまな子育て支援のニーズに応えられるよう研修等の充実に取り組みます。

○ 児童館や保育園、幼稚園職員等の資質の向上

育児サークル等が主体的に活動できるような支援や、地域の子育て支援の担い手に情報提供や支援ができるよう児童館や保育園、幼稚園職員等に対する研修を充実させます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目標・方向
児童館職員専門研修実施回数	実技研修 2回/年 講話 8回/年 (行動計画進捗状況調査)	12回/年
保育園職員等専門研修実施回数・参加者数	実施回数 12回/年 参加者数 延 1,559人/年 (行動計画進捗状況調査)	充実
スポーツ指導者の養成研修開催回数	2回/年 (行動計画進捗状況調査)	充実

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：健康いきがい課			
●「北区楽しい食の推進員」養成 区民の健康的で楽しい食生活の実現を目的に、直接区民へ食育普及啓発活動をおこなうため、栄養士有資格者を募集して、区独自で「北区楽しい食の推進員」を養成します。	維持・ 推進	33人	33人
担当課：子育て支援課			
●青少年地区委員会委員研修 青少年地区委員会委員の意識啓発と青少年健全育成活動の活性化を図るため、委員の研修を実施します。	維持・ 推進	1回/年	1回/年
●子育てアドバイザー研修 区内 25 児童館において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。	維持・ 推進	1回/年	1回/年
●児童館等専門研修 児童館職員に対し、組織の連携に必要な事項を含め、職務を遂行していくための専門研修を行います。	維持・ 推進	12回/年	12回/年
担当課：子育て支援課 学務課 指導室			
●幼稚園の教育活動の充実(再掲) 【3-2(主)】 区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。 また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付し、就学前教育の充実を図ります。	維持・ 推進	区立 各園2回/年 私立 補助金で対応	区立 各園2回/年 私立 補助金で対応
担当課：保育課			
●保育園職員等専門研修(再掲) 【3-2(主)】 保育園職員等に対し、組織の連携に必要な事項を含め、職務を遂行していくための専門研修を行います。	維持・ 推進	12回/年	12回/年
担当課：生涯学習推進課			
●学校支援ボランティア活動推進事業(再掲) 【3-1(主)、5-1】 モデル校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	拡充	7サブ ファミリー	全サブ ファミリー

基本計画

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：体育課				
課 の 重 点	●スポーツ指導者の養成 クラブ運営育成のための人材を養成します。	維持 ・ 推進	2講座/年	2講座/年
	●総合型地域スポーツクラブの設立・支援（再掲） 【2-2、3-1（主）】 総合型地域スポーツクラブの設立を推進するとともに、その担い手を育成するための事業を推進します。今後の設立計画については、22年度以降に実施するスポーツライフビジョンの見直しの中で具体化していきます。	維持 ・ 推進	2クラブ	—
担当課：中央図書館				
	●図書館における協働の推進（再掲）【2-1（主）】 地域ぐるみの読書活動の推進を図るため、「おはなし会」などの読書活動推進事業について、ボランティアやNPOなど、地域の読書活動支援者との協働体制の推進を図ります。	維持 ・ 推進	協働体制を 推進	協働体制を 推進
担当課：中央図書館ほか				
	●第二期北区子ども読書活動推進計画の推進（再掲） 【1-2（主）、2-1、2-2、3-3】 「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づく「第二期北区子ども読書活動推進計画」（平成21年度～25年度）を踏まえ、行政各部署、区民と協働し、ブックスタートをはじめとした各年齢に応じた取り組みを位置づけるなど、子どもの読書推進に向けたさまざまな事業を展開します。	維持 ・ 推進	計画に沿い 各事業を 推進	計画期間の 評価

3. 未来を担う人づくり

(1)健全な成長と自立に向けた体験の機会の充実

【現状と課題】

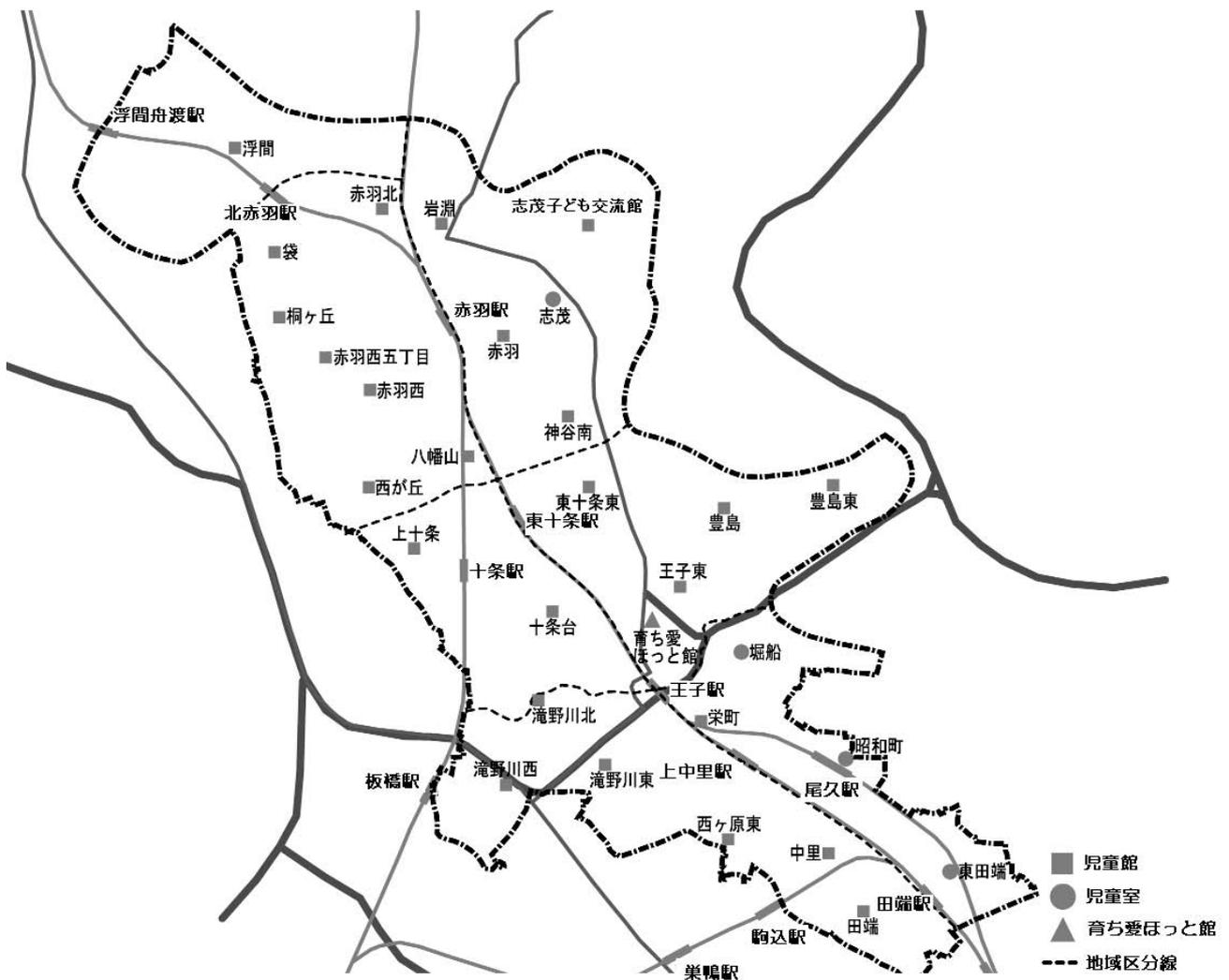
- 科学技術の進歩や情報化、国際化、少子高齢化、地球温暖化をはじめとする環境問題など子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。さらに、社会全体の規範意識や倫理観の低下、家族や地域についての価値観の変化、異年齢世代との交流機会の減少、自然体験・生活体験の不足、基本的な生活習慣の乱れなどが子どもの健やかな成長や自立に影響を与えるとともに、安心して遊べる場が減少しています。また、子どもたちの学ぶ意欲の低下や学力の低下なども懸念されています。
- このような厳しい社会情勢をみると、子どもたちが明るい将来像を描くのは容易なことではありません。そのような中で、現在の状況を的確に把握し、子どもたちが夢を紡ぐための手助けをする必要があります。
- 生命を尊び、相手を思いやる心は、さまざまな遊びや体験を通して育まれていくものです。多様な体験活動の機会を提供し、子どもが社会との関係を築き自己実現を図ることができるよう地域の大人が見守り支援することが求められています。
- アンケート調査の結果では、子どもの遊び場について「雨の日に遊べる場所がない」が約5割と多くあげられています。また、児童館・児童室への要望として「子どもの体験を豊かにする行事や取り組み」が約6割と最も多くあげられています。さらに、子どもの遊ぶ環境をよくするために「自然を体験する事業の充実」「さまざまな生活体験の場づくり」が必要との意見も多くあげられています。今後、子どもにさせたい体験として、「自然と接する機会を持たせたい」「文化や芸術に親しませたい」「仲間や友人と交流する機会を持たせたい」「地域でのスポーツ活動に参加させたい」などが多くあげられています。
- 北区では、中高生世代が自ら成長し自立していくための支援のあり方を検討するため検討委員会を設置し、平成20年（2008年）12月に「北区中高生世代夢構想」として支援のあり方について提言を受けました。
- 子どもは未来の社会の担い手であり、希望です。このことを考えればこれからの社会の担い手となることを想定した、多様な活動の機会の提供など柔軟な支援が必要です。この支援については、区による周到的な施策が求められていますが、学校・地域・家庭が連携した社会全体での取り組みが必要です。



■ 赤羽自然観察公園での田植えの体験

- 現在北区では、児童館や幼稚園、保育園における乳幼児と小中高生との交流事業や親子ふるさと体験事業、幼稚園や保育園・一般企業等における中学生の職場体験、子ども環境教室、子ども文化村、中高生の集える場の提供などに取り組んでいます。また、夏体験ボランティア等による高齢者施設や障害者施設での活動も自分とは異なった価値観にふれる機会となっています。さらに、地域防災を将来担う中学生への基本的知識の普及活動として、中学生防災学校を開催しています。この他、学校の閉校施設を活用した（仮称）みどりと環境の情報館での自然体験や、お茶の水女子大学との連携事業としての北園サイエンスラボなどの体験活動を推進し、子どもの健全な成長と自立の促進に取り組んでいます。
- 今後とも、これらの体験活動を推進し、子どもたちの活発な活動が展開され、他人を思いやるこころや豊かな人間性を育むことができるよう成長段階に応じた事業を展開することが求められています。

■ 児童館整備状況



【取組の方向性】

○自然や異世代等とのふれあいの機会の充実

子どもたちの豊かな人間性や社会性を培うため、自然とのふれあいや、異なる世代の人々との交流、異なった価値観に触れるなどの機会を充実するとともに自主的な活動をサポートします。

○子どもの幅広い社会参加の促進

社会に貢献するよろこびを実感できるよう、地域活動やボランティア活動などに参加する機会の拡充を図ります。また、中高生世代を中心に子どもが自由に意見を表明できる機会を確保し、その意見を区政に反映できるよう配慮します。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目標・方向
放課後子ども教室実施校数	モデル7校 (行動計画進捗状況調査)	13校
地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した中高生の割合	27.5% (北区中高生意識調査報告書(平成 20 年 2 月))	

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現 状 平成21年度	目 標 平成26年度
担当課：広報課				
課 の 重 点	● 高校生モニター 高校生世代からも意見・要望を聴き、区政運営の参考にすることを目的に実施。隔年実施。	維持 ・ 推進	隔年1回	隔年1回
	● 中学生モニター 中学生の意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考にすることを目的に実施。 アンケート・施設見学も実施。	維持 ・ 推進	5回/年	5回/年
	● 小学生との区政を話し合う会 区政に対する意見・要望・提案を把握するため、小学生との意見交換会を実施。隔年実施。	維持 ・ 推進	隔年1回	隔年1回
担当課：防災課				
基本計画	● 中学生防災学校〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕 将来、地域防災の担い手として重要な役割を担う中学生に対し、防災学校を開催し、基本的知識の普及に努めます。	維持 ・ 推進	3校/年	6校/年
基本計画	● 地域防災リーダー育成(中学生編)〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕 中学生を将来の地域防災リーダーとして育成することを目的に、地域の自主防災組織や消防団、消防署、学校の協力を得て、防災資機材の使用方法などを経験し、興味を持った中学生が将来、活躍できる土壌づくりを考えていきます。	新規	検討	2校/年

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：地域振興課				
	●甘楽町スポーツ少年団交流事業 北区と甘楽町の児童が少年野球、少年サッカー、ミニバスケットボールを通じて交流します。	維持・ 推進	3回/年	3回/年
	●親子ふるさと体験事業 夏休みを利用し1泊2日で中之条町を訪れ、農業体験やそば打ち体験などさまざまな内容で実施し、北区の親子の交流を推進します。	維持・ 推進	1回/年	1回/年
	●都会っ子ふれあい農業体験事業 秋の稲刈りの時期に北区の児童約20人が酒田市を訪れ農業体験などを行い、両都市の児童同士の交流を推進します。	維持・ 推進	1回/年	1回/年
担当課：産業振興課				
	●伝統工芸保存事業 北区伝統工芸保存会会員が区内の児童館・小学校・中学校へ出向き、伝統工芸の技を教えます。	維持・ 推進	23講座	23講座
	●夏休み親子商品テスト教室 普段何気なく消費している素材を取り上げ、簡単な実験をとおして、物の仕組みや商品を知る力を育成します。	維持・ 推進	1講座/年	1講座/年
担当課：文化施策担当課				
基本計画	●子ども文化村〔子どもかがやき文化芸術事業〕 主に小中学生を対象に、区内在住の芸術家等の協力を得ながら、体験教室や音楽教室などの文化教室を実施し、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。3つ以上の「子ども文化教室」(月2回程度)を1カ所に集約して「子ども文化村」(月4回実施)とします。	維持・ 推進	1文化村 6種9教室	2文化村
基本計画	●スクールコンサート〔子どもかがやき文化芸術事業〕 小・中学校の授業時間を利用してその学校の体育館で全生徒を対象に演奏会などを行い、間近に芸術を楽しむ、友だちとその豊かな時間を共有することを目指します。また、年1回私立や北区外への就学児童・生徒などを対象に、北とびあでホール公演を実施します。	維持・ 推進	40校/年	全校/年
基本計画	●輝く☆未来の星コンサート〔子どもかがやき文化芸術事業〕 子どもの頃から文化芸術に親しむことにより、子ども達の豊かな心を育てるとともに、将来文化芸術に親しむことを目的としています。東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力により、北区の子どもたちとのジョイントコンサートや同校生徒による室内楽コンサートを行います。	維持・ 推進	3公演/年	3公演/年
担当課：リサイクル清掃課				
	●エコエコツアー（親子施設見学会） 夏休みを利用して、清掃及びリサイクル施設を見学します。家庭から出されるごみやリサイクル資源がどのように処理されていくかを学び、将来に向けて3R(ごみを作らない、くり返し使う、再び資源として利用する)のライフスタイルを取り入れるきっかけとしています。	維持・ 継続	2コース 63人参加	2コース 100人参加

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：環境課				
	●こどもエコクラブ 子どもたちが主体となって、地域の中で楽しみながら長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。	維持・推進	4館	4館
	●子ども環境講座 さまざまな環境課題を題材に「気づき・考え・行動する」ことを学ぶため、自然環境講座、ホタル飼育講座、家族参加型の野外体験学習を実施します。	維持・推進	3講座/年	—
担当課：北区清掃事務所				
課の重点	●環境学習 環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量とリサイクルの推進が重要である。幼少期にリサイクルやごみの分別の体験等を通じて学ぶ機会を提供するため、幼稚園・保育園・小学校に清掃事務所職員が出向いて環境学習を実施します。	維持・推進	1,500人/年	1,650人/年
担当課：健康いきがい課				
	●親子クッキング教室（再掲）【4-2（主）】 幼児親子、小学生親子を対象に、親子でふれあいながら、「食」に対する興味関心を引きだすため、食育講座や調理実習を行います。	維持・推進	幼児 5回/年 小学生 3回/年	幼児 5回/年 小学生 3回/年
基本計画	●食育体験教室〔楽しく食べよう！食育推進事業〕(再掲)【4-2（主）】 「食べるもの」「食べること」につながる多彩な分野への興味・関心を引き起こすため、「食」にまつわるさまざまな体験教室を実施します。	維持・推進	8回 延 10日間/年	8回 延 10日間/年
担当課：子育て支援課				
	●児童館・児童室での小学生対応事業 児童の健康増進、情操を豊かにすることを目的に設置しており、日常活動、クラブ活動、行事活動等を展開するとともに、また、青少年地区委員会と連携し地域の子育て環境を整備します。	維持・推進	25館 4室	25館 4室
	●児童館・児童室での中高生対応事業 児童館を地域の中高校生の居場所として提供し、児童館運営のボランティア・次世代を担う人材として中高生を育成します。	維持・推進	25館 4室	25館 4室
	●児童館・児童室での乳幼児と小学生・中高生との交流事業（主）【1-3】 乳幼児とのふれあいを中心に、やさしさや慈しみの感情を育み、次世代につなげていく子育て環境をつくります。	維持・推進	25館 4室	25館 4室
	●児童館のあり方の検討 放課後子ども教室との関わり方や、児童館での子育て支援事業のあり方について検討します。	新規	—	—
	●子どもかがやき顕彰 文化・スポーツ等で全国規模の大会への出場、東京都規模の大会での優勝など、特に優秀な成績を修め、北区のイメージアップに貢献した児童生徒等を顕彰し、地元意識の向上を図り、明日の北区を担う人づくりを目指します。	維持・推進	表彰数 37件/年	—
	●青少年地区委員会活動（主）【2-2】 社会を明るくする運動、各地区の伝統や環境などの特性を活かして実施されるスポーツ、野外活動、家族ふれあいの日事業等を実施します。	維持・推進	参加人数 52,148人	—

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：子育て支援課				
●青少年の発表の場の提供 青少年に意見や日常の活動を発表する場を提供し、発表を通じて社会への参画の意識を醸成し、活動の成果を実感するとともに、自信と達成感、責任感や連帯感を感じ取る機会とするため、発表の場の提供を推進します。		維持・推進	4回/年	—
担当課：子育て支援課・生涯学習推進課				
基本計画	●放課後子どもプランの推進（主）【2-2、5-1】 小学校を活用して、放課後等における子ども達の安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策のあり方を検討し、小学校に順次導入します。	拡充	モデル校 9校	13校
	担当課：庶務課			
●文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰 文化・スポーツ等の各領域で特筆すべき成績を修めた区立小中学校の児童・生徒を表彰し、青少年の健全育成の推進を図ります。		維持・推進	該当者全員の表彰	該当者全員の表彰
担当課：生涯学習推進課				
基本計画	●学校支援ボランティア活動推進事業（主）【2-4、5-1】 モデル校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	維持・推進	7サブ ファミリー	全サブ ファミリー
	●地域寺子屋事業（主）【2-2】 児童館や小学校を会場として、地域の人々で構成する寺子屋運営委員会が運営し、子どもたちの「居場所」として、学習・レクリエーションを行います。	維持・推進	12カ所	12カ所
●地域土曜講座（主）【2-2】 地域の人々で構成する実行委員会が子どもたちを対象に絵画・読書・自然体験等をテーマに数回の講座を実施します。	維持・推進	14講座	14講座	
●文化センター子どもひろば 文化センター利用団体、区民が主体となって、クラフト、音楽・舞踊体験、伝統文化・芸能、生活技術等各種体験の場を提供するイベントを各センターで2回開催します。	維持・推進	各センター 2回/年	各センター 2回/年	
●文化センター子ども講座 夏休みや土曜・日曜の生活をより一層充実したものとするために、木工、絵画、手工芸、陶芸等各種教室を開催します。	維持・推進	15講座/年	15講座/年	
●北区ふるさと農家体験館事業 指定文化財である古民家建物を活用し、年中行事や工作教室等の体験事業を実施し、地域の歴史や文化の普及活動を行います。	維持・推進	年中行事 9回/年 工作教室 6回/年	年中行事 9回/年 工作教室 6回/年	

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状 平成21年度	目標 平成26年度
担当課：体育課				
基本計画	● トップアスリート交流スポーツ教室 ナショナルトレーニングセンターと連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得します。	新規	検討	推進
	● 校庭開放推進事業（学校校庭の地域開放）（主）【5-1】 区立学校の校庭を児童・生徒に遊び・スポーツの場に開放し、体力づくりと生涯スポーツの推進を図ります。学校に設置した校庭開放運営委員会が開放指導員を委嘱し、事故防止と指導育成を図ります。	維持・ 推進	小学校 31校 中学校 5校	小学校 31校 中学校 5校
課の重点	● 総合型地域スポーツクラブの設立・支援（主） 【2-2、2-4】 総合型地域スポーツクラブの設立を推進するとともに、その担い手を育成するための事業を推進します。今後の設立計画については、平成22年度以降に実施するスポーツライフビジョンの見直しの中で具体化していきます。	維持・ 推進	2クラブ	—
	● わくわく土曜スポーツクラブ（主）【2-2】 学校施設等を利用し、子どもたちがスポーツを通して、健やかに成長できることを目的として、実施します。	維持・ 推進	5,400人	5,400人
担当課：体育課				
基本計画	● （仮称）赤羽体育館の建設 （仮称）赤羽体育館を総合体育館として、全区的、広域的総合スポーツ大会が開催できる体育施設として整備します。	拡充	基本設計	開設
担当課：飛鳥山博物館				
課の重点	● 来て、見て、さわって！昔の道具（主）【2-1】 小学校中学年社会科の小単元「むかしをしらべる」に対応する事業。館所蔵の生活用具資料の展示と道具の使用体験を通じて、昔の道具の使い方や当時の暮らしを学びます。道具の使用体験は「かまど体験」「せんたく体験」など複数の中から選択。学校単位で参加を受け付け、冬季に博物館で実施します。	維持・ 推進	区内 全小学校 の受入	区内 全小学校 の受入
	● 夏休みわくわくミュージアム（主）【2-1】 小中学生を対象に夏休みの期間に、子どもが楽しみながら北区の歴史や自然に親しめるように工夫した展示や、「土器作り」や「勾玉作り」など、体験を通して昔の人々の技術にふれる講座を開催します。講座は親子のふれあいの場ともなるよう、親子で参加するものを多くしています。	維持・ 推進	夏休み 期間中 全日開催	夏休み 期間中 全日開催
担当課：中央図書館				
	● 児童サービス事業 図書館であかちゃん、幼児、小学生それぞれの年齢に合わせたおはなし会等を定期的実施するとともに、子どもたちの成長に適した絵本の紹介や読書活動の意義等を伝えることをとおして読書活動の支援を行います。	維持・ 推進	全図書館	全図書館
担当課：教育未来館				
	● 北園☆学びのまちづくり（旧北園小学校周辺地域における学びのまちづくり再生計画） 北園☆学びのまちづくり実行委員会を設置し、区民、学校関係者、大学関係者、区が協働で「学び」をキーワードにまちづくり事業を展開します。	検討	実行委員会 3回/年 事業実施 3回/年	あり方について方向性を確認

(2)就学前教育の充実

【現状と課題】

- 人間形成の基礎づくりは幼児期に始まり、就学前教育は子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えることから、就学前教育は大変重要となっています。
- アンケート調査の結果で、就学前児童の保護者は子育てで悩んでいること、気になることとして「子どもの教育」を多くあげています。
- 平成 18 年（2006 年）には 60 年ぶりに教育基本法が改正され「幼児期の教育」の項目が新設されるとともに、平成 19 年（2007 年）には学校教育法も改正され幼稚園が学校教育の最初に位置づけられ教育の基盤であることが明確になりました。これに伴い平成 20 年（2008 年）には幼稚園教育要領・保育所保育指針が改定されるなど、就学前教育の重要性がより明確に位置づけられました。
- 北区ではこれらを踏まえ就学前教育保育の充実を目指し検討委員会を設置し、平成 20 年（2008 年）8 月に「北区就学前教育保育検討委員会報告書」及び「子どもたちの育つ姿」¹³として報告を受けました。就学前教育への取り組みは、この報告を踏まえ取り組んでいきます。
- 報告書でも示しているように、小学校就学前の北区の子どもが、幼稚園と保育園の区別なく共通性のある就学前教育を受け、健全で心豊かに成長するための環境づくりが必要です。このためには、就学前教育保育に携る者が共通認識を持つとともに、家庭とも連携を図りながら就学前教育保育を進めていくことが重要です。
- 就学前の子どもの中には、これから始まる小学校の生活に大いに期待したり、不安を募らせたりすることがあります。これらの期待や不安は小学生との交流を重ねることにより高まったり解消へと向かったりします。平成 20 年（2008 年）改定の幼稚園教育要領や保育所保育指針では小学校との積極的な連携を図るよう明記されました。小学校と就学前施設の円滑な接続を図るため、区立だけでなく私立も参加しやすい形での日頃の交流の促進を含めた連携の強化が必要です。
- また、遊びの中で学びが芽生え、遊びが発展して学習のもとになるなど、就学前教育の重要性を家庭も含めて理解を深めていくことが必要です。教育の基礎は、家庭における子育ての中で育まれるものであり、家庭における幼児教育の充実に向けた取り組みが必要です。



■ 保育園児による荒川土手クリーン大作戦

¹³ 就学前の一貫した子育て、教育保育を目指した、北区の子どもたちの目指すべき育つ姿を示したもの。「子どもの心の育ち」「大人と子どもの関わり」「子どもと子どもの関わり」について、成長の時期別に記述している。区立幼稚園長・保育園長が協働で作成した。

- 北区では、ブックスタートや3歳児絵本プレゼント、幼稚園・保育園と小学校との連携の推進、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園・保育園と小（中高）学校との交流事業などに取り組んでいます。
- 今後は、幼児一人ひとりの望ましい発達を促す教育を推進するとともに、東京都と共同で取り組む就学前教育保育のプログラム及びカリキュラムの研究成果を生かすことが求められています。また、幼稚園や保育園、小学校だけではなく家庭や地域社会とも連携した取り組みを実施していくことが必要です。
- また、地域の多様な子どもが共に育つことのできる場として新たな枠組みである認定こども園¹⁴については、その設立支援体制を整えておくことが必要です。
- なお、区内幼稚園通園児の約9割が私立幼稚園に通園しているとともに、保育園通園児の約3割が私立保育園に通園しており、私立の幼稚園・保育園の果たす役割は非常に大きいものがあります。したがって、就学前教育の充実について私立への情報提供や公立・私立、幼稚園・保育園を問わない教育環境の充実などについて可能な部分での連携を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

○ 幼児教育の充実

幼児期の教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを踏まえ、公立・私立、幼稚園・保育園の区別なく共通性のある就学前教育を受けられるよう幼児教育の充実を図ります。

○ 小学校との接続の円滑化

小学校と幼稚園や保育園との接続の円滑化のため、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム実証研究を東京都とともに行い、今後の就学前教育に研究の成果を活かしていきます。

○ 家庭との連携による就学前教育の充実

就学前教育における家庭の役割は大きく大切なものであり、幼稚園や保育園を地域に開かれたものとして家庭との連携を図るとともに、ブックスタートやこども図書館の運営などを通して家庭との連携を充実させます。

¹⁴ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条に掲げる要件に適合しており、東京都認定こども園の認定基準に関する条例等に定める要件を満たし、都が認定したもの。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目標・方向
就学前教育プログラム・ 就学前教育カリキュラムの実施	実証研究	実施
3歳児絵本プレゼント配付率	70% (行動計画進捗状況調査、住民基本台帳、外国人登録)	90%

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現 状	目 標
		平成 21 年度	平成 26 年度
担当課：子育て支援課			
●私立幼稚園協会への補助 私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園 相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	維持 ・ 推進	—	—
●私立幼稚園等入園祝金交付事業（再掲）【1-4（主）】 私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に 幼児を通わせている保護者に対し、通年の初年度に祝 金を交付します。	維持 ・ 推進	1,145人/年	—
●私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業（再掲） 【1-4（主）】 私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に 幼児を通わせている保護者の負担を軽減するため補助 金を交付します。	維持 ・ 推進	延 36,803人/年	—
●外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金（再掲） 【1-4（主）】 北区に外国人登録をし外国人学校に児童・生徒・幼児 を通わせている保護者に対して補助金を交付します。	維持 ・ 推進	延 726人/年	—
担当課：子育て支援課 保育課 学務課			
基本計画 ●幼稚園・保育園と小学校との連携の推進〔きらきら0 年生応援プロジェクト〕 幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な 接続を図るため、幼稚園・保育園と小学校との事業の 連携・交流を進めます。	拡充	認可保育園 47園 私立幼稚園 12園 区立小学校 38校	—
担当課：子育て支援課 学務課			
●幼稚園における子育て支援活動（再掲）【2-1（主）】 保護者及び地域住民等に対し、幼児期の教育相談を始 めとする子育て相談、子育てに関する情報提供、未就 園児の親子登園、保護者同士の交流の機会提供、園庭・ 園舎の開放、子育て公開講座の開催、未就園児の会な どを実施します。	維持 ・ 推進	全公私立 幼稚園	全公私立 幼稚園
●幼稚園等就園奨励費補助事業（再掲）【1-4（主）】 私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設へ の就園を奨励するため、保護者の所得状況に応じ、補 助金を交付します。また、区立幼稚園に限り、減額免 除制度により就園奨励を図ります。	維持 ・ 推進	私立等 1,673人/年 区立 20人/年	—
●幼稚園在園児及び保護者に対する支援（再掲） 【1-2（主）】 在園児及び保護者に対し、個人面談・保護者会・家庭 訪問等により、教育・しつけ等の相談・助言を実施し ます。	維持 ・ 推進	全公私立 幼稚園	全公私立 幼稚園

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：子育て支援課 学務課 指導室				
●幼稚園の教育活動の充実（主）【2-4】 区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。 また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付し、就学前教育の充実を図ります。		維持 ・ 推進	区立各園 2回/年 私立 補助金で対応	区立各園 2回/年 私立 補助金で対応
担当課：指導室 保育課 子育て支援課				
基本計画	●就学前教育保育の充実〔きらきら0年生応援プロジェクト〕 就学前施設と小学校との円滑な接続を図るため、幼稚園児・保育園児と小学生との交流事業の実施に加え、21-23年度にモデル実施する「就学前教育プログラム実証研究及び推進」の報告内容を反映し、幼稚園・保育園から小学校への連続性を重視したプログラム・カリキュラムを採用して、全就学前施設で実施します。	拡充	実証研究	実施
担当課：保育課				
●保育園職員等専門研修（主）【2-4】 保育園職員等に対し、組織の連携に必要な事項を含め、職務を遂行していくための専門研修を行います。		維持 ・ 推進	12回/年	12回/年
●保育園における地域活動事業（再掲）【2-1】 子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。		維持 ・ 推進	1,500回/年	1,500回/年
担当課：中央図書館				
●中央図書館におけるこども図書館の整備・運営（再掲）【1-2（主）】 子ども連れでも気兼ねなく図書館を使えるよう、利用者同士の情報交換の場である子育て情報支援室を整備し、授乳コーナーなども設置、子ども読書活動を支援します。		維持 ・ 推進	1館	1館
基本計画	●ブックスタート〔子育て応援団事業〕（再掲）【2-1（主）】 保健センターで実施される3～4カ月児健康診査の機会をとらえて、保護者にブックスタートの趣旨を説明し、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行います。	維持 ・ 推進	配布率 98%	配布率 98%
●ブックスタートフォローアップ（再掲）【2-1（主）】 ブックスタートによる絵本の配布後、読み聞かせやプチコンサート等の楽しい催しを通して、読書活動の継続を促します。		維持 ・ 推進	王子、赤羽、 滝野川の各 地域で実施	王子、赤羽、 滝野川の各 地域で実施
基本計画	●3歳児絵本プレゼント〔子育て応援団事業〕（主）【2-1】 子育て応援団事業の一環として地域での子育てを応援する中で、健康いきがい課と連携し、年齢に応じた絵本の利活用により、子育ての楽しさをより実感してもらい、読書活動を推進するため、3歳児に絵本をプレゼントします。	維持 ・ 推進	配布率 70%	配布率 90%

(3)教育の場における子育てへの支援

【現状と課題】

- 教育は、一人ひとりが社会の中で生きていくために必要な力を身に付け、自らにふさわしい生き方の選択を助ける営みであり、同時に、北区の未来を築く基礎であるといえます。
- 少子化や核家族化の進展に伴い、家庭や地域の教育力が低下しており、学校教育には、学力の向上だけではなく、規範意識や社会のルール、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育む場としての役割が求められています。
- また、グローバル化や情報化がますます進むこれからの社会を生き抜くためには、子どもたち一人ひとりが個性を発揮し活躍することができるよう、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の三つの要素からなる「生きる力」を育み定着を図ることが求められています。
- 「生きる力」を育むためには、子どもたちの成長や発達状況に応じた教育を展開することが必要です。そのため北区では、「確かな学力」のための学力パワーアップ事業や「英語が使える北区人」事業、「豊かな人間性」のためには、道徳授業地区公開講座の実施等を通じての道徳教育の充実、集団宿泊行事における自然体験や生活体験学習の充実など、「健康・体力」のためには体育の授業の改善、望ましい食習慣を身に付けるための食育の推進などに取り組んでいます。
- 小中学校の接続においては、北区独自の教育システムである学校ファミリーを基盤として、義務教育9年間を見通した小中一貫教育モデル事業に取り組んでいます。この小中一貫教育においても、知・徳・体のバランスを図りながら、サブファミリー内のすべての教員が子どもたちの「生きる力」を育むために研究・実践を行っています。
- アンケート調査の結果によると、子どもたちの相談先は、友だち・先輩、両親が多くなっており、学校の先生やスクールカウンセラーは少なくなっています。学校が子どもにとって身近な相談場所として機能するように環境整備を行っていくことが必要です。
- 学校教育の基本的な役割は、教育を受ける子どもの発達段階に応じて調和の取れた教育を行うことにあり、生涯にわたる学習の基礎づくりを担うものです。北区では「教育先進都市・北区」を築いていくため、北区の教育が目指すべき姿と方向を示す「北区教育ビジョン2005」によりきめ細かな教育を展開するとともに、子どもたち一人ひとりの個性や能力の伸長を図ってきました。



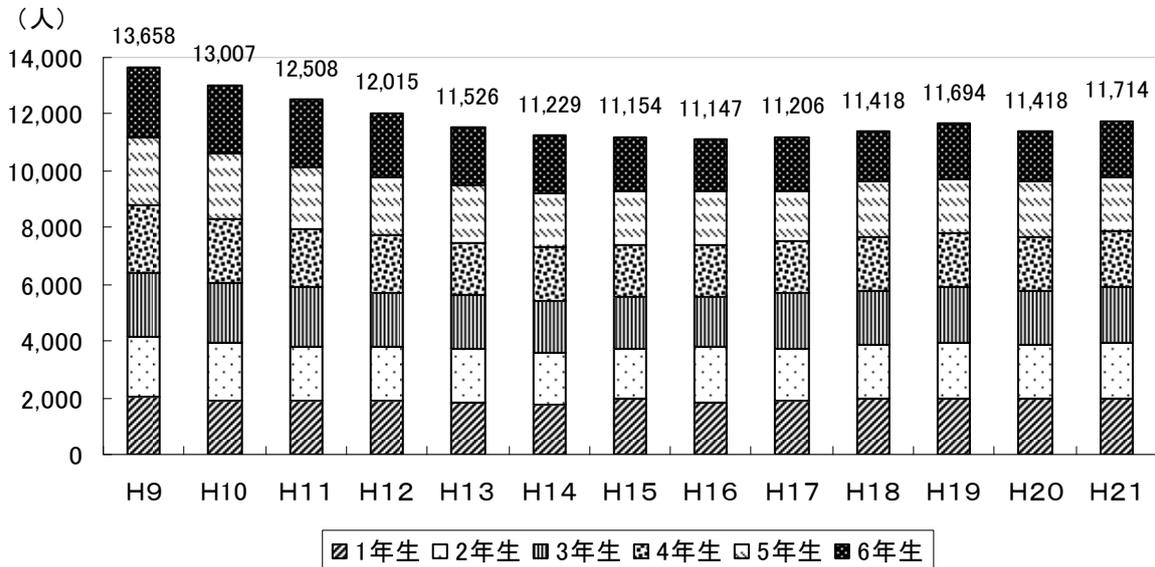
■ スクールコンサート～日本古来の音楽「雅楽」に触れる！～

さらに、平成22年2月には教育基本法による教育振興基本計画¹⁵に位置づけた「北区教育ビジョン2010」を策定し、計画的な教育行政を進めることとしました。

¹⁵ 平成18年に改正された教育基本法第17条第2項で「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定された。

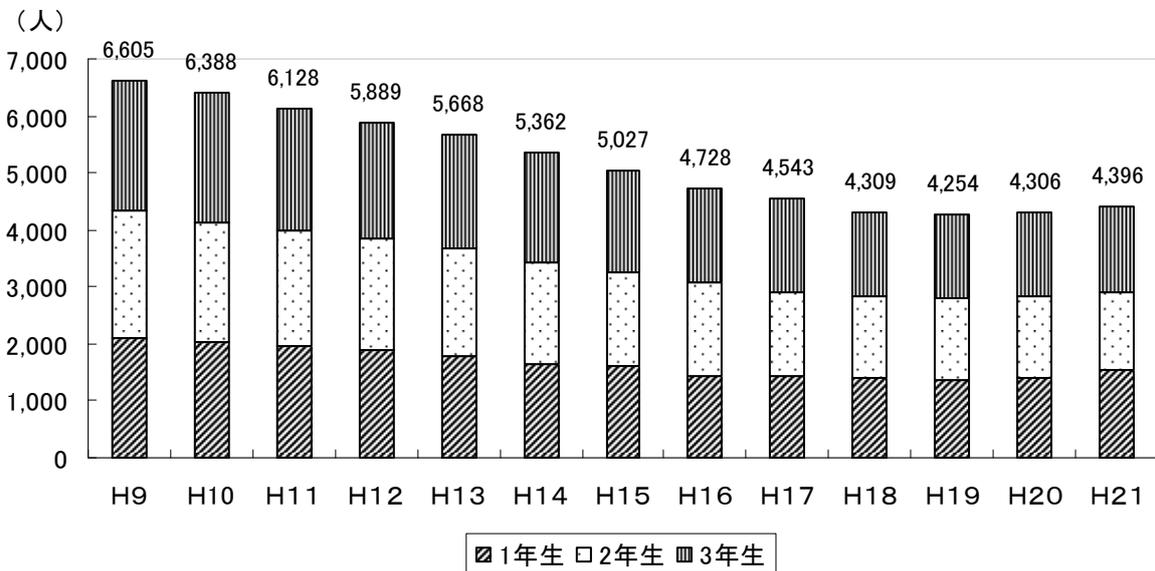
- 地域社会への貢献活動の一層の充実など地域に愛着と誇りが持てる教育プログラムを実施するとともに、北区学校ファミリーを基盤に家庭・地域・関係機関との連携を進め、地域の教育・子育てプログラム全体の改善・充実を図ることが必要です。

■ 区立小学校児童数の推移(各年5月1日現在)



資料：行政資料集

■ 区立中学校生徒数の推移(各年5月1日現在)



資料：行政資料集

【取組の方向性】

○生きる力を育む教育活動の展開

確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした多様な教育活動を展開していきます。

○北区学校ファミリーの推進

通学区域の重なる、幼稚園、小学校、中学校からつくられる近隣複数学校のネットワークで、一校だけではできないことを複数校が連携・協力して実践し、質の高い教育を目指します。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目 標 ・ 方 向
期待正答率を上回っている領域数	小学校 6 年生 15 領域中 15 領域 中学校 3 年生 18 領域中 3 領域 (北区基礎・基本の定着度調査(平成 21 年度))	
教員の指導力や教科外教育の充実度で“良い”と回答した人の割合	教員の指導力：45.9% 教科外教育の充実度：40.1% (北区教育ビジョン 2010 に係るアンケート調査報告)	

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現 状	目 標
		平成 21 年度	平成 26 年度
担当課：リサイクル清掃課			
●リサイクル啓発 子ども向け環境学習用啓発冊子「わたしたちができること」を作成し、区内の小学校に環境学習資料として配布します。また、エコエコツアー等でも活用します。	維持・継続	維持・継続	維持・継続
担当課：健康いきがい課			
●学校保健との連携（主）【4-2】 学校保健と連携し、小中学校児童・生徒に対し、喫煙防止、むし歯・歯周病予防等の健康教育を実施します。	維持・推進	防煙教育 区立中学校 2,300 人 歯の健康教育 区立小中学校 700 人/年	防煙教育 区立中学校 2,300 人 歯の健康教育 区立小中学校 1,000 人/年
●肺がん予防対策（主）【5-2】 未成年者を対象に、肺がんの一次予防対策として講習会を実施し、肺がんに関する知識や、喫煙と肺がんとの関係の理解を深め、禁煙支援・喫煙防止を図ります。	維持・推進	区立中学校 2,300 人/年	区立中学校 2,300 人/年
担当課：保健予防課			
●感染症対策事業（エイズ・ピア・エデュケーション） 学校等において性感染症の専門家や担当保健師による講演会等を実施し、エイズ・ピア・エデュケーショングループの育成支援を行います。また、学校等にエイズ教育のための教材貸し出し等を行います。	維持・推進	1 校	1 校
担当課：子育て支援課			
●私立幼稚園と中学校・高校との交流事業（主）【1-3】 幼稚園児と中学・高校生生徒との交流のなかで、養育性を育みます。	維持・推進	—	—

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：保育課				
●保育園と小（中高）学校との交流事業（主）【1-3】 保育園児と小（中高）学生生徒との交流の中で、養育性を育みます。		維持・推進	受入回数 250回/年	受入回数 500回/年
担当課：庶務課 学務課 指導室				
基本計画	●教師力向上応援プロジェクト 区立小中学校の校務の情報化、先生サポートほっとライン、メンタルヘルス対策によって教員負担を軽減するとともに、ITC活用力を向上させる研修などにより、教員が子どもと向き合うための時間増を図ります。	新規	—	小中学校 全校 全教員
担当課：学校改築施設管理課				
基本計画	●学校の改築 区立小中学校の改築時期を迎える学校施設について児童生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、学校を改築します。	維持・推進	改築済み 4校	改築済み 9校
担当課：学務課				
課の重点	●情報教育の推進 全区立小・中学校の各教室でインターネットを使用した学習活動ができるよう校内LANを実施します。	維持・推進	全校	全校
	●実力アップ土曜教室 土曜日や夏季休業期間中などを活用して区立中学生を対象に、生徒一人ひとりの習熟度や学習意欲に合わせた学習・補習・支援を行います。	維持・推進	全12校	全12校
	●指定校変更許可基準の公表 児童生徒に特段の事情がある場合に、住所により指定された学校以外の学校に就学することで円滑な義務教育が受けられるよう環境を整備します。	維持・推進	—	—
	●イングリッシュサマーキャンプ事業 区立中学1、2年生を対象とした夏季施設事業。外国人留学生と活動を共にすることにより、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際理解を目的とします。	維持・推進	参加率 89.9%	参加率 90%
担当課：指導室				
基本計画	●「英語が使える北区人」事業〔学び・拓く 北区人づくりプロジェクト〕 区立小中学生の英語に触れる機会を積極的に増やし、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。特に小学校では、小1～小6の外国語活動のすべての時間にALTを配置します。	維持・推進	ALT配置 小学校 1～4年 20時間/年 5～6年 35時間/年 中学全学年 35時間/年	ALT配置 小学校 1～4年 20時間/年 5～6年 35時間/年 中学全学年 35時間/年
基本計画	●新聞大好きプロジェクト〔学び・拓く 北区人づくりプロジェクト〕 区立小学校の生徒に新聞に親しませ、社会の出来事やしくみに興味・関心を持たせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通して、言語活動の充実を図り、生きる力をはぐくみます。	新規	—	全校
	●スクールカウンセラーの配置（主）【4-3】 いじめや登校拒否等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小・中学校へスクールカウンセラーを配置します。	維持・推進	全校	全校
	●学校における性・健康教育の実施 区立小学校では体育科で、区立中学校では保健体育の授業を中心に実施します。	維持・推進	全校	全校

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：指導室				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●学カパワーアップ事業 区立小・中学校に、非常勤講師を配置し、児童一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導により、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図ります。 	維持・推進	全校	全校
	<ul style="list-style-type: none"> ●教育相談所の運営（再掲）【1-2(主)、4-3】 児童・生徒の悩みや、保護者・教員の教育指導に関する相談を、多領域の専門家により行います。 	維持・推進	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> ●心の教育推進委員会の運営（主）【4-3】 「北区心の教育推進委員会」において、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。 	維持・推進	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な学習活動の推進 区立小・中学校が総合的な学習活動を進める上で地域のボランティア講師の招聘等を行います。 	維持・推進	全校	全校
	<ul style="list-style-type: none"> ●道徳授業地区公開講座の実施 区立小・中学校全校で道徳授業地区公開講座を実施します。 	維持・推進	全校	全校
	<ul style="list-style-type: none"> ●道徳副読本の配付 区立小・中学校全校の児童生徒に対し、道徳の授業で使用する補助教材を配付します。 	維持・推進	全校	全校
	<ul style="list-style-type: none"> ●魅力ある学校図書館づくり事業 区立学校図書館を児童生徒が主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める場に再生し、児童生徒の言語力の向上を図ります。 	維持・推進	全校	全校
	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリア教育の実施 社会的自立・職業的自立に向けて、児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観の育成を図るため、区立小・中学校における教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直し、それぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。 	維持・推進	全校	全校
	<ul style="list-style-type: none"> ●情報教育に関する研修会の実施 区立学校の教員のICT活用指導力の向上を図るため、情報機器の授業への活用や情報モラル等にかかる研修会を夏季休業期間中に5日間実施します。 	維持・推進	5日間/年	5日間/年
	担当課：中央図書館ほか			
<ul style="list-style-type: none"> ●第二期北区子ども読書活動推進計画の推進（再掲）【1-2(主)、2-1、2-2、2-4】 「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づく「第二期北区子ども読書活動推進計画」(平成21年度～25年度)を踏まえ、行政各部署、区民と協働し、ブックスタートをはじめとした各年齢に応じた取り組みを位置づけるなど、子どもの読書推進に向けたさまざまな事業を展開します。 	維持・推進	計画に沿い各事業を推進	計画期間の評価	

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：教育改革担当課				
基本計画	●小学校の適正配置の推進 人口減少と少子化に伴う小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、「東京都北区立学校適正規模第三次答申」を基に小学校適正配置に関する計画（案）（タタキ台）を策定した上で、ブロック毎に検討組織を設置し、具体的な適正配置の検討を推進します。	維持・推進	検討	推進
	担当課：教育未来館			
基本計画	●（仮称）教育総合センターの設置 教育先進都市・北区の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し（仮称）教育総合センターを設置します。	新規	検討	実施設計
課の重点	●北区学校ファミリー構想の推進 通学区域の重なる区立幼稚園、区立小・中学校によりグループ（サブファミリー：SF）をつくり、学校（園）間連携、学校（園）と地域の連携によって学びの連続性を図り、教育の幅を広げるとともに質を高めていきます。	拡充	連携交流事業を実施	幼・保、小との連携 検討・実践
基本計画	●北区小中一貫教育の推進 北区学校ファミリー構想を踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提として、サブファミリーが義務教育9年間を貫いた「育てたい子ども像」や教育目標を設定し、小中学校間の円滑な接続を目指します。	拡充	モデル事業 4 サブファミリー	全校
基本計画	●大学機能との連携の推進 大学の持つ専門的なノウハウを活かし、学校教育への支援をはじめ、地域との協働事業など、さまざまな場面で教育力の向上を目指し、提携・連携する分野の拡大を図ります。	拡充	協定締結 1校	協定締結 6校
基本計画	●理科大好きプロジェクト〔学び・拓く 北区人づくりプロジェクト〕 理科実験支援授業、実験講座（サイエンス DAY キャンプ in 北園、北園サイエンスラボ）を実施します。	維持・推進	実施	実施

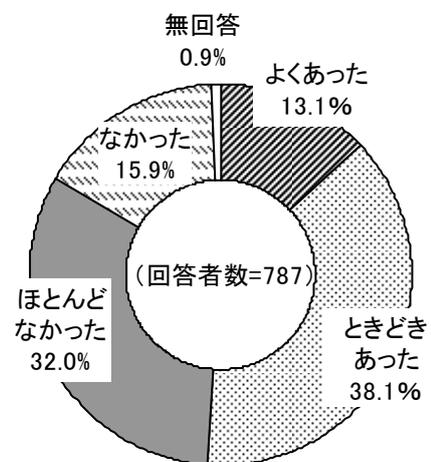
4. 親と子のこころとからだの健康づくり

(1) 安心できる妊娠と出産

【現状と課題】

- 妊娠・出産は女性にとって短期間での心身の大きな変化に加え、場合によっては危険を伴うこともあります。妊娠及び出産の経過に満足することが、良い子育てにつながるといわれています。
- 安心して子どもを産み、健やかに育てていくためには、妊娠・出産・育児について、正しい知識を取得するとともに、妊婦健診などによる母子の健康管理は欠かすことができません。
- これまでの周産期医療や母子保健を中心とする活動の結果、わが国の母子保健水準は世界のトップクラスとなっていますが、低体重児の増加や、妊産婦死亡率は更に改善する余地が残されている等、一層の母子の健康の確保を図る必要があります。最近では、出産できる施設の不足や夜間・休日における救急システムへの不安などもあります。
- アンケート調査の結果をみると、就学前児童の保護者では「妊娠中に母親が精神的に不安定になったことがあった」とする回答が約5割となっています。また、「出産後の1カ月間に精神的に不安定になった」とする回答も5割強となっており、妊娠と出産に不安を抱える人が多くなっています。
- 初めての出産に際しては、これから親になる人の不安が大きいことから、これを軽減するため妊娠や出産、子育てなどさまざまな情報提供や体験実習、相談の場の提供が重要です。そのためには学習の機会の充実や、参加しやすい環境整備が必要です。
- 北区では母子健康手帳の交付時に14回分の妊産婦健康診査受診票等の配付や、里帰り出産等の助成などにより安全で安心な出産を迎えるための助成をしています。
このほか、子育てガイドブックの配付や、ママ・パパ学級、パパになるための半日コース、マタニティクッキング、妊産婦・新生児訪問など妊娠期から出産後までを通じた支援を実施し、正しい育児の情報や体験の機会も提供しています。
- さらに、妊娠・出産を通じて人間として成長しながら、親子が「豊かな人生」を送れるように、行政や地域・社会の構成員と一緒に支援していくことも重要です。
- 今後は、これまでの取り組みを推進するとともに、安心して妊娠・出産ができるよ

■ 妊娠中、母親が精神的に不安定になったことの有無



資料：北区『北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書』平成21年3月

う周産期医療体制の充実等を国や東京都に強く要望していくことが必要です。

【取組の方向性】

○妊娠・出産に関する正しい知識の普及

初めての出産に際し、これから親になる人に対し、妊娠や出産・育児についての正しい知識の普及を行うとともに、体験ができる場の提供や身近な相談体制の充実に取り組みます。

○周産期医療の充実

妊娠中の健康管理を適切に行い安心して出産に臨むため、妊婦健診への支援を引き続き行うとともに、周産期医療体制の充実等を国や都に強く要望していきます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目 標 ・ 方 向
妊娠中、出産後 1 か月の間、母親が精神的に不安定になったことが“あった”と回答した人の割合	就学前児童の保護者 妊娠中 51.2%、産後 55.4% (次世代アンケート調査結果)	
妊娠・出産について満足している人の割合	83.8% (乳幼児健康診査受診者アンケート(平成 18 年度))	
妊産婦・新生児訪問回数	妊産婦訪問 延 1,867 人/年 新生児訪問 延 1,791 人/年 (行動計画進捗状況調査)	延 3,900 人/年

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現 状	目 標
		平成 21 年度	平成 26 年度
担当課：国保年金課			
● 出産育児一時金（主）【1-4】 国保加入者が出産したとき、出生児一人につき 42 万円を支給します。	維持 ・ 推進	500 人/年	500 人/年
担当課：健康いきがい課			
● 妊産婦健康診査（主）【1-4】 妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査(最大 14 回まで)、妊婦超音波検査(最大 1 回)を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	維持 ・ 推進	対象者 2,800 人/年	対象者 2,800 人/年
● 里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成（主）【1-4】 公費による妊婦健康診査受診票を使うことができずに妊婦健康診査を受診した妊婦に対し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	維持 ・ 推進	申請 700 人/年	申請 700 人/年
● 未熟児養育医療助成（再掲）【1-4、6-3（主）】 母子保健法に基づき、養育のため入院することを必要とする未熟児に対して、給付を行います。	維持 ・ 推進	申請 60 人/年	申請 60 人/年
● 妊娠高血圧症候群等医療費助成（主）【1-4】 妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦に対し、医療費の助成を行います。	維持 ・ 推進	申請 5 件/年	申請 5 件/年

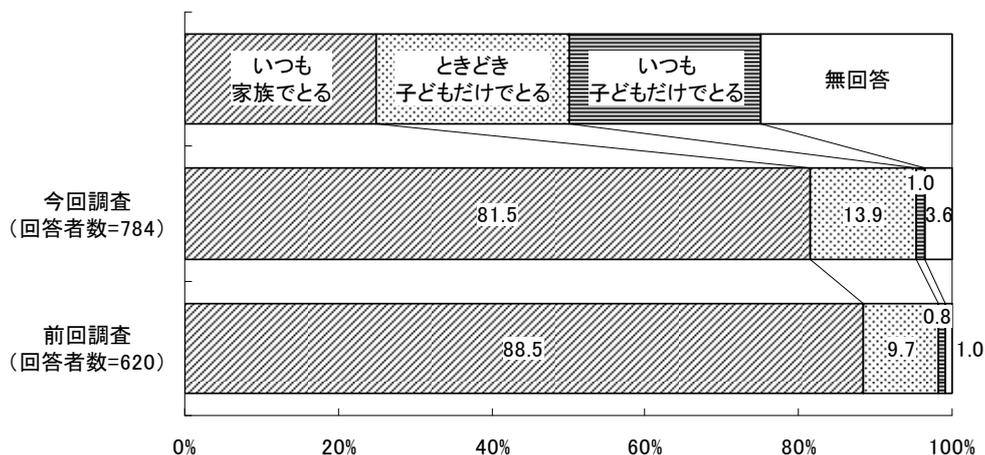
具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：健康いきがい課				
	● ママ・パパ学級（再掲）【1-3（主）、7-3】 専門家による妊娠・出産・育児についての指導や助言を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流をはかり、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	維持・ 推進	1,600人/年	1,600人/年
	● 新婚さんクッキング（再掲）【1-3（主）、7-3】 新婚（概ね結婚1年以内）を対象に、調理実習を通して、妊娠前からの適切な食生活の重要性の認識を図ります。	維持・ 推進	60人/年	60人/年
	● マタニティクッキング（主）【1-3】 妊婦を対象に調理実習を通して、適切な食生活の認識を図ります。	維持・ 推進	60人/年	60人/年
	● パパになるための半日コース（再掲）【1-3（主）、7-3】 父親としての育児に対する不安を軽減し、父の役割を考えるための体験実習や交流を行います。	維持・ 推進	800人/年	900人/年
基本計画	● 妊産婦・新生児訪問（主）【4-2、4-3】 妊娠・産後の健康管理や新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。	維持・ 推進	延 3,700人/年	延 3,900人/年
	● 妊婦歯科健康診査 妊婦を対象に、歯科医師による歯科検診や歯科衛生士による歯みがき指導等を行い、歯科疾患の早期発見・早期治療を図るとともに、保健師や助産師と連携して妊婦自身の健康観の向上を図ることを目的に実施します。	維持・ 推進	450人/年	500人/年
担当課：障害福祉課				
	● 自立支援医療（育成医療）（再掲）【1-4、6-3（主）】 障害者自立支援法・北区自立支援医療事業実施要綱に基づき、心身障害児に対し医療費の助成を行います。	維持・ 推進	50件/年	50件/年
担当課：子育て支援課				
基本計画	● 産前産後支援・育児支援ヘルパー〔子育て応援団事業〕（主）【4-2】 産前産後の家庭又は、3歳未満児の子育て中で家事や育児の援助を必要とする家庭に対して、訪問し、家事援助や育児支援を行います。	拡充	175件/年	200件/年
担当課：保育課				
基本計画	● ママ・パパ子育てほっとタイム事業〔子育て応援団事業〕（再掲）【1-1（主）、7-3】 出産後間もない保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するために、新生児1人に対し、3枚の一時保育利用券を配付します。	維持・ 推進	利用者数 1,300人/年	利用者数 1,300人/年

(2)子どもの発育・発達への支援

【現状と課題】

- 子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、保健・医療体制の充実とともに乳幼児期における良い生活習慣の獲得が不可欠です。子ども時代の健康は生涯をとおして健康な生活を送るための第一歩です。
- 最近では朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られる心と身体の問題、小児肥満など子どもの生活習慣病が増加していることから、食習慣の見直しや食育が大きな課題となっています。
- 北区では、「みんな元気！いきいき北区」を実現するため平成 20 年（2008 年）3月に「北区ヘルシータウン 21 後期5か年計画」を策定し、健康づくりに取り組んでいます。
- アンケート調査の結果では、子育てで悩んでいること、気になることとして「病気や発育・発達」「食事や栄養」とする回答が多くあげられていましたが、両者とも前回調査結果よりは減少しています。乳幼児健康診査や食育の推進、子育て困難児への育児支援などの取り組みの効果があらわれてきたものと考えられますが、今後ともより一層充実させることが必要です。
- また、アンケート調査の結果では家族と一緒に夕食を食べているかについて、就学児童は前回調査と比較して「いつも家族でとる」人が7ポイント減少しています。これに対し「ときどき子どもだけでとる」とした人が4.2ポイント増加し孤食の傾向が進んでいます。

■ 孤食の有無(夕食)

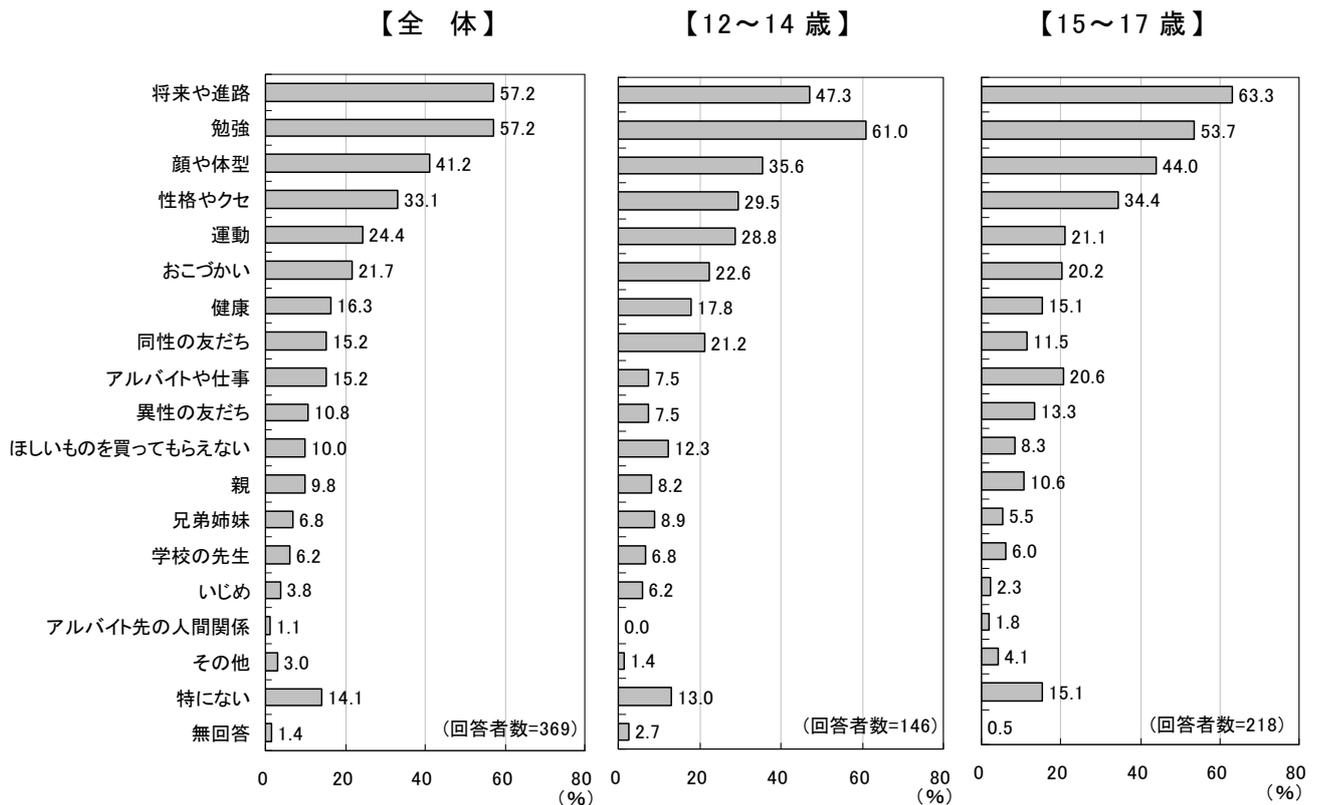


資料：「北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書」

- 食生活は健康づくりの基本であり、栄養バランスのとれた規則的な食生活習慣を身につけることが重要です。乳幼児期から基礎的な食習慣を身につける健康教育を推進するとともに家庭や保育園、幼稚園、学校等と連携することが必要です。
- このほか、乳幼児健診やその後の幼稚園・保育園を利用する中で発達障害を早期に発見し、発達に障害のある児童やその保護者を療育などの支援に早期につなげることも重要です。

○ さらに、思春期は、子どもから大人へと成長していく移行期であり心身ともに揺れ動く不安定な時期です。第二性徴の出現期となり、異性を意識し始めるなどの中で心や身体が多様な悩みを抱え込むことも多い世代です。また、この世代は規範意識の低下や、好奇心等から喫煙する場合もあり、喫煙開始年齢が低ければ低いほど将来の健康への悪影響が大きく現れるという喫煙の有害性についての認識が不足している傾向も見受けられます。この世代への正しい知識の提供など、若者の育ちへの支援は学校と地域保健との連携が重要になります。

■ 中高生世代の悩んでいること(複数回答)



資料:「北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書」

【取組の方向性】

○ 乳幼児期の健康診査や保健指導の充実

乳幼児の順調な成長・発達と健康を守るとともに、保護者の育児不安解消や病気等の早期発見のため、乳幼児健診や新生児への訪問指導の充実に取り組みます。

○ 思春期の子育ちへの支援

子どもから大人への移行期であり第二性徴出現期である思春期の心と身体のバランスをうまく取れない子どもたち及びその保護者に対し、学校や教育相談所、子ども家庭支援センター、健康いきがい課健康相談係などが連携し正しい知識の普及を行うとともに相談事業の充実を図ります。

○ 食育と連動した健康づくりの推進

健全な生活習慣を身に付けるためには、基礎的な食習慣が身につく乳幼児期が重要なため、家庭、保育園、幼稚園、学校等と連携した継続的な食育に取り組みます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目 標 ・ 方 向
乳幼児健康診査受診率、 健診受診者にその後に把握した未受診者も含めた率	3～4カ月児 97.5%、99.0% 3歳児 92.8%、97.1% (母子保健事業報告(平成20年度))	
乳幼児歯科保健相談参加者数	3,629人/年 (行動計画進捗状況調査)	4,500人/年
朝食をほとんど毎日食べている子どもの割合	就学前児童の保護者 82.5% 就学児童の保護者 91.7% (次世代アンケート調査結果)	

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現 状	目 標
		平成21年度	平成26年度
担当課：健康いきがい課			
基本計画 ●北区楽しい食の推進員による食育講座「楽しく食べよう！食育推進事業」(主)【1-3】 区独自で養成している「北区楽しい食の推進員」(栄養士)が講師となり、おもに児童館の幼児クラブに参加している保護者向けに、食の大切さを伝えていくため、食に関するテーマの講座を実施します。	維持・推進	児童館 15館 30回/年	児童館 15館 30回/年
		●休日診療(再掲)【4-3(主)】 北区医師会、北区薬剤師会及び地区歯科医師会の協力を得て実施します。	維持・推進
●親子クッキング教室(主)【3-1】 幼児親子、小学生親子を対象に、親子でふれあいながら、「食」に対する興味関心を引きだすため、食育講座や調理実習を行います。	維持・推進	幼児 5回/年 小学生 3回/年	幼児 5回/年 小学生 3回/年
基本計画 ●食育体験教室「楽しく食べよう！食育推進事業」(主)【3-1】 「食べるもの」「食べること」につながる多彩な分野への興味・関心を呼び起こすため、「食」にまつわるさまざまな体験教室を実施します。	維持・推進	8回 延 10日間/年	8回 延 10日間/年
●乳幼児健康診査(3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)(主)【1-2、6-3】 健康相談係・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題発生を予防し早期に対応します。	維持・推進	12,500人/年	12,500人/年
●乳児及び幼児育児相談(再掲)【1-2(主)、4-3】 乳児・幼児と親を対象に、育児に関する知識の習得や育児不安の軽減を目的にグループワーク、個別訪問、また、児童館等での出張育児相談も行います。	維持・推進	4,000人/年	4,000人/年
●学校保健との連携(再掲)【3-3(主)】 学校保健と連携し、小中学校児童・生徒に対し、喫煙防止、むし歯・歯周病予防等の健康教育を実施します。	維持・推進	防煙教育 区立中学校 2,300人 歯の健康教育 区立小中学校 700人/年	防煙教育 区立中学校 2,300人 歯の健康教育 区立小中学校 1,000人/年
●乳幼児歯科保健相談 乳幼児(4歳未満)を対象に、定期的に歯科検診・相談、予防処置(フッ素塗布、歯口清掃など)、歯科保健指導等を実施します。	維持・推進	4,000人/年	4,500人/年

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状		目標	
			平成21年度		平成26年度	
担当課：健康いきがい課						
	●離乳食講習会 概ね8か月までの乳児を持つ保護者に、乳児の発達に 応じた離乳食のすすめ方について、食材を使って具 体的な指導を行います。	維持 ・ 推進	650人/年	650人/年	650人/年	650人/年
	●子育て困難児への育児支援（主）【4-3】 多胎児などに対する育児不安等で継続的に支援が必要 な母子に対して、保健師・助産師による家庭訪問を 実施します。	維持 ・ 推進	400人/年	500人/年	500人/年	500人/年
	●保育園・幼稚園における歯科健康診査 歯の衛生週間実施計画に基づいて、保育園・幼稚園児 を対象に検診を実施します。	維持 ・ 推進	7,500人/年	7,500人/年	7,500人/年	7,500人/年
基本計画	●妊産婦・新生児訪問（再掲）【4-1（主）、4-3】 妊娠、産後の健康管理や新生児の発育・発達・保育等 の助言指導を行うため保健師・助産師による家庭訪問 を実施します。	維持 ・ 推進	延 3,700人/年	延 3,900人/年	延 3,900人/年	延 3,900人/年
	●専門的相談支援（乳児家庭全戸訪問事業）（主） 【1-2、4-3、6-1】 乳児のいる家庭を訪問し、その居宅においてさまざま な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報 提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、適切 なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で 子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	維持 ・ 推進	1,800人/年	1,900人/年	1,900人/年	1,900人/年
担当課：健康いきがい課 子育て支援課						
	●専門的相談支援（養育支援訪問事業）（主）【1-2、4-3、 6-1】 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保 健師・助産師・子ども家庭支援ワーカーがその居宅を 訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、 家庭で適切な養育ができるよう支援します。	維持 ・ 推進	400人/年	500人/年	500人/年	500人/年
担当課：障害福祉課						
	●気管支ぜん息児等への公害健康被害予防事業（再掲） 【6-3（主）】 気管支ぜん息等をもつ親と子どもを対象に健康相談や 学習の機会を設けます。また、サマーキャンプ事業を 実施します。	維持・推 進	31人参加	40人参加	40人参加	40人参加
担当課：障害者福祉センター						
基本計画	●さくらんぼ園（再掲）【6-3（主）、1-2】 就学前の障害またはその疑いがある乳幼児に対し、相 談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門 は障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス事業」 により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では 発達相談や人材育成、区民に対する普及啓発活動等 を行います。	拡充	相談 延60人/月 療育（利用） 25人/日	相談 延90人/月 療育（利用） 30人/日	相談 延90人/月 療育（利用） 30人/日	相談 延90人/月 療育（利用） 30人/日
担当課：子育て支援課						
基本計画	●産前産後支援・育児支援ヘルパー〔子育て応援団事業〕 （再掲）【4-1（主）】 産前産後の家庭又は、3歳未満児の子育て中で家事や 育児の援助を必要とする家庭に対して、訪問し、家事 援助や育児支援を行います。	拡充	175件/年	200件/年	200件/年	200件/年

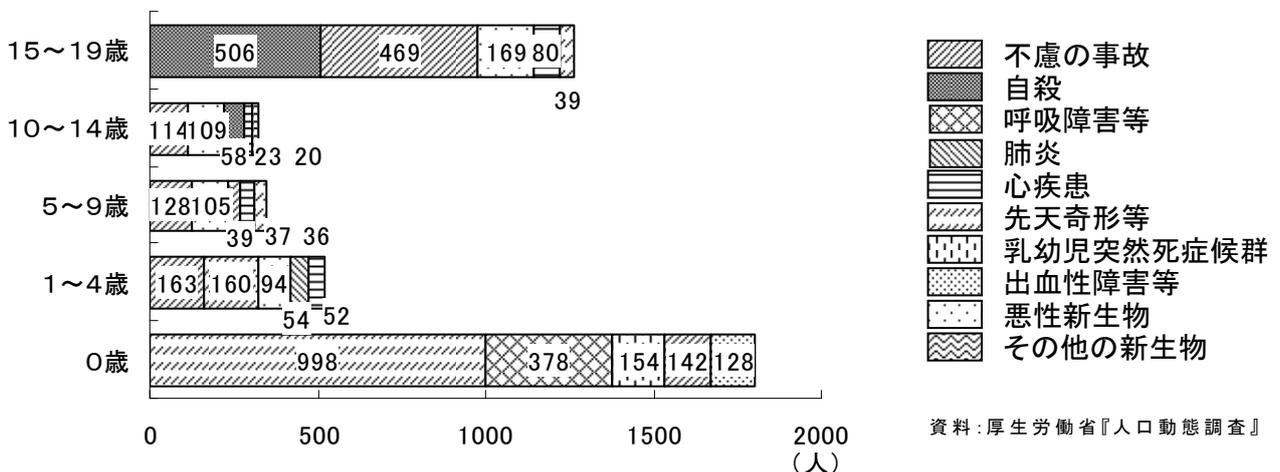
具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：子育て支援課				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館）（再掲）【1-2（主）、4-3、6-1】 区民に身近なところで子どもと家庭に関する問題に対して総合的に対応できる機関として、子どもと家庭の総合相談事業、児童館等での虐待関係相談対応、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、先駆型子ども家庭支援センターとして、児童虐待通告の第一窓口となり、家庭訪問、相談関係機関との連絡調整を行います。 	維持・推進	1館	1館
	<ul style="list-style-type: none"> ●親育ちサポート事業〔子育て応援団事業〕（再掲）【1-3（主）】 地域の子育て支援施設である児童館で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーパディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実施、親が自信をもって子育てができるようサポートします。 	維持・推進	32回/年	40回/年
	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て相談事業（再掲）【1-2（主）、6-3】 区内25児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施します。また、7児童館において、専門相談員による子育て相談を実施します。 	維持・推進	25館	25館
担当課：保育課 子育て支援課				
	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園と学童クラブ、私立幼稚園における巡回指導員の派遣（再掲）【6-3（主）】 障害児の保育を推進するため保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。 私立幼稚園への派遣については、巡回指導員の派遣方法等を検討します。 	拡充	派遣回数 保育園 470回/年 学童 306回/年	派遣回数 保育園 500回/年 学童 326回/年
担当課：指導室、生涯学習推進課、健康いきがい課				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト 学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されている子どもの基本的な生活習慣の乱れを改善するための早寝・早起き・朝ごはんに関する取り組みを実施します。 	新規	—	推進
担当課：保育課				
	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児保育（再掲）【1-1、6-3（主）】 公私立保育園において、専任の職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。 	拡充	50園	54園
担当課：学務課				
	<ul style="list-style-type: none"> ●認定就学者（肢体不自由児）への介助員の派遣（再掲）【6-3（主）】 区立小中学校の通常の学級で学ぶことができる「認定就学者」と就学相談により判定された肢体不自由児に介助員を派遣し、学校生活でのサポートをします。 	維持・推進	12人	—
	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学級交流教育推進事業（再掲）【6-3（主）】 区立小中学校の特別支援学級在籍児一人ひとりの障害や発達の状況に応じ、個別指導計画を作成し、非常勤講師を同行させて通常学級の活動の一部に参加させる等の交流を図ります。 	拡充	12校	14校
	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育推進事業（再掲）【6-3（主）】 平成19年3月に策定した「北区特別支援教育推進計画」に基づき、区立小中学校で特別支援教育システム、副籍制度などを実施し、理解啓発を図ります。 	拡充	特別支援教育システム未利用校 10校	特別支援教育システム未利用校 0校

(3)子どものいのちとところを守る

【現状と課題】

- 平成6年（1994年）にわが国が批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つの柱としており、権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。これら児童の権利擁護に関する考え方を活かし、いのちとところを守る取り組みを行うとともに、条約の理念の啓発を進める必要があります。
- 子どもの体調は急激に変わることも多く、自分で体調の異常を訴えることもできない場合もあります。これに対し、核家族化や少子化により、体調の変化の状態を家庭で判断ができず、小児救急医療を受診する保護者も多いと言われています。また、社会構造の変化から、仕事を持つ母親が増加し、日中は仕事があるため通常の外来受診を難しく感じており、やむなく時間外に受診をしていることも、夜間や休日の時間外受診者増加に関係していると考えられます。
- 小児救急医療については、少子化が進行する中で今後の社会を担う若い生命を守り育てるとともに、保護者の育児面における安心の確保を図る観点からその体制の整備は重要です。保健医療を取り巻く環境は小児科・産科の医師不足や、救急搬送の困難事例などさまざまな課題が生じています。
- 北区では、子どもの夜間救急事業については北区医師会の協力のもと東京北社会保険病院に委託して実施するとともに、休日診療については北区医師会、地区歯科医師会、北区薬剤師会の協力を得て実施中です。このような状況下で、区民が安心して医療を受けられるように救急を含めた保健医療体制の整備の充実を、医師会と協力しつつ引き続き国や東京都に求めていくことが必要です。
- 現代社会にはさまざまなストレスがあふれており、学校などで抱えたストレスをうまく解消できないままためてしまい、耐え切れなくなったときに不登校やひきこもりの状態になることがあります。また、平成20年（2008年）の人口動態調査（厚生労働省）では、全国レベルでは年代別死亡原因で、自殺は10～14歳は3位、15～19歳は1位を占めています。

■ 死因別死亡数（全国）



- このような心の問題に対応するためには、スクールカウンセラーの活用や、指導室による不登校に関する教育相談及び指導援助、東京都若者社会参加応援ネット（コンパス）の活用などが重要です。
- また、学齢期のひきこもりについては、ホップ・ステップ・ジャンプ教室（適応指導教室）などがスクールカウンセラーや教育相談関係機関等の連携のもとに取り組んでおり、ひきこもりの児童・生徒との接点を見いだすために、メールなど多様な手法を用い対応しています。
- さらに、いじめを起因とする痛ましい事件が続発している事態を重く受け止め、平成18年（2006年）11月に「東京都北区いじめ問題緊急対策本部」を設置し、いじめ問題に対する取り組みの充実を図っています。
- 今後とも子どもや保護者の相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携しながら心の問題に取り組んでいくことが求められています。

【取組の方向性】

○ 子どもの権利擁護に関する啓発

「子どもの権利条約」の子どもの基本的人権の4つの柱である「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」について子どもをはじめ区民に広く周知し、子どもの権利擁護に努めます。

○ 小児医療体制の整備

関係機関と連携し、小児救急医療も含めた救急医療体制の充実を図ります。子どもが24時間安心して適切な医療が受けられるよう、小児救急医療も含めた小児医療体制の整備を国や東京都に求めます。

○ いじめ・不登校等課題を抱える青少年への支援体制の整備

多様で複雑な相談内容に確実に対応するため、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図るとともに、（仮称）教育支援センターを整備し不登校対策に取り組めます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目 標 ・ 方 向
子どもの夜間救急患者数	1,860 人/年 (事務事業の概要と現況(平成 20 年度実績))	—
定期予防接種 接種率	麻疹 1 期 97.2% 2 期 91.0% (麻疹風しんの第 1 期・第 2 期・第 3 期・第 4 期の予防接種の実施状況調査：国)	95%
不登校児の適応教室通級率	20.2% (北区教育相談紀要(平成 21 年 3 月))	—

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：健康いきがい課			
●休日診療（主）【4-2】 北区医師会、北区薬剤師会及び地区歯科医師会の協力を得て実施します。	維持・推進	5,300人/年	5,300人/年
●小児医療の充実・確保 小児医療の充実・確保が図られるように、関係機関と連携するとともに国や東京都に働きかけます。北医師会の協力を得て、休日診療事業にて小児科の診療を実施します。	維持・推進	1,800人/年	1,800人/年
●小児救急医療体制の整備 都道府県、近隣市区町村及び関係機関との連携し、救急医療体制の充実を図ります。月曜～土曜の夜間における子ども（15歳以下）の急病患者に対する診療事業を、北区医師会の協力を得て東京北社会保険病院に委託して実施します。	維持・推進	1,800人/年	1,800人/年
●マザー＆チャイルドミーティング（母と子の関係を考える会）（主）【2-1、2-2、6-1】 育児不安や子育てに困難感を抱く母親を対象に、参加者同士のグループワークにより不安や問題の軽減を図ります。	維持・推進	1,300人/年	1,500人/年
●定期予防接種 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種法第3条の規定により定期予防接種を実施し、公衆衛生の向上を図ります。	維持・推進	麻疹風しん（MR）（1期） 1歳6カ月まで 91.9%	麻疹風しん（MR）（1期） 95%
●子育て困難児への育児支援（再掲）【4-2（主）】 多胎児などに対する育児不安等で継続的に支援が必要な母子に対して、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。	維持・推進	400人/年	500人/年
基本計画 ●妊産婦・新生児訪問（再掲）【4-1（主）、4-2】 妊娠、産後の健康管理や新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため保健師・助産師による家庭訪問を実施します。	維持・推進	延 3,700人/年	延 3,900人/年
●専門的相談支援（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）【4-2（主）、1-2、6-1】 乳児のいる家庭を訪問し、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	維持・推進	1,800人/年	1,900人/年
●乳児及び幼児育児相談（再掲）【1-2（主）、4-2】 乳児・幼児と親を対象に、育児に関する知識の習得や育児不安の軽減を目的にグループワーク、個別訪問、また、児童館等での出張育児相談も行います。	維持・推進	4,000人/年	4,500人/年
●ヒブ（H i b）ワクチン予防接種費用一部助成（再掲）【1-4（主）】 生後2カ月～5歳未満の乳幼児を対象に、ヒブワクチン任意予防接種費用の一部を助成します。	維持・推進	3,380件/年	6,000件/年
担当課：健康いきがい課 子育て支援課			
●専門的相談支援（養育支援訪問事業）（再掲）【4-2（主）、1-2、6-1】 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・子育て支援ワーカーがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭で適切な養育ができるよう支援します。	維持・推進	400人/年	500人/年

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：子育て支援課			
●子どもの権利擁護に関する啓発活動 「子どもの権利条約」や「児童虐待防止法」等の児童の権利擁護に関する法令等の啓発を実施します。	維持・ 推進	—	—
●子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館）（再掲）【1-2（主）、4-2、6-1】 区民に身近なところで子どもと家庭に関する問題に対して総合的に対応できる機関として、子どもと家庭の総合相談事業、児童館等での虐待関係相談対応、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、先駆型子ども家庭支援センターとして、児童虐待通告の第一窓口となり、家庭訪問、相談関係機関との連絡調整を行います。	維持・ 推進	1 館	1 館
●見守りサポート事業（再掲）【6-1（主）】 子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）において、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが、在宅での指導が適切と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護若しくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	維持・ 推進	—	—
●子どもショートステイ事業（再掲）【1-1（主）、6-1】 保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で必要な養育を行います。	維持・ 推進	1 力所	1 力所
●子どもトワイライトステイ事業（再掲）【1-1（主）】 保護者が就労等により、平日の夜間または休日に不在になる家庭において、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で必要な養育を行います。	維持・ 推進	1 力所	1 力所
担当課：指導室			
●教育相談所の運営（再掲）【1-2（主）、3-3】 児童・生徒の悩みや、保護者・教員の教育指導に関する相談を、多領域の専門家により行います。	維持・ 推進	—	—
●心の教育推進委員会の設置・運営（再掲）【3-3（主）】 「北区心の教育推進委員会」において、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。	維持・ 推進	—	—
●スクールカウンセラーの配置（再掲）【3-3（主）】 いじめや登校拒否等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小・中学校へスクールカウンセラーを配置します。	維持・ 推進	全校	全校

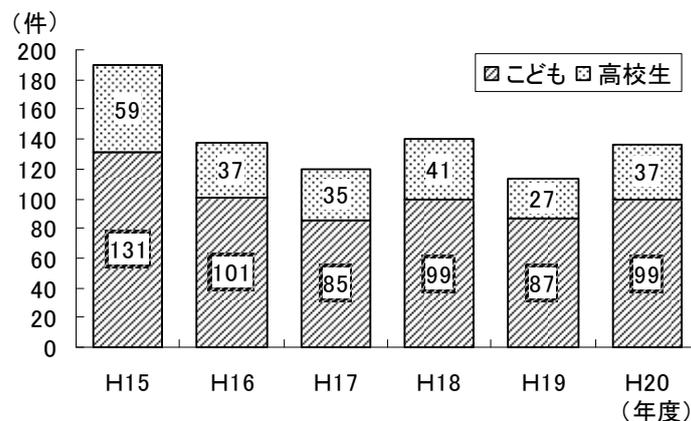
5. 安全・安心な子育て環境づくり

(1) 子どもの安全を確保する活動の推進

【現状と課題】

- 平成20年（2008年）の人口動態調査（厚生労働省）では、1歳～14歳までの子どもの死亡原因の第1位は「不慮の事故」となっています。安全・安心な子育て環境を妨げる要因は、交通事故や食の安全、家庭内外での事故などさまざまなものがあります。特に、小さな子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、周囲の大人たちによって安全を確保していくことが必要です。
- 人口動態調査（厚生労働省）の子どもの死亡原因の「不慮の事故」の中でも交通事故が最も多くを占めています。北区における平成20年（2008年）の高校生世代以下の交通事故による死者数は1人でしたが、負傷者数は136人でした。子どもの交通事故については、これまでの取り組みなどにより減少傾向ですが、他の年齢と比較して自動二輪車や原動機付自転車乗車中の事故の占める割合は高い傾向にあります。

■ 区内交通事故負傷者数の推移



資料：警視庁交通部

- 北区では、昭和42年（1967年）に「交通安全宣言」を行い、「東京都北区交通安全計画（平成18年度～22年度）」に基づき、人命尊重の理念に立って、交通事故の無い安全で安心な北区の実現を目指しています。この計画を踏まえ、関係行政機関及び団体からなる東京都北区交通安全協議会が「東京都北区交通安全実施計画」を毎年策定するなど、地域ぐるみによる交通安全活動に取り組んでいます。
- 子どもの安全を確保するためには、道路や歩道の整備等といったハード面だけでなく、安全の意識啓発といったソフト面の充実も必要です。具体的な取り組みとしては、交通安全教室の開催やランドセルカバーの着用など交通安全教育を推進するとともに、交通安全の指導を行う職員や地域人材の育成なども行っています。

○ また、自転車の安全利用を推進するために、毎月18日を自転車安全日として設定するとともに、幼児用ヘルメット着用の促進、小学生を対象とした自転車安全運転免許証制度の普及・促進に努めています。



■ 自転車安全運転免許証制度

○ 今後とも、区民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた交通安全意識の徹底に努めるとともに、歩道の整備などの交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

○ このほか、子どもの安全を脅かすものとして、食品への異物混入による健康被害や、食品偽装、食中毒、残留農薬など食の安全を脅かす問題が発生しています。食品の安全性の確保に関する基本的理念を定めた「食品安全基本法」が平成15年（2003年）に制定され、北区保健所では事業者に対する指導や衛生教育、消費者に対しての食の安全性確保に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

○ 健全な食生活を送る上で、食品の安全性について正しい知識を持ち、食品を適切に選び、取り扱うことはとても大切なことであり、食の安全についての情報提供が求められています。

○ さらに、家庭内で起こる乳幼児の誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故などについては、前もって住環境を整備することにより防ぐことができます。その予防のための情報提供や啓発活動などの取り組みも必要です。

【取組の方向性】

○ 交通安全対策の推進

警察などの関係機関と連携し、子どもの年代に応じた交通安全教育を推進するとともに、歩道のバリアフリー化や新設・拡幅整備を進めるなど、安全な歩行者空間の確保に努めます。

○ 食の安全確保に関する知識の普及啓発

健全な食生活を送る上で必要な食品の安全性や食中毒の予防などについて、事業者に対する指導とともに、関係機関との連携により家庭に対しても正しい知識の普及啓発に努めます。

○ 家庭内事故の防止

家庭内での事故は、事前の住環境の整備や、子どもに注意力を付けさせることで防げるため、児童館や健康いきがい課健康相談係などにおいて保護者等に対し、家庭内事故の防止に関する知識の周知に努めます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目標・方向
北区内の子どもの年間交通事故負傷者数	136 件/年 (こども 99 件、高校生 37 件) (警視庁交通部統計 (平成 20 年))	
食品衛生法等に基づく食品衛生監視員による衛生指導件数	7,950 件/年 (事務事業の概要と現況 (平成 20 年度実績))	—
子どもの不慮の事故死 (交通事故を除く) の件数	0 歳 0 人/年 1～4 歳 2 人/年 5～14 歳 0 人/年 15～19 歳 1 人/年 (人口動態調査 (平成 21 年))	

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現 状	目 標
		平成 21 年度	平成 26 年度
担当課：健康いきがい課			
<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児の家庭内の事故の予防 乳幼児健診 (3～4 カ月、1 歳 6 カ月、3 歳児) 時に乳幼児の家庭内における事故を未然に防ぐためにパンフレットを配布し、健康教育を実施して意識啓発に努めています。また、児童館などでの健康教育の際に、乳幼児の事故予防について意識啓発に努めています。 	維持・推進	9,500 人/年	10,000 人/年
担当課：生活衛生課			
<ul style="list-style-type: none"> ● 食の安全対策 保育園、小中学校給食施設の一斉点検・衛生指導や給食そうざいの細菌検査等を実施するとともに調理従事者に対する衛生講習会等の衛生教育を実施します。また、パンフレット等の配布を通じて家庭に対しても正しい知識の普及啓発に努めます。 	維持・推進	101 施設	101 施設
担当課：交通担当課			
<ul style="list-style-type: none"> ● ランドセルカバーの着用 区立小学校 (38 校) と私立星美学園小学校の新入学児童にランドセルカバーを装着させることにより、児童の交通安全意識を養い、併せて車両運転手からの視認性の効果を高め、交通事故防止に努めます。 	維持・推進	公私立小学校 39 校	公私立小学校 40 校
<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全教室の開催 管轄警察署が中心となり、小学生の安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用等の交通安全教室を開催します。 	維持・推進	実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車安全日の設定 毎月 18 日を自転車安全日と定め、交通ルールの遵守、マナーの向上の啓発運動を実施して、自転車事故の防止を図ります。 	維持・推進	実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車幼児用座席でのヘルメット着用の促進 自転車転倒事故から幼児の頭部を守るため、幼児用ヘルメットの着用を勧める啓発運動を実施します。 	維持・推進	実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車安全運転免許証制度の推進 小学生 4 学年に対して、自転車の安全利用の実技・筆記試験を実施し、合格者に自転車安全運転免許証を発行し、自転車の安全利用・マナーの向上を図ります。 	維持・推進	10 校	19 校

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：子育て支援課				
●安全講習会の実施 児童の安全を図るため、自ら危険回避を行う重要性を学ぶためのセーフティ講習会や防犯教室などを実施します。	維持・推進	7講座/年	7講座/年	
担当課：子育て支援課 保育課 学校改築施設管理課				
●学校110番の整備・維持管理 子どもたちの安全を図るため、緊急通報用として区立小・中学校、区立幼稚園・保育園、児童館、学童クラブに緊急通報装置を設置し、維持管理を行います。また、私立保育園及び認証保育所については、学校110番を設置する際に、補助金を交付します。私立幼稚園においては幼児の安全を図るため、学校110番の維持管理に対し、補助金を交付します。	維持・推進	全区立 小中学校 区立幼稚園 公私立保育園 児童館 学童クラブ 私立幼稚園 20園	全区立 小中学校 区立幼稚園 公私立保育園 児童館 学童クラブ 私立幼稚園 20園	
担当課：子育て支援課・生涯学習推進課				
基本計画 ●放課後子どもプランの推進（主）【3-1（主）、2-2】 小学校を活用して、放課後等における子ども達の安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策のあり方を検討し、小学校に順次導入します。	拡充	モデル校 9校	13校	
担当課：保育課 学務課				
●給食における食物アレルギー対応 給食における食物アレルギー対応については各学校・保育園とも除去食・個別調理により対応します。なお、保育園では代替食の対応もしています。	維持・推進	区立保育園 29園(直営) 全区立 小中学校	区立保育園 25園(直営) 全区立 小中学校	
●給食の衛生管理 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかすの衛生検査を年4回実施します。 ・調理点検日報に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査及び衛生講習会へ参加（調理員、栄養職員、非常勤栄養士、委託調理従事員含む）します。	維持・推進	区立保育園 29園(直営) 全区立 小中学校	区立保育園 25園(直営) 全区立 小中学校	
●調理業務委託業者への衛生管理 厚生労働省監修による「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「調理・用務業務委託仕様書」（保育課）、「調理業務委託仕様書」（学務課）に基づき、それぞれ衛生管理の徹底を図ります。	維持・推進	区立保育園 29園(直営) 全区立 小中学校	区立保育園 25園(直営) 全区立 小中学校	
●安心安全な給食の実施 子供たちに安心安全でおいしい給食を提供するため、食品搬入時の温度管理や肉類・野菜の国内産使用の徹底など、栄養士の管理の下で安全で新鮮な食材の購入に努め、園児・児童・生徒に手作りの調理を実施します。	維持・推進	区立保育園 29園(直営) 全区立 小中学校	区立保育園 25園(直営) 全区立 小中学校	
担当課：庶務課				
●子ども安全対策協議会(主)【2-3】 児童を犯罪等から守るため、各区立小学校において保護者や自治会等地域の方々、警察署等で構成する運営協議会を組織し、地域が連携して安全対策活動を実施します。	維持・推進	全校	全校	
担当課：学務課				
●児童交通指導員の配置 通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置し、交通安全指導と誘導を行います。	維持・推進	112カ所	112カ所	
●通学路標識の設置 通学路標識を設置し、通行車両に対し注意・警戒を喚起します。	維持・推進	554カ所	554カ所	

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：生涯学習推進課				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●学校支援ボランティア活動推進事業（再掲） 【3-1（主）、2-4】 モデル校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。 	拡充	7サブファミリ-	全サブファミリ-
	担当課：体育課			
	<ul style="list-style-type: none"> ●校庭開放推進事業（学校校庭の地域開放）（再掲） 【3-1（主）】 区立小中学校の校庭を児童・生徒に遊び・スポーツの場に開放し、体力づくりと生涯スポーツの推進を図ります。学校に設置した校庭開放運営委員会が開放指導員を委嘱し、事故防止と指導育成を図ります。 	維持・推進	小学校 31校 中学校 5校	小学校 31校 中学校 5校

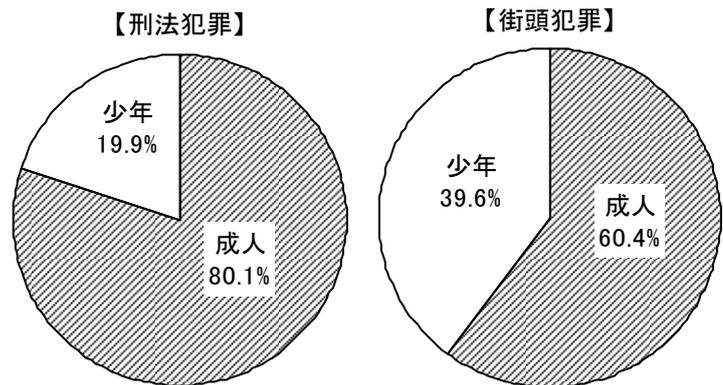
(2) 犯罪を防止する活動の推進

【現状と課題】

(犯罪を犯させない)

- 都内における刑法犯罪¹⁶の認知件数は減少傾向にありますが、特に街頭犯罪¹⁷に
与する少年の占める割合が高く、最近の傾向として、大きな組織性を持った暴走族等
による大規模の不法事案が少
くなる一方で、小規模の不良グ
ループによるひったくり等の犯
行が増えてきています。
- 北区では、夏休みを中心に「愛
の一声運動」を実施するほか、
地域で合同パトロールなどを行
っています。非行防止のためには、
保護司等と学校との連携や、
規範意識の醸成などのための啓
発活動を推進するとともに、身
近な地域における声かけ活動や
青少年が安心して過ごせる居場
所づくりなどの取り組みが重要です。
- また、薬物乱用に対する規範意識の低下や、薬物乱用の危険性・有害性についての
認識不足から、覚せい剤や大麻、錠剤型合成麻薬等に手を出す青少年がいます。薬物
は、乱用する者を蝕むばかりか、その影響によって引き起こされる幻覚や妄想から、
凶悪な事件発生を引き金にもなっています。薬物の乱用については、警察を中心とし
て、学校、保健所などが連携して取り組むとともに、地域全体に薬物に関する正しい
知識や危険性について啓発に努める必要があります。

■ 検挙人員における少年の割合(東京都)



資料：警視庁ホームページ
平成 20 年 少年事件課

(犯罪にあわせない)

- 近年、子どもが被害者となる犯罪は後を絶たず、子どもを取り巻く環境は決して「安
全」であるとは言えない状況にあり、一層の防犯体制の強化が求められています。
- このような中で、子どもが犯罪に巻き込まれる危険を予見する能力や危険を回避す
る能力を向上させるとともに、地域における見守り活動が重要です。
- アンケート調査の結果においても、子育てしやすいまちだと思わないとする就学児
童の保護者はその理由として、「事故や犯罪が多く危険」をあげている人が多く、地域
における安全・安心なまちづくりに対して不安を抱いている保護者も少なくありませ
ん。また、安心して子育てをするために地域の取り組みで必要なこととして、就学児

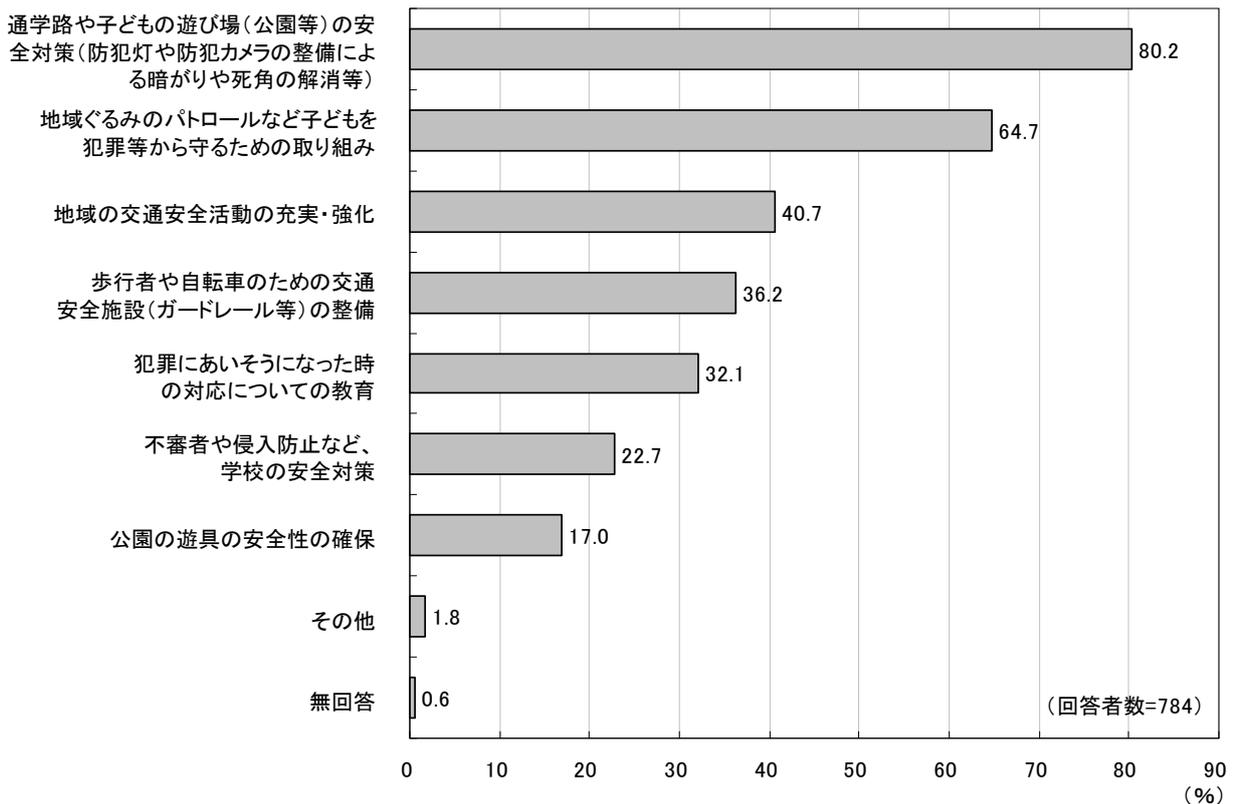
¹⁶ 刑法に規定する罪のことで、殺人・強盗・恐喝・窃盗・詐欺・性犯罪などを指す。

¹⁷ 街頭で発生する犯罪のうち、「路上強盗・ひったくり・自動車盗・オートバイ盗・自転車盗・車上ねらい・部
品ねらい・自動販売機ねらい」を指す。

童の保護者は「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」と回答した人が約6割を占めていました。

- また、就学児童を対象とした設問の子どもを守るために重要なことについては「通学路や子どもの遊び場の安全対策」「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪等から守るための取り組み」「地域の交通安全活動の充実・強化」などが多く選択されていました。

■ 子どもの安全を守るために重要なこと(複数回答)



資料:「北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書」

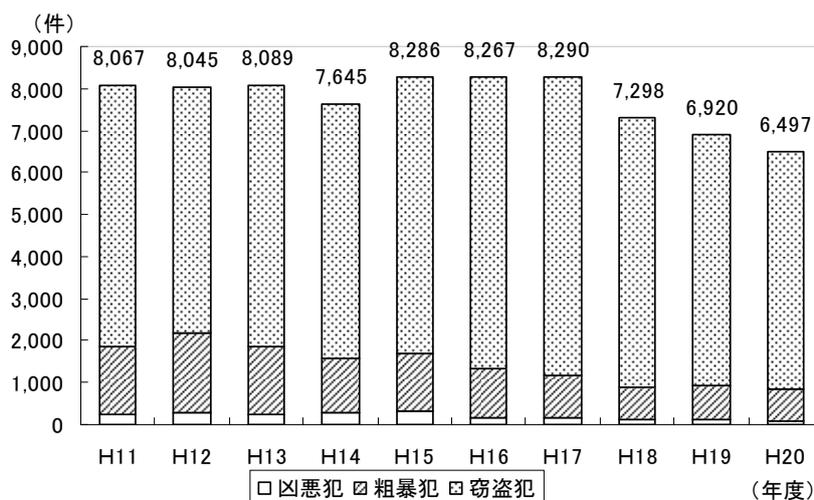
- 北区では、平成15年(2003年)に「東京都北区生活安全条例」を制定し、平成19年(2007年)8月には「北区生活安全推進プラン」を策定し、区民一人ひとりの防犯意識を高め、関係機関が連携を図り、区民が安全で安心して生活することができる“まち”にするよう取り組んでいます。
- 具体的な取り組みとしては、「北区安全・安心パトロールカー(青色パト)」による巡回や、子どもたちが助けを求める緊急避難場所としての「子ども110番」、不審者や、防犯に関する情報を「安全・安心情報」としてメール配信、子ども自身が自分の身を守る方法を学ぶためのCAP¹⁸講習会などを実施しています。また、防犯カメラの設置は犯罪の抑止力になることから、区内数カ所の商店街に設置されています。
- この他、携帯電話やインターネットは、生活を便利にしてくれましたが、反面、子

¹⁸ 子どもへの暴力防止プログラム(CAP: Child Assault Prevention)。

子どもが有害な情報へアクセスしたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる問題を引き起こしています。平成20年（2008年）には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」も制定されました。青少年のインターネットや携帯電話を適切に活用する能力の取得及び、有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくしていくためには、青少年だけではなく保護者に対しての啓発活動が必要です。

- また、いじめや暴力を行っている児童生徒に対しては毅然とした指導やその児童の育ち等の背景をも考慮した適切な処遇を行うとともに、いじめられている児童生徒の立場に立った取り組みが重要です。このような取り組みを関係機関と連携して進めることにより、再発防止、未然防止、早期発見に努めることが必要です。
- 子どもが被害に遭った事案や子どもに対する犯罪の前兆と思われる不審者からの声掛けや、付きまとい等の発生に関する情報については、保護者等に対し迅速に情報提供することが必要です。
- 今後とも、関係機関と連携して青少年の健全育成を阻害する社会環境の浄化に取り組んでいくことが必要です。

■ 刑法犯少年の検挙・補導件数の推移（東京都）



資料：警視庁生活安全部少年育成課

【取組の方向性】

○ 非行防止活動の推進

規範意識の向上に向けた取り組みや、問題行動を起こす青少年への毅然とした指導を行います。また、非行の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取り組みや関係機関等と連携した取り組み、地域の方々とともに多様な活動の機会・居場所の提供を推進します。

○ 地域防犯活動の充実

「地域のことは地域で守る」ため地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備するとともに、子どもが犯罪に巻き込まれないように「自分で守る」「学校で守る」「地域で守る」という「3つの守る」取り組みを推進します。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目標・方向
犯罪少年（刑法犯）の検挙人員数	王子警察 59人/年 赤羽警察 77人/年 滝野川警察 19人/年 (警視庁の統計(平成20年))	—
「安心・安全」快適メール登録者数	4,124人 (行動計画進捗状況調査)	11,000人

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現 状	目 標
		平成21年度	平成26年度
担当課：危機管理課			
基本計画 ●北区安全・安心パトロール事業 安全で安心して生活することができる地域環境の確保のため、365日24時間体制で区内の巡回パトロールを実施します。 ●地域生活安全環境整備事業（「安全・安心」・快適メール／安全安心情報） 安全・安心情報メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ、痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。 ●地域生活安全環境整備事業（『子ども安全手帳』） 子どもをねらった犯罪等に対し、子ども自身が日頃から防犯や安全に関して考えたり、潜在的に危険な場所に気づく能力や防犯意識を啓発するための補助教材として『子ども安全手帳』を作成し、区内の小中学生に配布します。 ●地域生活安全環境整備事業（小・中学生への防犯ブザー配布） 子どもをねらった犯罪等に対する安全対策として、防犯ブザーを区内の私立小学校の新入児童及び私立中学校の新入学生希望者等に配布します。	維持・推進	365日 24時間 体制の パトロール	365日 24時間 体制の パトロール
	維持・推進	登録者 6,000人	登録者 11,000人
	維持・推進	配布数 14,700部/年	配布数 3,500部/年
	維持・推進	配布数 1,450個/年	配布数 1,450個/年
担当課：危機管理課 庶務課など			
基本計画 ●子ども安心まちづくり事業 子どもにとって潜在的に危険な場所や犯罪の発生が予測されそうな場所を総合的に改善していくことを目指し、地域安全マップの成果や地域安全・安心パトロール隊からの報告等に基づき、危険箇所の改善を実施していきます。	事業終了	各小学校 区域で改善	平成23年度 事業終了
担当課：危機管理課ほか10課			
課の重点 ●北区安全・安心ネットワーク事業（主）【2-3】 子どもや女性、高齢者を含むすべての区民が、安全で安心して生活することができる地域環境を整備するため、区民、防犯ボランティア団体、事業者及び関係機関等と連携して、北区安全・安心ネットワークを構築していきます。	維持・推進	45団体 850人	70団体 1,350人
担当課：健康いきがい課			
●肺がん予防対策（再掲）【3-3】 未成年者を対象に、肺がんの一次予防対策として講習会を実施し、肺がんに関する知識や、喫煙と肺がんとの関係の理解を深め、禁煙支援・喫煙防止を図ります。	維持・推進	区立中学校 2,300人/年	区立中学校 2,300人/年

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：子育て支援課			
●地域ふれあいパトロール事業 児童館・学童クラブ利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。	維持 ・ 推進	4月、 11月～ 翌3月	—
●行事開催時の関係機関との連携によるパトロール 夏休みや祭礼時の行事に、青少年地区委員会や学校、警察等と連携しパトロールを実施します。	維持 ・ 推進	—	—
●環境浄化運動 青少年地区委員会などにおいて、青少年の健全育成を阻害する恐れのある、有害な図書・ビデオテープ・DVD等の調査や排除に向けての啓発運動を実施します。	維持 ・ 推進	—	—
●青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働（主）【2-3】 青少年問題協議会・青少年地区協議会・青少年地区委員会で関係機関と情報交換を行い、青少年の非行及び事故の防止を推進します。	維持 ・ 推進	—	—
担当課：庶務課			
●区立小学生向け防犯ブザーの配付 子どもを狙った犯罪等に対する安全対策として、防犯ブザーを区立小学校の新入児童（転入含む・全員）及び区立中学校の新入生（転入含む・希望者）に配付します。	維持 ・ 推進	全対象者	全対象者
担当課：指導室			
●防犯講習の実施 学校やPTAが警察・防犯協会等の協力を得て、児童生徒の安全確保のための講習会を実施します。	維持 ・ 推進	全校	全校
担当課：生涯学習推進課			
●こども110番 「こども110番」等のシボマークを協力者宅の玄関等に設置し、児童・生徒が登下校時に危険を感じた場合、協力者宅に保護を求め、警察や保護者・学校などへ連絡し、安全の維持を推進します。小学校PTA連合会にプレート代、保険料を助成します。	維持 ・ 推進	4,430軒	4,500軒

(3)安心して子育てできるまちづくり

【現状と課題】

- 子どもたちが健やかに成長していくためには、子どもや子ども連れの親が安心して活動できるような、ゆとりのある生活空間が必要です。また、子ども連れであっても、安全で気軽に外出できる環境の整備も必要です。それぞれの生活の場において親がストレスを感じずに子育てができる環境を整えることは、次代を担う子どもたちの成長のために欠かせない視点です。
- 公園や道路など、地域における公共空間の中には見通しの悪い場所、暗がり等、犯罪が起きやすい場所が見受けられるため、安全対策を行うことが必要です。同様に、防犯対策が講じられていない住宅、マンション等についても、住民が安心して生活できる環境づくりが必要です。
- また、子育てにやさしい住宅・住環境づくりを支援することが求められています。それぞれの家庭が各々のライフスタイルに合わせて子育てや生活を営んでいくために、良質な住環境を確保することや、子育てに関する不安を和らげることができるよう世代間で助け合うことのできる居住環境整備を促進することが求められています。
- アンケート調査の結果では、子どもを健やかに産み育てるために必要なこととして、就学前児童の保護者で「妊婦や子ども連れでも安心して自由に活動できるまちづくりを進める」と回答した人が約4割を占めており、就学児童の保護者に比べて就学前児童の保護者で子育て家庭に配慮したまちづくりを求める意向が高くあらわれていました。
- また、子どもと外出するときに困ること・困ったことをみると、就学前児童の保護者で、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」「授乳する場所や必要な設備がない」などの意見が多くあげられていました。
- その他、住宅で困っていることには就学前児童・就学児童双方の保護者とも「家が狭い」が最も多く、約4割の人が選択しています。
- 北区では、駅や周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「北区交通バリアフリー全体構想」や各駅周辺「交通バリアフリー基本構想」を策定するとともに、施設管理者、交通管理者（警察）、交通事業者等を構成員とする「北区交通バリアフリー協議会」を設置しバリアフリー化を進めています。
- また、赤ちゃんを連れて安心して外出できるよう、おむつ替えや授乳などで気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃん休けい室」を庁舎や区民施設、児童館を中心に設置しています。
- この他、周辺及び開発地の住環境の向上を図ることを目的とした居住環境整備指導要綱による事前協議や転居前よりも広い住宅に転居するファミリー世帯に家賃助成をするなど居住環境の充実に努めています。

- 子どもたちがのびのびと生活し、家族全員がゆとりと豊かさを享受できる居住環境の整備に向けて、今後とも子育て家庭の住まいづくりを支援することが必要になっています。また、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、区民や事業主の理解と協力を得て利用しやすい建築物など都市施設の整備や、子ども連れに配慮した設備の設置を促進し、子育て家庭に配慮したまちづくりを進めていくことが必要です。

【取組の方向性】

○バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

誰もが安心して快適に外出できるよう道路、公園等のバリアフリー化を推進します。

○犯罪等に遭いにくいまちづくりの推進

犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりとして危険箇所の解消等に向けた取り組みを推進します。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目標・方向
赤ちゃん休けい室設置数	32 力所 (事務事業の概要と現況(平成 20 年度実績))	50 力所
区立施設のシックハウス対策としての 室内空気環境測定数	64 力所/年、150 居室/年 (事務事業の概要と現況(平成 20 年度実績))	35 施設/年 69 居室/年
私道防犯灯設置数	6,480 基 (事務事業の概要と現況(21.3.31 現在))	

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現 状	目 標
		平成 21 年度	平成 26 年度
担当課：健康福祉課			
● 公共施設のバリアフリー化 誰もが安心して自由に行動できる福祉のまちづくりを推進するため、公共施設にエレベーターやスロープ、身体障害者用トイレなどを設置します。	維持・ 推進	—	—
担当課：生活衛生課			
● 住環境のシックハウス対策 主に子どもが利用する区有施設におけるシックハウス対策として、室内空気環境測定を行い、対策が必要な場合は改善を指導するとともに、個人からの相談にも対応します。	維持・ 推進	31 施設/年 65 居室/年	35 施設/年 69 居室/年

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	目標（実績）値	
			平成21年度	平成26年度
担当課：子育て支援課				
	●私立幼稚園安全安心環境整備補助 私立幼稚園において幼児の安全・安心を図るため、ア スベスト対策等に対し、補助金を交付します。	維持 ・ 推進	—	—
	●赤ちゃん休けい室の整備 赤ちゃんを連れて安心して外出できるよう、おむつ替 えや授乳などで気軽に立ち寄ることができる簡易ス ペースを区民施設に設置します。	拡充	37カ所	50カ所
担当課：都市計画課				
	●居住環境整備指導要綱による事前協議 一定規模以上の共同住宅等の建築物を建設する事業者 と歩道状公開空地の整備等について事前協議を行い、 歩行者が安全に通行できる歩行空間の確保を図りま す。	維持 ・ 推進	30件/年	30件/年
	●交通バリアフリー基本構想の策定 各駅周辺バリアフリー基本構想は予定駅全て策定済み であり、引き続き構想に位置づけられた事業の進捗管 理を行います。	維持 ・ 推進	北区交通 バリアフリー 協議会の開催	
基本計画	●鉄道駅エレベーター等整備事業 公共交通機関の利用環境の改善と妊婦や子ども連れ等 の移動円滑化を促進するため、鉄道事業者等に対し鉄 道駅のエレベーター等の設置費用の一部を補助しま す。	新規	1駅2カ所 補助	3駅4カ所 補助
担当課：道路公園課				
	●私道防犯灯改修事業 私道防犯灯設置工事（新設・改修）を行います。	維持 ・ 推進	100基/年	100基/年
担当課：道路公園課 工事課				
	●公園等整備事業・公園等維持管理（防犯灯） 公園、児童遊園等の新設及び再整備における公園灯の 設置や、既設公園・児童遊園等における公園灯の老朽 化や破損等に伴う改修、新設、ランプ交換を行います。	維持 ・ 推進	公園 再生整備 4カ所	—
担当課：工事課				
基本計画	●駅周辺へのエレベーター等の設置 公共交通へのアクセスのバリアフリー化と鉄道横断施 設の安全性と快適性を確保するため区道部分などにエ レベーター等の昇降機を設置します。	事業 完了	3駅 4カ所継続	事業完了
基本計画	●まちなかのお花畑整備事業 経年等により老朽化した公園、児童遊園を再整備する 際に季節感あふれる草花の植栽を中心に公園づくりを 推進します。	拡大	—	3カ所
	●歩道の整備 道路の新設・拡幅に併せ、歩道を整備します。	維持 ・ 推進	2路線/年	—
担当課：住宅課				
基本計画	●親元近居助成〔子育て世帯の居住支援〕 親世帯が区内に10年以上住んでいる子ども世帯（フ ァミリー世帯）が区内に住宅を取得する際に、20万 円を限度に登記費用を助成します。	維持 ・ 推進	40件/年	40件/年
基本計画	●三世帯住宅建設助成〔子育て世帯の居住支援〕 区内に準耐火建築以上の耐火性を備え、高齢者に配慮 した設備等を有する三世帯住宅を建設する方に50万 円を助成します。	維持 ・ 推進	20件/年	30件/年

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：住宅課				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●ファミリー世帯住み替え家賃助成〔子育て世帯の居住支援〕 区内の民間賃貸住宅に住んでいるファミリー世帯が、最低居住水準以上で転居前より広い区内の民間賃貸住宅に転居する際に住み替え家賃差額について、1年目月額2万円を限度（2年目は1年目の2/3、3年目は1年目の1/3）に、3年間助成します。また、転居費用についても20万円を限度に助成します。 	維持・推進	新規20件	新規40件
	<ul style="list-style-type: none"> ●集合住宅の建築及び管理に関する条例 ファミリー層の定住化を図るため、3階以上15戸以上の集合住宅を建築する際に、一定の要件のもと、ファミリー向けの住宅を設置するよう事業者等に、設置義務を課します。 	維持・推進	20件	40件
担当課：交通担当課				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティバスの運行 高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して移動できるまちづくりを進めるため、民間事業者等と連携してコミュニティバスの運行を行います。 	維持・推進	モデル運行 1路線 2ルート	継続運行 1路線 モデル運行 1路線
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車駐輪場の整備 放置自転車を解消し、駅周辺の交通環境を改善するため、民間駐輪場の整備補助制度の活用をはじめ、多様な手法を導入して、自転車駐輪場を整備します。 	拡充	民間1カ所 区24カ所	民間4カ所 区30カ所

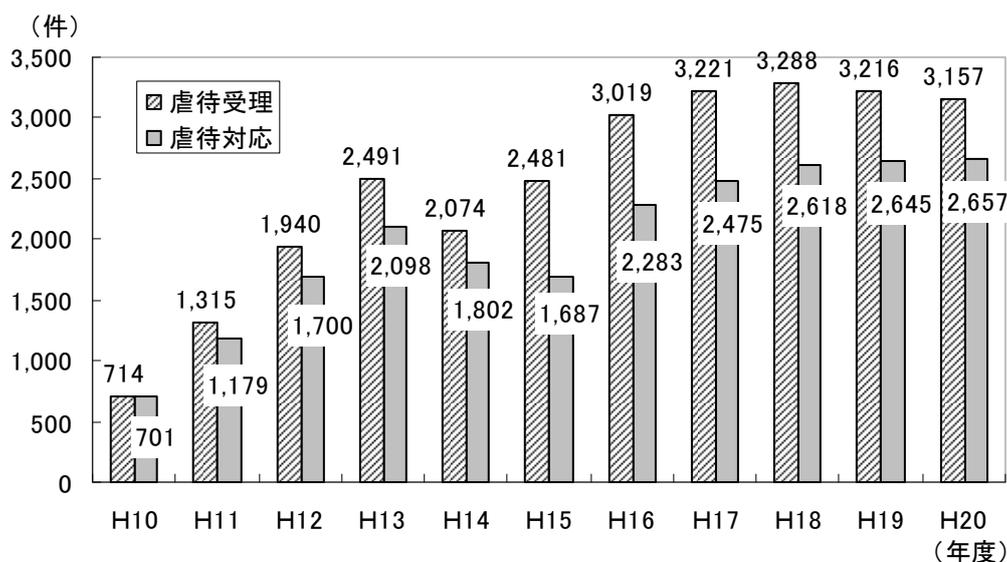
6. 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

(1) 児童虐待等防止対策及び被虐待児と家庭への支援

【現状と課題】

- 保護者の心身の問題や経済的な問題、親族や近隣との関係がうまくつくれずに孤立状態での子育てのストレスは、子どもに対しての虐待につながると考えられています。また、DVの目撃そのものが子どもへの心理的虐待となります。これは決して一部の人の問題ではなく、どこの家庭でも起こる可能性のある問題です。
- 平成12年（2000年）施行の「児童虐待の防止等に関する法律」では虐待の内容を、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト¹⁹、心理的虐待としています。また、虐待に至るおそれのある要因としては、保護者側の要因のほか、子ども側の要因、家族間の要因、地域社会からの孤立要因などがあり、これらが複雑に絡み合っています。

■ 虐待に関する相談対応状況（東京都）



（注）「虐待対応」数は非該当を除いた数値
資料：児童相談所のしおり（東京都）

- 児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に大きな影響を及ぼします。児童虐待の防止に向けては、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」だけでなく、虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」、そして家庭への支援に至るまでの切れ目ない総合的な支援体制を整備・充実していくことが求められています。

¹⁹ 遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校へ行かせない、など）をいう。

- 北区を管轄する北児童相談所における児童虐待に関する相談処理件数は、平成 15 年度（2003 年度）以降年々増加しており、最近の傾向としては、身体的虐待に加えて、心理的虐待やネグレクトが増えています。

■ 北児童相談所における虐待内容別相談処理状況の推移

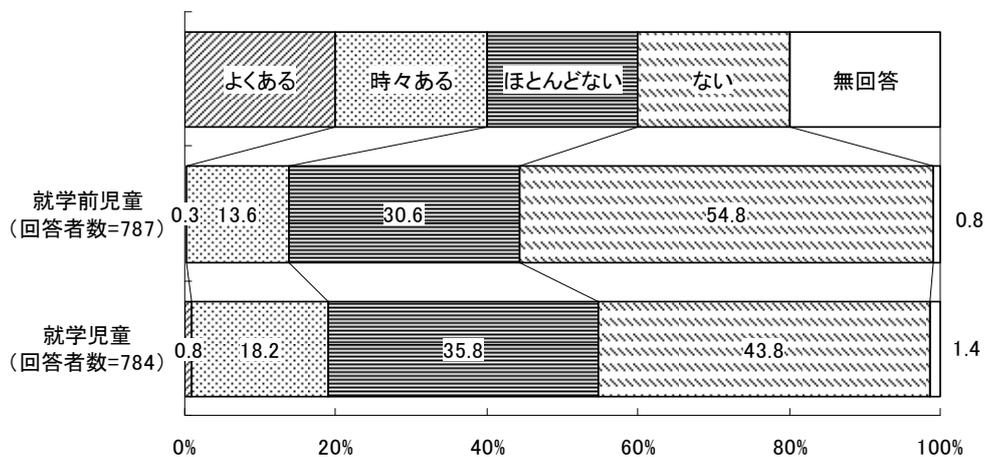
（単位：件）

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	合 計
平成 15 年度	96	8	16	37	157
平成 17 年度	124	1	31	63	219
平成 19 年度	111	2	56	58	227
平成 20 年度	80	1	62	90	233

（注）北児童相談所の管轄：北区、荒川区、板橋区
資料：東京都『東京都児童相談所事業概要』

- 一方、アンケート調査の結果においても、子どもを虐待していると思うことが“ある”（「よくある」＋「時々ある」）と回答した人は、就学前児童の保護者が 13.9%、就学児童の保護者が 19.0%となっており、その理由として就学前児童の保護者・就学児童の保護者とも「子育てによるストレスをぶつけてしまう」が最も多くあげられていました。

■ 子どもを虐待していると思うこと

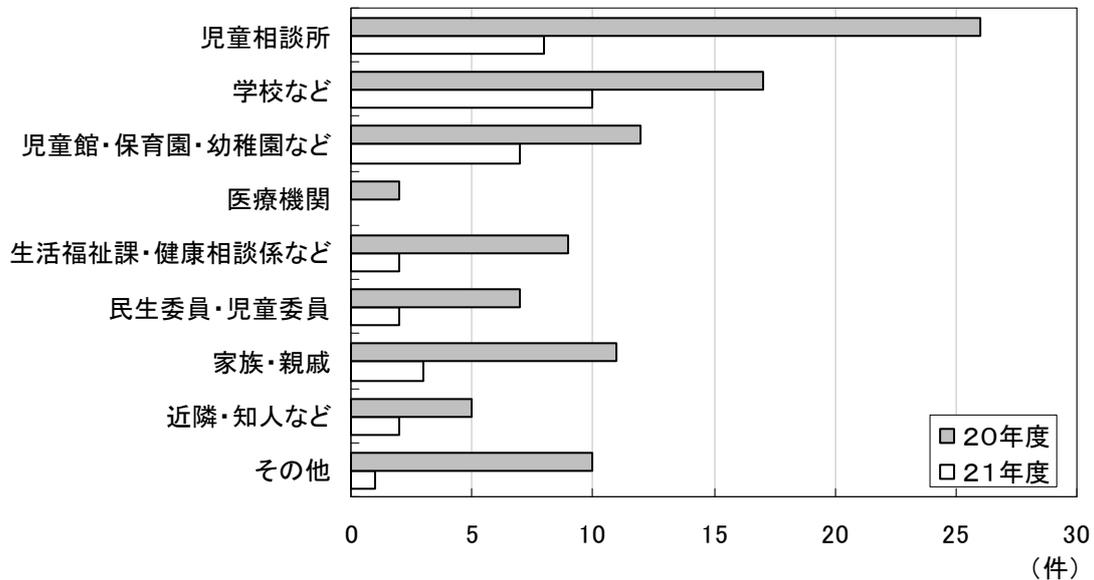


資料：「北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書」

- 子どもへの虐待は、親自身に虐待の認識がない場合や、その多くが家庭内で起こるため、早期の発見が難しい一面を有しています。このため、虐待の発生予防や早期発見には、親に対しての啓発や社会的関心の喚起を図るなどの取り組みが必要です。

- 北区では、育ち愛ほっと館が子ども家庭支援センター（先駆型）として身近なところで児童虐待の早期発見・早期対応の相談窓口となっているとともに、児童相談所をはじめ、民生委員・児童委員、福祉事務所、保育園、学校、幼稚園、児童館、母子保健部門等と連携し取り組んでいます。

■ 受付機関別子ども家庭支援センターの児童虐待相談件数



資料：子ども家庭支援センター

- 子どもへの虐待を未然に防止し、早期に発見するためには、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など訪問を通じての子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、相談助言等の援助の実施、各種相談事業や親同士の交流が必要です。さらに、多様な保育サービス等を通して、子育ての不安感や負担感を和らげるとともに、子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）の機能強化やその役割を幅広く周知するとともに、児童虐待防止のための地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の充実を図ることが必要になっています。

【取組の方向性】

○ 虐待の発生予防及び早期発見体制の充実

育児中の親の孤立を防ぐ観点から地域における子育て支援を充実するとともに、乳幼児訪問や乳幼児健康診査、「先駆型子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）」や児童館等における育児相談などの取り組みを充実します。

○ 虐待対応に関する関係機関の連携強化

「先駆型子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）」を中心として児童相談所や関係機関との連携を強化し対応を行います。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目 標 ・ 方 向
児童虐待相談件数(北区)	70 件/年 (東京都北児童相談所(平成 20 年度実績))	—
子どもを虐待していると思うことが “ある”と回答した人の割合	就学前児童の保護者 13.9% 就学児童の保護者 19.0% (次世代アンケート調査結果)	
要保護児童対策地域協議会開催回数	1 回/年 (行動計画進捗状況調査)	3 回/年程度

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現 状	目 標
		平成 21 年度	平成 26 年度
担当課：健康いきがい課			
●マザー＆チャイルドミーティング（母と子の関係を考える会）（再掲）【2-1、2-2、4-3（主）】 育児不安や子育てに困難感を抱く母親を対象に、参加者同士のグループワークにより不安や問題の軽減を図ります。	維持 ・ 推進	1,300 人/年	1,500 人/年
●専門的相談支援（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）【4-2（主）、1-2、4-3】 乳児のいる家庭を訪問し、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	維持 ・ 推進	1,800 人/年	1,900 人/年
担当課：健康いきがい課 子育て支援課			
●専門的相談支援（養育支援訪問事業）（再掲）【1-2、4-2（主）、4-3】 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・子ども家庭支援ワーカーがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭で適切な養育ができるよう支援します。	維持 ・ 推進	400 人/年	500 人/年
担当課：子育て支援課			
●要保護児童対策地域協議会の運営（主）【1-2、2-3】 子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）を中心に、児童相談所及び、健康いきがい課、保育園、幼稚園、児童館を始め、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら適切な対応をはかります。	維持 ・ 推進	3 回/年 程度	3 回/年 程度
●子どもショートステイ事業（再掲）【1-1（主）、4-3】 保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で必要な養育を行います。	維持 ・ 推進	1 力所	1 力所

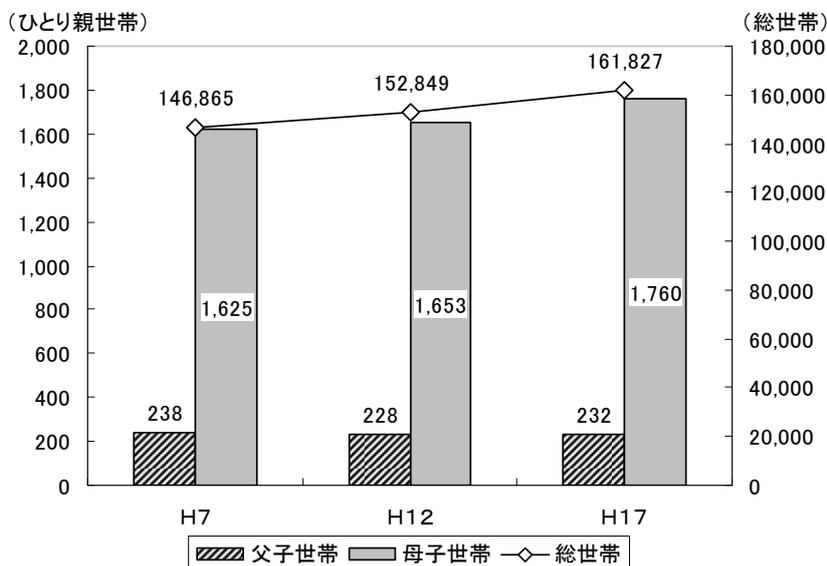
具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：子育て支援課			
<p>●子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館）（再掲） 【1-2（主）、4-2、4-3】 区民に身近なところで子どもと家庭に関する問題に対して総合的に対応できる機関として、子どもと家庭の総合相談事業、児童館等での虐待関係相談対応、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、先駆型子ども家庭支援センターとして、児童虐待通告の第一窓口となり、家庭訪問、相談関係機関との連絡調整を行います。</p>	維持・推進	1館	1館
<p>●見守りサポート事業（主）【4-3】 子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）において、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが、在宅での指導が適当と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護若しくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。</p>	維持・推進	—	—

(2)ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

- 母子家庭等対策については、平成 14 年（2002 年）に「母子及び寡婦福祉法」が改正されるとともに、平成 19 年（2007 年）12 月に国の「成長力底上げ戦略」の柱の 1 つである就労支援戦略として、『「福祉から雇用」推進 5 か年計画』が取りまとめられ、母子家庭等の就業を支援する取り組みが進められています。
- 北区の母子世帯数²⁰・父子世帯数は、平成 17 年（2005 年）の国勢調査では、それぞれ 1,760 世帯・232 世帯となっており、平成 7 年（1995 年）と比較するとそれぞれ 8.3% の増加・2.5% の減少となっています。

■ ひとり親世帯数の推移



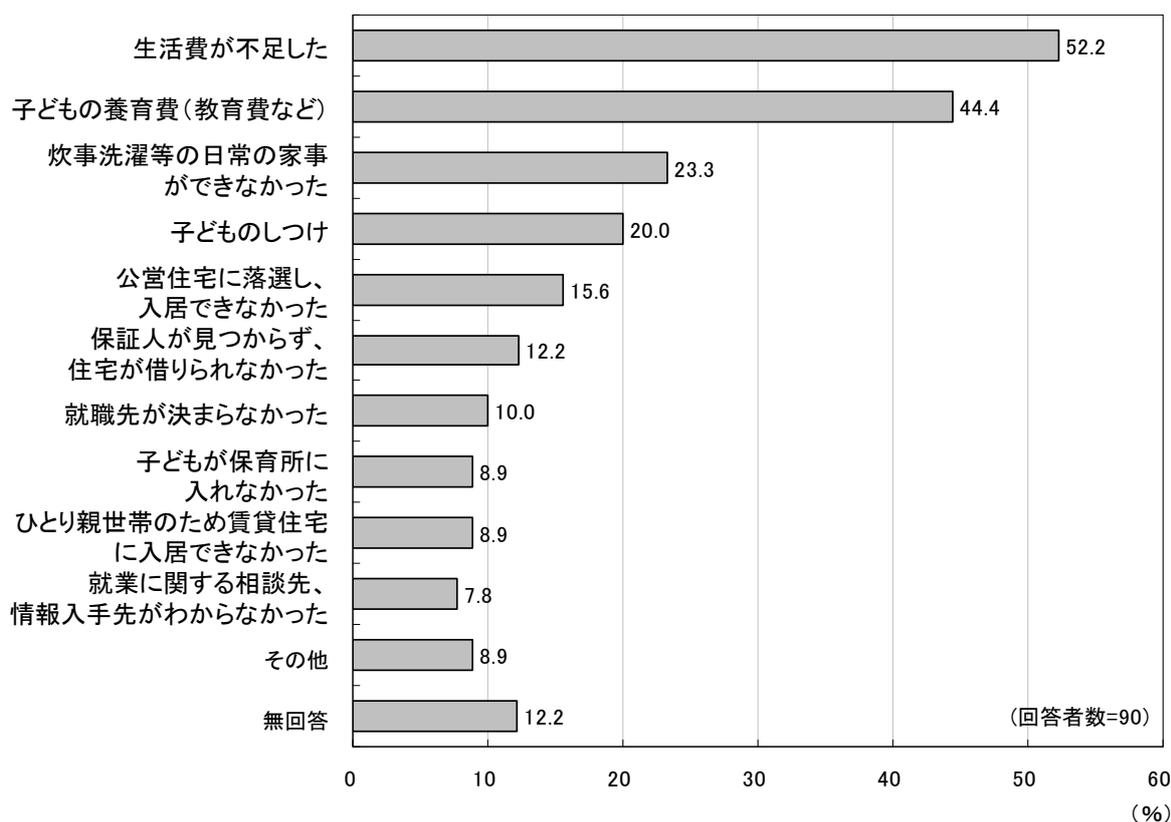
資料：総務省『国勢調査報告』

- 人口動態調査(厚生労働省)によると、全国の離婚件数は、昭和 39 年（1964 年）以降毎年増加し、昭和 58 年（1983 年）をピークに減少しましたが、平成 3 年（1991 年）から再び増加、その後平成 15 年（2003 年）から 6 年連続で減少しています。離婚率については、平成 19 年（2007 年）は人口千人あたり 2.02 となっています。東京都における離婚率も、全国とほぼ同じ傾向をたどっており、離婚率は常に全国平均を上回っています。平成 19 年（2007 年）の離婚率は、2.13 となっています。北区における離婚率（北区の取り扱い数）は、平成 19 年（2007 年）は 2.4 で、全国・東京都と比較すると高い傾向にあります。
- アンケート調査の結果では、ひとり親になった理由は、「離婚」が最も多く 77.8%、次いで「別居」が 7.8%、「死別」「未婚」がそれぞれ 4.4% となっています。世帯の年収については、ひとり親世帯では「200 万円未満」が 18.2% と最も多いのに対し、就学前児童の世帯では「400 万～500 万円」「500 万～600 万円」がそれぞれ約 15%、

²⁰ 未婚、死別又は離別の女親とその未婚の 20 歳未満の子からなる一般世帯（他の世帯員のいないもの）。

就学児童の世帯では「500万～600万円」「600万～700万円」がそれぞれ約12%、「1,000万円以上」が14%となるなど、ひとり親の世帯は経済的に厳しい状況となっています。ひとり親になって困ったことも、「生活費が不足した」が52.2%と最も多く、次いで「子どもの養育費」(44.4%)、「炊事洗濯等の日常の家事ができなかった」(23.3%)となっています。

■ ひとり親になったときに、困ったこと、悩んだこと(複数回答)



資料:「北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書」

- ひとり親家庭の親は、子育てをすることと、就業し生計を成り立たせるという二つの役割を一人の親が行わなければなりません。そのため、ひとり親になった直後から、経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれがちとなり、住居、収入、養育などの面でさまざまな課題を抱える可能性が高くなります。
- 北区では、ひとり親家庭等医療費助成や手当の支給、家事援助者の派遣、母子家庭に対する福祉資金貸付、母子家庭の就労支援、母子生活支援施設(浮間ハイマート)、ひとり親家庭休養ホームなどによる支援を行っています。
- ひとり親家庭には、安心して子育てできるための支援や生活の場の整備、経済的自立のための就労支援、子どもの幸せを第一に考えた養育費の確保、自立を支援する経済的支援体制の整備などが必要であり、国や都と役割分担をしながら、親子が地域で安心して生活できる環境を整えていくことが必要です。なお、母子家庭の課題とは異なる父子家庭の課題へも対応できるようひとり親家庭への支援を充実し、生活の安定と自立を促進することが必要です。

■ 母の年齢別、母子世帯の推移（東京都）

（単位：世帯）

区 分	母子世帯数	母の年齢				
		15～24 歳	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上
昭和 55 年	46,969	253	9,240	23,917	12,398	1,161
平成 2 年	53,304	646	8,063	28,810	14,268	1,517
平成 12 年	59,754	923	14,269	28,604	14,634	1,324
平成 17 年	65,693	1,021	14,069	34,113	14,695	1,795

資料：総務省『国勢調査報告』

【取組の方向性】

○ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技能取得の支援を推進します。

○きめ細やかな福祉サービスの展開

安心して子育てと就業を両立させることができるよう、保育園や学童クラブの利用に際しての配慮を行うとともに相談体制の充実や情報提供に努めます。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目標・方向
ひとり親家庭の正規社員の割合	64.9% （次世代アンケート調査結果）	
自立支援教育訓練給付金受給件数	6 人/年 （行動計画進捗状況調査）	12 人/年
ひとり親休養ホーム利用者数	日帰り施設 644 人/年 宿泊施設 52 人/年 （事務事業の概要と現況（平成 20 年度実績））	日帰り施設 900 人/年 宿泊施設 52 人/年
ひとり親家庭医療費助成受給件数、 金額	延 2,003 人/年 92,656,327 円/年 （行動計画進捗状況調査）	—

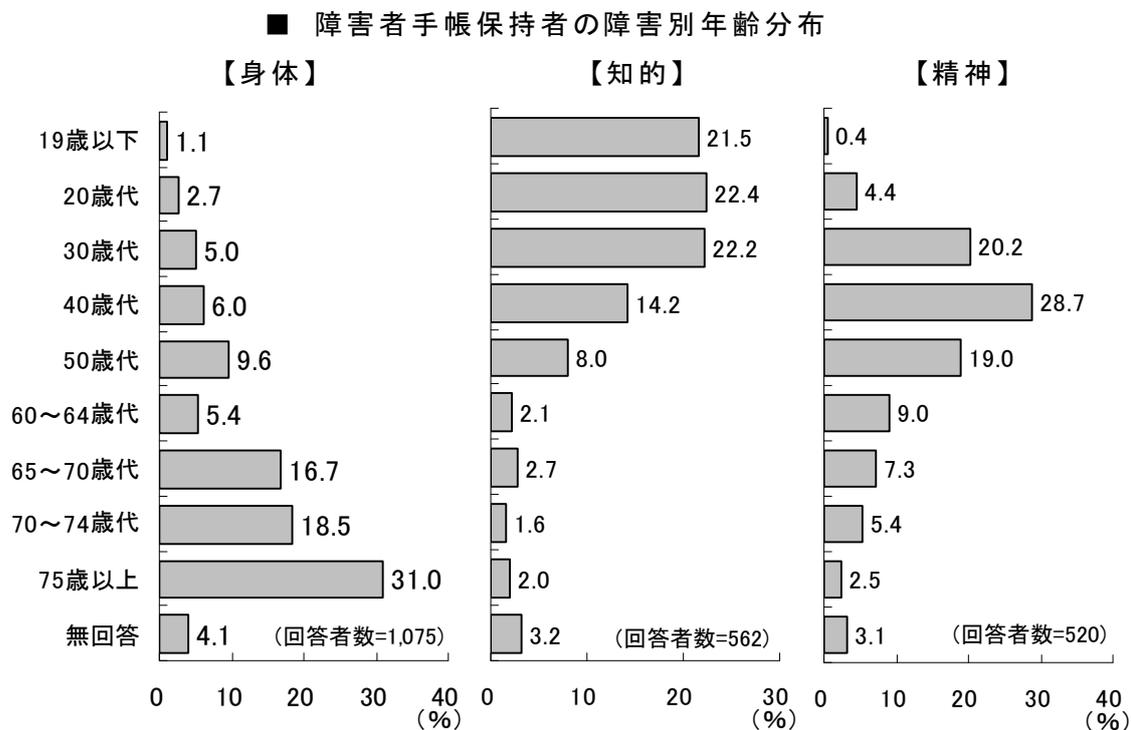
【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：生活福祉課			
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親休養ホーム事業 区が宿泊、日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成して、ひとり親家庭の休養、健康増進を図ります。 	維持・推進	宿泊50人/年 日帰り 730人/年	宿泊52人/年 日帰り 900人/年
<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母親の就業促進 母子家庭の生活の自立に向けた就労支援を推進します。ハローワークと連携して就労支援を行います。また、母子家庭自立支援給付金事業を実施します。 	維持・推進	教育訓練給付金 8人/年 高等技能 訓練促進費 15人/年	教育訓練給付金 12人/年 高等技能 訓練促進費 25人/年
<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供 迅速かつきめ細やかな対応をめざし、相談体制を充実させるとともに、施策や取り組みについて北区ニュースやホームページで情報提供を行います。 	維持・推進	相談件数 1,500件/年	相談件数 1,500件/年
<ul style="list-style-type: none"> ●母子生活支援施設（浮間ハイマート） 母子家庭で児童の養育が十分できない場合、母子ともに入所させて保護し、生活の安定と自立を支援します。 	維持・推進	定員 26世帯	定員 26世帯
<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金貸付（主）【1-4】 母子家庭に対して経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付します。 	維持・推進	191件/年	200件/年
<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉応急小口資金貸付（主）【1-4】 母子家庭に対して応急に必要とする小口資金を貸付けることにより、生活の安定を図ります。 	22年度に縮小し、休止の方向で検討中	14件/年	—
担当課：子育て支援課			
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭医療費助成（主）【1-4】 ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した日の属する年度の末日（児童が障害の場合は20歳未満）まで、保険適用医療費自己負担分及び入院時食事療養費の全額又は一部を区が負担します。 	維持・推進	受給世帯数 2,000世帯/年	—
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭への家事援助者の派遣 義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭に民間事業者のホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを提供します。 	維持・推進	受給世帯数 5世帯/年	—
<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当の支給（主）【1-4】 18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいる母子家庭、又は父が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。 	維持・推進	受給世帯数 2,000世帯/年	—
<ul style="list-style-type: none"> ●児童育成手当の支給（主）【1-4、6-3】 18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育する父子、母子家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭、及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。 	維持・推進	受給対象 児童数 4,000人/年	—

(3)障害のある子どもと家庭への支援

【現状と課題】

- 「障害者基本法」に基づく国の平成14年（2002年）の「障害者基本計画」に掲げる「共生社会」の実現を図るためには、その理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある人に関する住民の理解を促進し、併せて、障害のある人への配慮等について住民の協力を得るため、幅広い住民の参加による啓発・広報活動を強力に推進することが重要となっています。
- このような中で、平成15年（2003年）の支援費制度の導入や平成18年（2006年）の「障害者自立支援法」の施行など、障害者福祉施策が大きく変わりつつあります。
- 北区では平成19年（2007年）3月に北区障害者計画及び北区障害福祉計画を策定するとともに平成21年（2009年）3月には第2期の北区障害福祉計画を策定し、ノーマライゼーションの実現に向けて障害保健福祉施策を推進しています。
- 「北区障害福祉計画策定のための実態・意向調査」(平成20年7月)では、身体障害者手帳を所持している回答者のうち19歳以下の者が1.1%、愛の手帳を所持している回答者のうち19歳以下の者は、21.5%、精神障害者保健福祉手帳のみを所持している回答者のうち19歳以下の者は0.4%となっています。



- この調査の中では、区の福祉サービスに関する情報の取得方法は、「北区ニュース」や「区の窓口」が多く、相談しやすい体制をつくるために必要なことでは、「身近なところで相談できる」「専門的な相談ができる」「プライバシーが守られる相談ができる」「同じ障害のある人や家族と相談できる」が多くあげられています。

- また、発達障害²¹については、社会の中で十分に知られていない障害でしたが、平成17年（2005年）に「発達障害者支援法」が施行され、少しずつ認知度が高まってきました。発達障害のある人は、特性に応じた支援を受けることができれば十分に力を発揮できる可能性があります。しかし、社会の受け止め方や対応によっては発達障害児に二次的障害の発生を招いてしまうこともあるため、障害に対する正しい知識を周知し理解を深めることが重要となります。
- 北区では、発達障害児に対し乳幼児健診や専門相談、さくらんぼ園での療育、幼稚園や保育園・学校内での支援など各所管が連携しながら取り組んできましたが十分とはいえませんでした。また、発達障害が発見されても保護者が認知しない、あるいは認知したくない場合があるなどの課題もあります。このような中で、早期に発達障害を発見し療育に結びつけるために、発達障害児とその保護者に対する総合支援策を検討しました。この検討の中でも、子どもの発達などを心配する保護者が相談しやすい体制の構築が重要とされています。
- 東京都教育庁の平成15年（2003年）の調査報告では、都内の全公立小・中学校の通常の学級に在籍する全児童・生徒を対象に行った調査でも、知的に遅れはないが学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合が、全体の4.4%というような結果が出ています。
- 子どもの発達の遅れや障害に不安を持った保護者が相談しやすい窓口を整備するとともに、障害のある子どもとその保護者に必要な情報を正しく伝えることができるよう取り組んでいくことが必要です。
- これとともに、障害のある子ども及びその保護者にとって、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を受けられるようにすることは大変重要です。平成18年（2006年）の「学校教育法」の改正により幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において特別支援教育を推進することが法律上明確にされました。このため、北区教育委員会では平成19年（2007年）3月「北区特別支援教育推進計画」を策定し、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、発達障害を含めて障害のある児童生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を進めています。（仮称）教育支援センター²²の開設や発達障害のある児童生徒の増加に応じた特別支援学級の整備のほか、保護者をはじめ、保健、医療、福祉等関係機関との連携を深めることも課題です。
- また、幼稚園・保育園では障害のある子どもの受け入れを行っていますが、最近では障害程度の重い子ども、また、教育や保育をする上で配慮を要する子どもが増えている傾向にあります。障害のある子どもへの教職員の対応力の向上や環境の整備、就学支援シートを活用した小学校との連携を強化することが今後とも必要です。
- さらに、特別支援学級通学中の子どもたちの学童クラブの利用に対する支援や、特別支

²¹ 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

²² 北区の教育における総合相談窓口である現在の教育相談所の機能をさらに強化し、就学相談機能と統合した施設。北区の教育相談の核として、教育相談・就学相談機能の充実、特別支援教育システム事務局機能の充実（調整運営会議の実施、学校・巡回相談チーム・専門委員会との連絡調整）、各種情報の集約・発信・管理、及び各種統計調査等の管理運営を行う。

援学校へ通学中の子どもの放課後対策などについても課題があります。

- 障害児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害のある子どものライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健医療、福祉、教育等が連携した施策の推進が必要です。

【取組の方向性】

○発達障害児に関する支援の充実

発達障害児に関する取り組みは子育て支援の一環とし、早期相談・早期療育が可能となるよう関係機関と連携をしながら、さくらんぼ園を中心として支援を充実させます。

○特別支援教育の推進

障害のある児童生徒の特別な教育的ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれが自分らしく輝くことのできる教育を展開します。

○「共生社会」実現のための啓発活動の推進

「共生社会」の実現を図るため、障害及び障害児に関する住民の理解と協力を得るよう住民に対する啓発・広報活動を推進します。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目 標 ・ 方 向
障害者手帳を所持する子ども (18歳未満)数	身体障害者手帳 204人 愛の手帳 358人 精神障害者保健福祉手帳 8人 (行政資料集：H21.4.1)	—
発達障害が疑われる子どもにかかる 相談回数	677回/年 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	1,080回/年
児童デイサービス支給決定者数	29人/年 (事務事業の概要と現況(平成21年4月1日現在))	—
巡回指導員の派遣数	学童クラブ 227回/年 保育園 433回/年 (子育て支援課・保育課：平成20年度実績)	学童クラブ 326回/年 保育園 500回/年
さくらんぼ園利用者数	3歳未満 4人、3歳 18人 4歳 9人、5歳 12人 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	—

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：健康いきがい課			
●未熟児養育医療助成（主）【1-4、4-1】 母子保健法に基づき、養育のため入院することを必要とする未熟児に対して、給付を行います。	維持・推進	申請 60 件/年	申請 60 件/年
●乳幼児健康診査（3～4 カ月、6・9 カ月、1 歳 6 カ月、3 歳児）（再掲）【4-2（主）、1-2】 健康相談係・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題発生を予防し早期に対応します。	維持・推進	延 12,500 人/年	延 12,500 人/年
●特別育児相談 病児・障害児を抱える親に対して、定期的にグループワークを実施、必要に応じて個別相談を実施します。専門講師による講演会・講習会を実施します。	維持・推進	600 人/年	600 人/年
担当課：障害福祉課			
●自立支援医療（育成医療）（主）【1-4、4-1】 障害者自立支援法・北区自立支援医療事業実施要綱に基づき、心身障害児に対し医療費の助成を行います。	維持・推進	50 件/年	50 件/年
●心身障害者医療費助成（主）【1-4】 心身障害者（児）に対し、医療費の一部を助成します。	維持・推進	16～18 歳の受給者 27 人	16～18 歳の受給者 27 人
●外出支援に関する事業 身体障害者（児）に対し、外出を支援するため、リフト付きタクシー運行業者に運行業務を委託します。また、心身障害者（児）に対し、福祉タクシー券、福祉燃料券の交付を行います。	維持・推進	リフト付き タクシー1社 福祉タクシー券 4,428 人/年 燃料券 758 人/年	リフト付き タクシー1社 福祉タクシー券 4,428 人/年 燃料券 750 人/年
●居宅介護事業 日常生活を営むことに支障がある在宅の心身障害者（児）が、生活全般の介護・家事等の必要な援助を受けることを支援します。	維持・推進	児童 63 人/年	児童 63 人/年
●気管支ぜん息児等への公害健康被害予防事業（主）【4-2】 気管支ぜん息等をもつ親と子どもを対象に健康相談や学習の機会を設けます。また、サマーキャンプ事業を実施します。	維持・推進	参加 31 人/年	参加 40 人/年
●重度心身障害者日常生活用具給付及び住宅設備改善費給付（主）【1-4】 在宅の重度心身障害者（児）の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付と住宅設備改善費の給付を行います。	維持・推進	5,836 件/年 (障害者・児)	5,836 件/年 (障害者・児)
●障害児福祉手当（主）【1-4】 在宅のより重度の 20 歳未満の障害児に対し手当を支給し、その著しい重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の軽減を図ります。	維持・推進	87 人	98 人
●心身障害者紙おむつ支給（主）【1-4】 常時失禁状態にある心身障害者（児）に紙おむつを支給、または病院入院中に病院指定のおむつを使用している場合におむつ代金の一部を助成し、障害者（児）及び介護者の経済的負担の軽減を図ります。	維持・推進	66 人	66 人
●心身障害者福祉手当（主）【1-4】 心身障害者（児）等に対し手当を支給し、障害や病気のため必要となる特別な負担の軽減を図ります。	維持・推進	7,100 人	7,275 人

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状 平成21年度	目標 平成26年度
担当課：障害福祉課				
●身体障害者入浴介助 入浴が困難な在宅の重度身体障害者（児）に対し、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することにより家族の負担軽減を図ります。		維持・推進	決定者 32人	決定者 32人
●短期入所事業 心身障害者（児）が保護者や家族の疾病、冠婚葬祭、休養等の理由で短期間施設に入所し、適切な介護を受けることを支援します。		維持・推進	244人/年	265人/年
●知的障害者（児）所在確認支援事業 知的障害者（児）が所在不明になったとき、居場所を知らせるシステムを利用して早期に発見し、事故を防止することにより知的障害者（児）の保護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。		維持・推進	7人 (障害者・児)	10人 (障害者・児)
●補装具の交付及び修理 身体障害者（児）の身体の一部の欠損や機能の障害を補うための補装具（車いす・補聴器等）の交付と修理を行います。		維持・推進	303件/年	303件/年
●児童デイサービス事業 障害者が通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けることを支援します。併せて放課後デイサービスについても支援します。		維持・推進	306人/年	612人/年
担当課：障害者福祉センター				
基本計画	●さくらんぼ園（主）【1-2、4-2】 就学前の障害またはその疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や人材育成、区民に対する普及啓発活動等を行います。	拡充	相談 延60人/月 療育（利用） 25人/日	相談 延90人/月 療育（利用） 30人/日
	担当課：子育て支援課			
基本計画	●（仮称）子どもプラザの整備【再掲】【2-1】 子どもの発達や、子育てに関する不安の解消に対応する総合的な子育て支援拠点として、「（仮称）子どもプラザ」を整備します。	新規	—	工事
	●特別児童扶養手当の支給（主）【1-4】 中度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育する家庭に対し、都が手当を支給します。	維持・推進	受給世帯数 240世帯	—
	●児童育成手当の支給（再掲）【1-4、6-2（主）】 18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育する父子、母子家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭、及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。	維持・推進	受給対象 児童数 4,000人	—
	●子育て相談事業（再掲）【1-2（主）、4-2】 区内25児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施します。また、7児童館において、専門相談員による子育て相談を実施します。	維持・推進	25館	25館
担当課：保育課 子育て支援課				
	●保育園と学童クラブ、私立幼稚園における巡回指導員の派遣（主）【4-2】 障害児の保育を推進するため保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。 私立幼稚園への派遣については、巡回指導員の派遣方法等を検討します。	拡充	派遣回数 保育園 470回/年 学童 306回/年	派遣回数 保育園 500回/年 学童 326回/年

具体的な取組【再掲先】 取組の内容	計画時の 方向性	現状	目標
		平成21年度	平成26年度
担当課：保育課			
●障害児保育（主）【1-1、4-2】 公立保育園において、適正な職員を配置し、児童の 発達の状況に応じた保育を行います。	拡充	50園	54園
担当課：学務課			
●認定就学者（肢体不自由児）への介助員の派遣（主） 【4-2】 区立小中学校の通常の学級で学ぶことができる「認定 就学者」と就学相談により判定された肢体不自由児に 介助員を派遣し、学校生活でのサポートをします。	維持 ・ 推進	12人	—
●特別支援学級交流教育推進事業（主）【4-2】 区立小中学校の特別支援学級在籍児一人ひとりの障害 や発達の状況に応じ、個別指導計画を作成し、非常勤 講師を同行させて通常学級の活動の一部に参加させる 等の交流を図ります。	拡充	12校	14校
●特別支援教育推進事業（主）【4-2】 平成19年3月に策定した「北区特別支援教育推進計 画」に基づき、区立小中学校で特別支援教育システム、 副籍制度などを実施し、理解啓発を図ります。	拡充	特別支援教 育システム 未利用校 10校	特別支援教 育システム 未利用校 0校
担当課：学務課 指導室			
●区立幼稚園における特別支援対象児の受け入れ 現在、5歳児の特別支援対象の受け入れを行っていま すが、平成22年度より4歳児の特別支援対象児の受 け入れを開始します。	拡充	5人	20人

7. 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

(1)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発

【現状と課題】

- 国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える非正社員が大幅に増える一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままの状況が続いています。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業もあります。
- このため、仕事と生活の間で安定的な仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや介護との両立に悩むなどの状況が生まれています。
- このような状況を背景に国は、平成19年（2007年）「官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を決定しました。この憲章は、国民的な取り組みの大きな方向性を示すもので、今なぜ仕事と生活の調和が必要か、関係者が果たすべき役割を示し、行動指針は企業や働くものの効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方向を示しています。
- これまでの働き方の問題点のひとつとして、仕事優先の働き方による長時間労働や休暇をとりにくいことが挙げられます。特に長時間労働は健康を害する可能性が高いだけでなく、家事や育児の時間を十分に確保できないという問題があります。憲章及び行動指針で謳われている「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」を実現させるためには、長時間労働の抑制が不可欠です。
- 男女ともに仕事優先になりがちな生活から、「家族団らんの時間」や「地域で過ごすこと」の大切さを意識しながら仕事と家庭の両立を図る、ワーク・ライフ・バランスの重要性を意識することが必要です。企業にとっては、優秀な人材の確保、労働者の定着、企業のイメージアップや社会的評価の向上など多様なメリットが考えられます。厳しい時代の中で企業経営者も働く者も、それぞれのライフスタイルを見つめなおし、仕事・家庭生活・地域生活を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められています。
- アンケート調査の結果で、仕事と子育てを両立させるために必要なこととして、就学前児童・就学児童の保護者ともに、「職場の中の意識や理解、協力体制」が2番目と、意識啓発を求める割合が高くなっています。
- また、“育児休業を取得した”と回答した人は、就学前児童の保護者が約3割、就学児童の保護者が約2割となっています。育児休業制度については、仕事と子育ての両立を支援する環境整備の中核をなすものであり、必要な人がとりやすい環境の整備が求められます。
- 一方、今回の調査に回答した区内企業の約7割は30人未満の事業所でしたが、産

前産後休暇や育児休業制度など法制度に基づく子育て支援策のみならず、「有給休暇を半日単位で取得できる」「深夜労働をさせない」「始業・就業時刻の繰上げ、繰下げ」「短時間勤務制度」「フレックスタイム制」など独自の子育て支援策を制度化しているところもみられました。他方で就業規則等に育児休業制度を規定していない事業所も4割を超えており、区内企業における子育て支援策の整備状況は、必ずしも十分とはいえない状況がみられます。

- 事業所に対しては、事業所における子育て支援策の導入・定着や制度を利用しやすくするための職場環境づくりを、区民や商工会議所をはじめとする関係団体・事業主に対しては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解を積極的に働きかけることが必要になっています。
- また、平成21年（2009年）4月1日から、「次世代育成支援対策推進法」により、一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けとなっている企業については、行動計画の公表及び従業員への周知も義務付けられたことから、このことについての周知を図ることも必要となります。
- さらに、平成23年（2011年）4月1日から、「次世代育成支援対策推進法」により新たに行動計画の策定・届出の義務付け対象企業が、101人以上の企業へ拡大されることから、特に中小企業に対する計画策定支援についての検討も必要です。

【取組の方向性】

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性について周知・啓発
健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会を目指し、区民や企業にその重要性の認識を深めるよう周知活動を行い啓発に努めます。
- 一般事業主行動計画策定への支援
企業や事業主に対し、一般事業主行動計画の策定について周知するとともに、支援を行います。

【成果指標】

指 標 名	現 状 値	平成 26 年度 目 標 ・ 方 向
事業所における一般事業主行動計画策定の認知率	24.0% (次世代アンケート調査結果)	
従業員数 301 人以上の事業所における一般事業主行動計画の策定状況	100% (厚生労働省東京労働局(平成 19 年度))	

【具体的な取組】

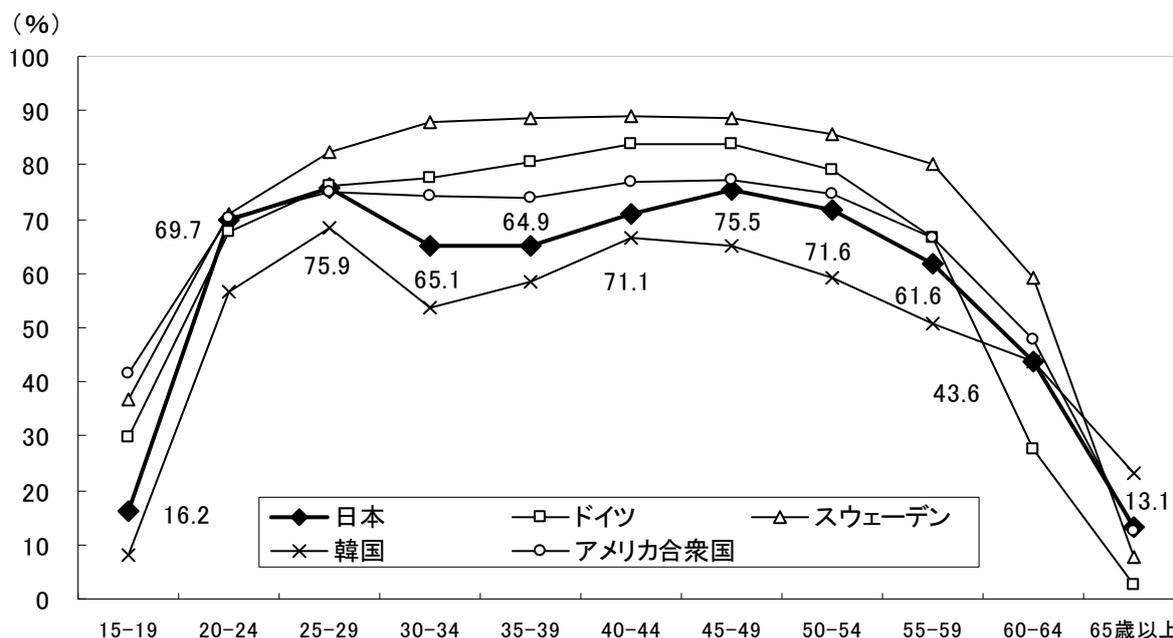
具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：男女共同参画推進課				
	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 ワーク・ライフ・バランスを推進するための必要な働き方の見直し、経営者のリーダーシップなど意識啓発を行なうため、講座の開催や、パンフレット・情報誌を活用した情報提供を行ないます。 	維持 ・ 推進	講演会 1回/年	講座開催
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランス推進企業への支援〔仕事と生活の両立支援事業〕 ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組む企業を顕彰し、取り組みをPRするなどの支援を検討します。 	新規	—	実施
担当課：子育て支援課				
	<ul style="list-style-type: none"> ●パパ参上（地域社会への意識啓発）（再掲）【7-3（主）】 毎月1回以上土曜日に父親向けの育児や子育てに関する講座や講習会を開催します。 	維持 ・ 推進	12回/年	12回/年

(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備

【現状と課題】

- 平成3年（1991年）に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）制定後、育児休業の取得は着実な定着が図られつつありますが、第一子出産前後で継続して就業している女性の割合は低い水準にとどまっております。休業からの復職後に仕事と子育てを両立して続けていくことには、依然として、かなりの困難が伴っています。

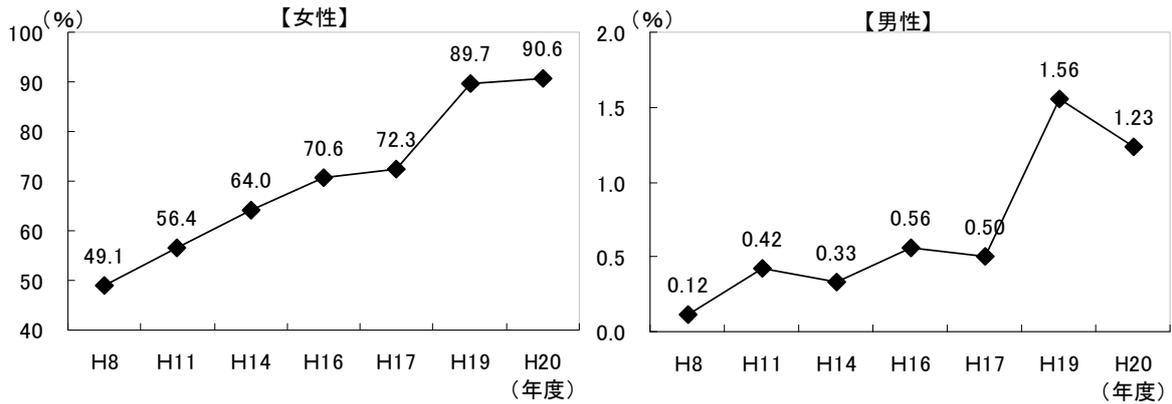
■ 女性の年齢階級別労働力率（国際比較）



（注）労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就労者＋完全失業者）の割合
資料：内閣府「男女共同参画白書（平成21年版）」

- アンケート調査の結果では就学前児童・就学児童の保護者は、父親は約9割、母親は5割前後が働いており、仕事と子育てを両立させるためには保育サービス等の社会的基盤の整備が必要です。
- また、育児休業の取得は、就学児童の保護者（17.9%）と比較して就学前児童の保護者（29.9%）の育児休業取得率は高くなっています。特に両親ともフルタイムの場合、就学児童の保護者の育児休業取得率は54.6%なのに対し、就学前児童の保護者は89.2%が育児休業を取得しています。これをみても育児休業の取得率は次第に高まっていると考えられます。しかし両親ともフルタイム以外の世帯の場合、育児休業の取得は就学児童・就学前児童の保護者とも約1割となっています。また、父親の育児休業の取得はきわめて低い状況です。

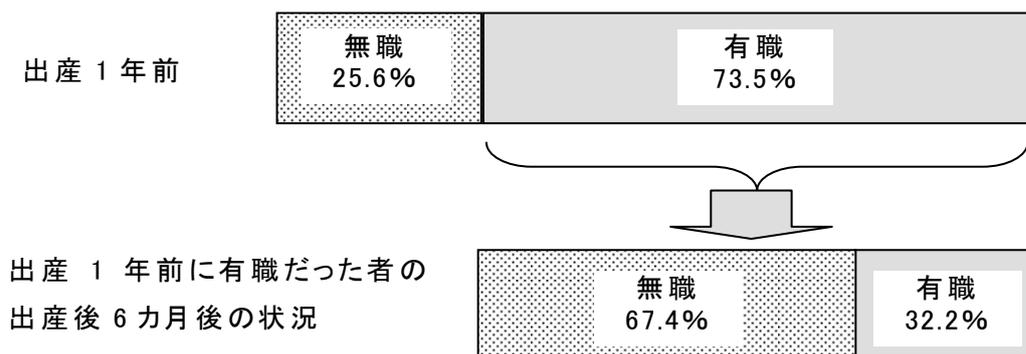
■ 育児休業取得率の推移(全国)



(注)調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民間事業所である
資料：厚生労働省「平成20年度雇用均等基本調査」結果概要

- さらに、育児休業明けの保育サービス等の利用状況では「利用できなかった」が就学児童の保護者で18.4%、就学前児童の保護者で14.0%となっています。
- この他、「すぐにでも・1年以内」に就労したいとしている母親は、就学児童で26.1%、就学前児童で15.9%となっています。就労希望がありながら働いていない理由の中で、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」を就学児童の母親は37.3%、就学前児童の母親は32.2%が選択しており、就学前児童の母親の19.8%が「幼児教育・保育サービスが利用できれば就労したい」と答えています。
- 一方、区内事業所における両立支援制度の今後の方向として、約半数の事業所が「現状のままでいい」としながらも、「両立支援制度の充実を図る」「既存制度の利用者を増やす」「両立支援制度の充実と利用者を増やす」など“両立支援制度を充実する”と回答した事業所が約3割を占めていました。また、両立支援制度を推進する上で一番重要なこととして、約半数の事業所が「保育園等、社会環境の整備」「行政の経費補助」をあげており、保育園や保育サービス等の充実を求める意見が多く寄せられています。
- これらのことから、仕事と子育ての両立を図るためには、男女ともに育児休業を取得しやすい環境整備に加え、休業からの復帰後の子育て期に多様で柔軟な働き方を選ぶようにすることが必要であり、多様な保育サービス等の社会基盤の拡充を進めていくことが求められています。

■ 第1子出産後の離職率(全国)



(注)調査対象は、平成13年1月10日～17日、7月10日～17日の間に出生した子の母親である。

資料：厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(平成13年)

【取組の方向性】

○多様な働き方を支援する保育サービス等の充実

出産や子育て期間中の各段階に応じた多様な働き方を選択できるよう、保育サービス等の子育て支援策を充実します。

○子育て期間中の働き方環境の整備を促す

短時間勤務制度の義務化や所定外労働の免除の義務化、育児休業の取得など「育児・介護休業法」の内容を周知し、企業の子育て支援環境整備に向けた取り組みを促します。

【成果指標】

指標名	現状値	平成26年度 目標・方向
男性の育児休業取得率（「母親と父親の両方が取得した」を含む）	就学前児童の保護者 0.9% 就学児童の保護者 0.7% (次世代アンケート調査結果)	
延長保育・休日保育・病児病後児保育の実施園数	延長保育 26園 休日保育 3園 病後児保育 2園 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	延長保育 59園 休日保育 6園 病児病後児保育 3園・1医療機関
育児休業明けの保育サービスが「利用できなかった」率	就学前児童の保護者 14.0% 就学児童の保護者 18.4% (次世代アンケート調査結果)	
育児休業以外の仕事と子育ての両立支援制度を導入していない中小企業の割合	32.7% (次世代アンケート調査結果)	

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：子育て支援課				
基本計画	●放課後児童健全育成(学童クラブ)〔学童クラブの定員拡大〕(再掲)【1-1(主)】 就労等により保護者が日中家庭にいない小学校1年生～3年生に遊びと生活の場を提供することにより健全に育成します。	拡充	定員 2,360人	定員 2,560人
	●4年生の児童館特例(再掲)【1-1(主)】 小学校3年生まで学童クラブを利用していた児童について、環境の変化に対応するため、4年生の夏休み終了時まで、特例として下校時に直接児童館へ来館できます。	維持・ 推進	25館	25館
	●各児童館のホームページ作成・更新(再掲)【1-2(主)】 児童や保護者・地域への情報提供及び円滑な運営を図るためホームページの作成・更新を行います。	維持・ 推進	25館	25館
	●子育て支援情報配信メール(安全・安心・快適メール)(再掲)【1-2(主)】 保育園の空き情報及び、子どもに関する講座、イベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10日に区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	維持・ 推進	登録者数 920件	—
	●ファミリー・サポート・センター事業(再掲)【2-1(主)】 保育園・幼稚園の送り迎えや、保護者の都合などでお子さんの育児ができないときに、「サポート会員」がお子さんをお預かりして、育児支援を行います。	維持・ 推進	活動回数 9,500回/ 年	活動回数 10,000回/ 年
担当課：保育課 学務課 子育て支援課				
	●保育所・幼稚園ホームページの設置・運営(再掲)【1-2(主)】 保護者の保育所や幼稚園の選択、及び保育所や幼稚園の適正な運営の確保に資するために、職員によってホームページを更新します。	維持・ 推進	全公私立 保育園 幼稚園	全公私立 保育園 幼稚園
担当課：保育課				
基本計画	●認可保育園(再掲)【1-1(主)】 国が定めた基準を満たした施設で、保護者の就労等で保育に欠ける0歳～5歳までのお子さんをお預かりします。(分園4園)	拡充	50園	54園
	●保育室(再掲)【1-1(主)】 東京都が設けた一定基準を満たした施設で、保護者の就労等で保育に欠ける0歳～3歳未満児をお預かりします。	縮減	6園	2園
基本計画	●認証保育所(再掲)【1-1(主)】 大都市の特性に着目し、都が独自に設けた基準により0歳～2歳の児童を中心に保育を行います。	拡充	2園	9園
基本計画	●家庭福祉員(再掲)【1-1(主)】 保育士等の資格を持つ者が、0歳～3歳未満児を家庭的な雰囲気の中、自宅で保育を行います。	拡充	4園	13園
	●一時保育事業(再掲)【1-1(主)】 利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合、保護者にかわって保育園で保育します。	拡充	32園	43園

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：保育課				
基本計画	●延長保育事業（再掲）【1-1（主）】 保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	拡充	38園	59園
基本計画	●休日保育事業（再掲）【1-1（主）】 保護者が就労等で休日に児童の養育ができない際、保育園での保育を実施します。	拡充	4園	6園
	●年末保育事業（再掲）【1-1（主）】 保護者が就労等で、年末に児童の養育ができない場合に保育園で保育を実施します。	拡充	21園	25園
基本計画	●病児・病後児保育（施設型）（再掲）【1-1（主）、4-3】 病中又は病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童を対象に、保護者が就労等で児童の養育ができない場合、医療機関や保育所等で保育を行います。	拡充	2園	3園 1医療機関
基本計画	●夜間保育（再掲）【1-1（主）】 おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	維持 ・ 推進	1園	1園
担当課：男女共同参画推進課				
	●働く人への情報提供 働く場や、育児・介護などを行なう上で必要な法律・制度などをまとめた冊子の作成を検討します。また、企業を通して情報が得られるよう企業向けの情報提供の手段を検討します。	新規	—	冊子の作成

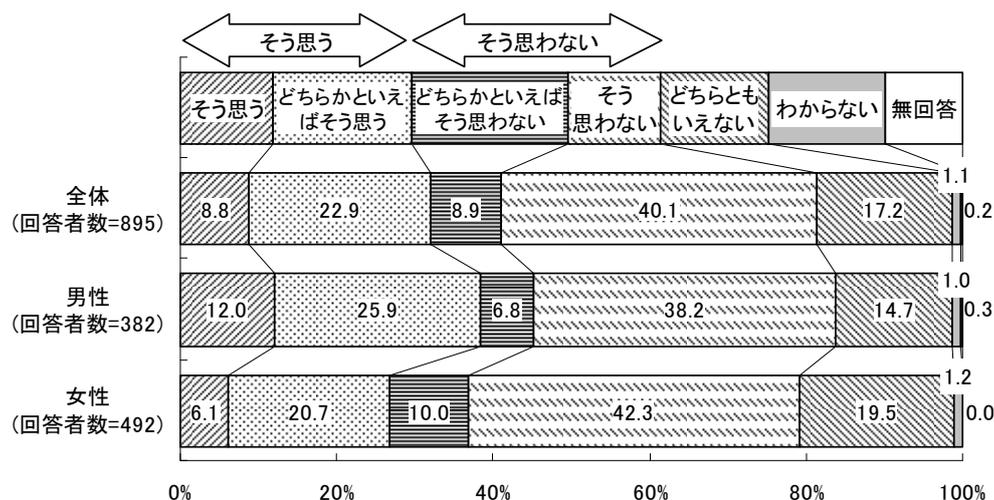
(3)男女が共に担う子育ての推進

【現状と課題】

- かつては、夫が働き、妻が主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的でしたが、今日では、女性の社会参加が進み勤労世帯の過半数が共働き世帯になるなど人々の生き方が多様化しています。その一方で、働き方や子育て支援など社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっておらず、男女の固定的な役割分担意識が残っています。
- わが国においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の施行や改正、また、「育児・介護休業法」による育児休業の法制化などにより、女性の就労環境の整備が進められてきました。このような中で、仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境の整備を目指した「育児・介護休業法」の改正が平成 21 年（2009 年）6 月に行われています。
- アンケート調査の結果では、就学前児童の保護者の育児休業取得については、「母親が取得した」は29.0%、「父親が取得した」は0.6%、「両方が取得した」は0.3%となっており、圧倒的に母親のみの取得が多い状況です。
- また、平日に子どもと接する時間は、父親は「ほとんどない」が就学児童の保護者で29.1%、就学前児童の保護者で26.4%となっており、母親はそれに比較して4時間以上が就学児童の保護者で58.5%、就学前児童の保護者で83.5%となっています。
- さらに、1日当たりの平均的な勤務時間は、就学児童の父親は8～9時間が30.8%・母親は5～6時間が18.7%と一番多く、就学前児童の父親は9時間以上が66.7%・母親は5～6時間が15.6%と一番多くなっています。
- このように、多くの男性は仕事中心の生活を余儀なくされ、また、一方で、家事・育児などの多くを女性が担わざるを得ない状況にあり、このことが、母親の精神的・肉体的に過重な負担となったり、女性の社会参加を阻む原因となっています。
- また、平成 15 年（2003 年）に策定した北区『アゼリアプラン²³』の見直しのため、平成 20 年（2008 年）に実施した「北区男女共同参画に関する意識・意向調査報告書」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」という意見は男性 45.0%、女性 52.3%と男女ともに多くなっています。一方、「そう思う」は、男性 37.9%、女性 26.8%と、男性の方が 10 ポイント程度高くなっており、男女の意識の違いを読みとることができます。

²³ 男女共同参画社会をめざすために、北区の施策の総合的な推進を図るための行動計画。

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：「北区男女共同参画に関する意識意向調査報告書」

- 『アゼリアプラン』では、「男女がともに個人として尊重され、個性と能力を十分発揮し、一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現」を基本理念に掲げ、仕事と子育て・介護の両立は、男女共同参画社会を実現して行く上で極めて重要であるとしています。
- 喜びや楽しみをもって子育てをするためには、社会全体で子育てを支援することはもとより、子育ての場の基本である家庭において、男女が互いによきパートナーとして、家事・育児を共に担い合うことが重要です。そのためには、性別によって役割を固定化してしまう社会通念や、働き方の見直しが強く求められています。
- 社会や家庭で男女が固定的役割分担意識にとらわれることなく役割と責任を分担していく大切さを個人だけでなく社会や企業が理解していくことが重要です。

【取組の方向性】

○ 男性の子育てへの積極的な参画の推進

固定的役割分担意識を解消し、これまで子育てへの参画の少なかった男性が積極的に参画できるような取り組みを進めます。

【成果指標】

指標名	現状値	平成26年度 目標・方向
男性の「男は仕事、女は家庭」と回答した人の割合	37.9% (北区男女共同参画に関する意識意向調査結果(平成20年10月))	
休日に子どもと接する時間が3時間以下の父親の割合	就学前児童の保護者 22.8% 就学児童の保護者 36.8% (次世代アンケート調査結果)	

【具体的な取組】

具体的な取組【再掲先】 取組の内容		計画時の 方向性	現状	目標
			平成21年度	平成26年度
担当課：健康いきがい課				
	● ママ・パパ学級（再掲）【1-3（主）、4-1】 専門家による妊娠・出産・育児についての指導や助言を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流をはかり、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	維持 ・ 推進	1,600人/年	1,600人/年
	● 新婚さんクッキング（再掲）【1-3（主）、4-1】 新婚（概ね結婚1年以内）を対象に、調理実習を通して、妊娠前からの適切な食生活の重要性の認識を図ります。	維持 ・ 推進	60人/年	60人/年
	● パパになるための半日コース（再掲）【1-3（主）、4-1】 父親としての育児に対する不安を軽減し、父の役割を考えるための体験実習や交流を行います。	維持 ・ 推進	800人/年	900人/年
担当課：子育て支援課				
基本計画	● パパ参上（地域社会への意識啓発）（主）【7-1】 毎月1回以上土曜日に父親向けの育児や子育てに関する講座や講習会をします。	維持 ・ 推進	12回/年	12回/年
	● みんなでお祝い輝きバースデー事業〔子育て応援団事業〕（再掲）【2-1（主）、2-2】 満1歳児の親子をその誕生月ごとに、児童館（室）や育ち愛ほっと館でのお誕生会に招待し、同じ世代の子を持つ親子の交流の場の提供と、児童館利用のきっかけづくりを行います。	維持 ・ 推進	1,300組/年	1,400組/年
担当課：保育課				
基本計画	● ママ・パパ子育てほっとタイム事業〔子育て応援団事業〕（再掲）【1-1（主）、4-1】 出産後間もない保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するために、新生児1人に対し、3枚の一時保育利用券を配付します。	維持 ・ 推進	利用者数 1,300人/年	利用者数 1,300人/年
	● 新人お母さん・お父さんの保育見学（再掲）【1-3（主）】 健康いきがい課健康相談係との連携により、出産予定の方や初めてお父さんお母さんになった方を対象に、子育ての不安を解消するため、保育見学や育児相談を実施します。	維持 ・ 推進	参加者数 200人/年	参加者数 200人/年
担当課：男女共同参画推進課				
	● 男性の子育て・家事参加支援 男性が子育てや家事に感心を持ち、知識や技術を身につける講座を開催します。	維持 ・ 推進	講座開催	講座開催
担当課：生涯学習推進課				
課の重点	● 家庭教育学級（再掲）【1-3（主）】 各年齢の乳幼児・児童等を持つ保護者を対象に、乳児、幼児、小学生、中学生、夜間、父親、特別コースにより家庭教育に関する学習の機会を提供します。	維持 ・ 推進	7コース	7コース

第5章

計画の目標事業量と成果指標

- 1. 目標事業量
- 2. 成果指標

北区では、以下の目標事業量と成果指標を設定し、計画的に事業を推進します。

1. 目標事業量

以下の①～⑫については、全国共通に市区町村単位でニーズ量を把握し目標事業量を設定することになっています。

平成21年度（2009年度）を現状値とし、平成22年度（2010年度）は新待機児童ゼロ作戦の集中重点3カ年の最終年度のため、①通常保育と⑧放課後児童健全育成事業（学童クラブ）について目標値を示しています。

当計画の最終年度は平成26年度（2014年度）ですが、新待機児童ゼロ作戦の最終年度が平成29年度（2017年度）であるため、目標値を示しています。平成29年度（2017年度）の目標値は、アンケート調査結果の「潜在的なニーズ量」を基に将来の人口動態を加味しています。平成26年度（2014年度）の目標値は、平成29年度（2017年度）の目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤等を踏まえて定めています。

■ 目標事業量一覧

事業名		年度	目標値			
		現状値	平成21年度	平成22年度	平成26年度	平成29年度
昼間帯	①通常保育事業	61カ所	70カ所 (注1)	77カ所 (注1)	77カ所 (注1)	
	②特定保育事業 (注2)	0カ所		0カ所	0カ所	
	利用者数計	5,098人	5,349人	5,763人	5,891人	
夜間帯	③延長保育事業	38カ所		59カ所	59カ所	
	④夜間保育事業	1カ所		1カ所	1カ所	
	⑤トワイライトステイ事業	1カ所		1カ所	1カ所	
	利用者数計	688人		798人	798人	
	⑥休日保育事業	4カ所 210人		6カ所 270人	6カ所 1,354人	
	⑦病児・病後児保育事業	2カ所 1,920日		4カ所 3,510日	4カ所 47,320日	
	⑧放課後児童健全育成事業	57カ所 2,360人	58カ所 2,400人	62カ所 2,560人	65カ所 2,680人	
	⑨地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型、児童館型） (注3)	0カ所		0カ所	0カ所	
	⑩一時預かり事業	32カ所 23,620日		43カ所 37,160日	44カ所 650,351日	
	⑪ショートステイ事業	1カ所		1カ所	1カ所	
	⑫ファミリー・サポート・センター事業	1カ所		1カ所	1カ所	

(注1) 分園は本園と一体の運営のため、本園と分園を合わせて1カ所と数えます。

(注2) 特定保育事業の目標値については0カ所となっていますが、特定保育は短時間就労などで児童福祉法上の保育の実施対象にならない児童が対象であり、保育に欠ける待機児童が増大している中では、まず待機児童解消を優先すべきであると考えており、特定保育ニーズには、実態として一時保育事業で対応しています。

(注3) 地域子育て支援拠点事業(ひろば型、センター型、児童館型)の目標値については0カ所となっておりますが、同様の事業を児童館25カ所、児童室4カ所、子ども家庭支援センター1カ所で行っています。また25の児童館では、東京都で推進している子育てひろば事業A型として第二種社会福祉事業の届け出を行っています。

2. 成果指標

計画全体の進捗状況を評価するため、基本理念を評価するための成果指標を定めるとともに、施策目標や個別目標についても成果指標を定めました。

■ 基本理念の成果指標と現状値・今後の方向

【基本理念】 “子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち”

指標名：北区は「子育てがしやすいまちだ」と回答した人の割合

現状値：就学前児童の保護者 55.3%、就学児童の保護者 56.1%

(次世代アンケート調査結果)

方 向：



■ 施策目標と個別目標別成果指標と現状値、平成 26 年度目標・方向(施策目標 1)

施策目標	成果指標・現状値	平成 26 年度 目標・方向
個別目標		
1. 家庭の育てる力を支えるしくみづくり	指標名：子育てが“とてもつらい”＋“つらいことの方が多い”と回答した人の割合 現状値：今回調査 就学前児童の保護者 0.3%＋5.8%、就学児童の保護者 0.8%＋6.9% (次世代アンケート調査結果)	
(1) 多様な保育サービスの充実	指標名：保育所待機児童発生率 現状値：2.0%＝88人÷4,362人×100 (行政資料集：H21.4.1)	0%
	指標名：学童クラブ待機児童発生率 現状値：0.1%＝3人÷2046人×100 (子育て支援課：H21.4.1)	0%
	指標名：病児・病後児保育実施力所数 現状値：2園(保育課：H21.4.1)	1 医療機関 3 園
(2) 相談・情報提供の充実	指標名：子ども家庭支援センター相談件数 現状値：814件(平成21年度事務事業評価(平成20年度実績))	—
	指標名：教育相談所相談件数 現状値：1,703件(行政資料集(平成20年度実績))	—
	指標名：子育てがしやすいまちだと思わない理由として「子育てに関する情報が得にくい」と回答した人の割合 現状値：就学前児童の保護者 30.6%、就学児童の保護者 20.0%(次世代アンケート調査結果)	
	指標名：子育て福袋配付数(子育てガイドブック・子育てマップ等封入) 現状値：3,065個/年 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	3,300件/年
(3) 親育ちへの支援	指標名：親育ちサポート講座開催数、参加者数 現状値：16児童館・16講座/年、188人/年 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	50回/年 600人/年 (12人×50回)
	指標名：ママ・パパ学級、パパになるための半日コース参加者数 現状値：ママ・パパ学級 延 1,557人/年、パパになるための半日コース延 607人/年 (事務事業の概要と現況(平成20年度実績))	1,600人/年 900人/年
(4) 経済的負担の軽減	指標名：子ども医療費助成受給者数 現状値：0～6歳 13,087人、小1～中3年生 18,010人(子育て支援課：H21.3.31)	0歳～中学3年生 該当者全員
	指標名：子どもを健やかに産み育てるために必要なこととして「保育園や幼稚園などの費用(経済的)負担を軽減する」と回答した人の割合 現状値：就学前児童の保護者 56.4%、就学児童の保護者 38.5%(次世代アンケート調査結果)	
	指標名：子育てにっこりパスポート協賛店舗数 現状値：179店舗(子育て支援課：H21.10.31)	300店舗
	指標名：認証保育所等保育料補助受給者数 現状値：延 777人(保育課：H21.4～9実績)	延 3,700人/年

■ 施策目標と個別目標別成果指標と現状値、平成 26 年度目標・方向(施策目標2)

施策目標 個別目標	成果指標・現状値	平成 26 年度 目標・方向
2. 子育て家庭を 支援する 地域づくり	指標名：子育て支援サービスの認知状況と利用状況 現状値：「児童館・児童室」 89.2%、69.0%、 「赤ちゃん訪問・育児相談」 83.2%、57.4%、 「児童館の乳幼児クラブ」 74.6%、48.8%(次 世代アンケート調査結果:就学前児童の保護者)	
	指標名：子育てサークルに参加している保護者の割合 現状値：就学前児童の保護者 19.2%、就学児童の保護 者 6.3%(次世代アンケート調査結果)	
(1)地域における 子育て家庭への支援	指標名：子育ての仲間が「いない」と回答した人の割合 現状値：就学前児童の保護者 11.8%、就学児童の保護 者 9.6%(次世代アンケート調査結果)	
	指標名：みんなでお祝いかがやきバースデー事業 現状値：児童+保護者 2,863 人/年 (行動計画進捗状況調査)	1,400 組/年
	指標名：ファミリー・サポート・センター活動数 現状値：9,334 回/年 (事務事業の概要と現況(平成 20 年度実績))	10,000 回/年
(2)健やかに育ち、 育てる地域活動の 促進	指標名：公・私立保育園における高齢者参画による世代 間交流開催回数・参加者数 現状値：開催回数 267 回/年、 参加者数 延 16,779 人/年 (行動計画進捗状況調査)	
(3)地域における 子育てネットワークの 育成・支援	指標名：子育てがしやすいまちだと思える理由として「地 域の子育てネットワークができています」と回答 した人の割合 現状値：就学前児童の保護者 7.8%、就学児童の保護者 9.8%(次世代アンケート調査結果)	
(4)地域づくりのための 人材育成	指標名：児童館職員専門研修実施回数 現状値：実技研修 2 回/年、講話 8 回/年 (行動計画進捗状況調査)	12 回/年
	指標名：保育園職員等専門研修実施回数・参加者 現状値：開催数 12 回/年、参加者数 延 1,559 人/年 (行動計画進捗状況調査)	充実
	指標名：スポーツ指導者の養成研修実施回数 現状値：2 回/年(行動計画進捗状況調査)	充実

■ 施策目標と個別目標別成果指標と現状値、平成 26 年度目標・方向(施策目標3)

施策目標 個別目標	成果指標・現状値	平成 26 年度 目標・方向
3. 未来を担う人づくり	指標名：子どもかがやき顕彰受賞者数 現状値：小学生 4人・2団体、中学生 6人・3団体、 高校生 13人・9団体（事務事業の概要と現況 （平成 20 年度実績））	—
	指標名：子どもたちの学力格差は広がっていると“そう 思う”＋“どちらかというと思う”と回答 した人の割合 現状値：55.1%＋26.0%（北区教育ビジョン 2010 に 係るアンケート調査報告書(平成 21 年 10 月)）	
(1)健全な成長と 自立に向けた 体験の機会の充実	指標名：放課後子ども教室実施校数 現状値：モデル7校（行動計画進捗状況調査）	13校
	指標名：地域活動やボランティア活動に「参加したこ とがない」と回答した中高生の割合 現状値：27.5%（北区中高生意識調査報告書（平成 20 年 2 月））	
(2)就学前教育の充実	指標名：就学前教育プログラム・就学前教育カリキュラ ムの実施 現状値：実証研究	実施
	指標名：3歳児絵本プレゼント配付率 現状値：70%＝1,517冊÷（2,072＋100）人（行動 計画進捗状況調査、住民基本台帳、外国人登録）	90%
(3)教育の場における 子育てへの支援	指標名：期待正答率を上回っている領域数 現状値：小学校6年生 15領域中 15領域 中学校3年生 18領域中 3領域 （北区基礎・基本の定着度調査(平成 21 年度)）	
	指標名：教員の指導力や教科外教育の充実度で“良い” と回答した人の割合 現状値：教員の指導力 45.9%、教科外教育の充実度 40.1%（北区教育ビジョン 2010 に係るアン ケート調査報告）	

■ 施策目標と個別目標別成果指標と現状値、平成 26 年度目標・方向(施策目標4)

施策目標 個別目標	成果指標・現状値	平成 26 年度 目標・方向
4. 親と子の こころとからだの 健康づくり	指標名：子育てに不安感や負担感を持っている人の割合 現状値：就学前児童の保護者 82.0%＝100%－（「特にない」＋「無回答」）、 就学児童の保護者 82.9% （次世代アンケート調査結果）	
	指標名：子育てで悩んでいること、気になることとして 「病気や発育・発達」と回答した人の割合 現状値：就学前児童の保護者 24.4%、 就学児童の保護者 15.4% （次世代アンケート調査結果）	
	指標名：乳児家庭全戸訪問事業訪問回数 現状値：新生児訪問回数延 1,791 回（事務事業の概要と 現況（平成 20 年度実績））	
(1)安心できる 妊娠と出産	指標名：妊娠中、出産後 1 か月の間、母親が精神的に不 安定になったことが“あった”と回答した人の割合 現状値：就学前児童の保護者 妊娠中 51.2%、産後 55.4%（次世代アンケ ート調査結果：就学前児童の保護者）	
	指標名：妊娠・出産について満足している人の割合 現状値：83.8%（乳幼児健康診査受診者アンケート（平 成 18 年度））	
	指標名：妊産婦・新生児訪問回数 現状値：妊産婦訪問 延 1,867 人／年、新生児訪問 延 1,791 人／年（行動計画進捗状況調査）	延 3,900 人／年
(2)子どもの 発育・発達への支援	指標名：乳幼児健康診査受診率、健診受診者にその後 に把握した未受診者の把握も含めた率 現状値：3～4 か月児 97.5%、99.0% 3 歳児 92.8%、97.1% （母子保健事業報告（平成 20 年度））	
	指標名：乳幼児歯科保健相談参加者数 現状値：3,629 人／年（行動計画進捗状況調査）	4,500 人／年
	指標名：朝食をほとんど毎日食べている子どもの割合 現状値：就学前児童の保護者 82.5%、就学児童の保護 者 91.7%（次世代アンケート調査結果）	
(3)子どもの いのちとところを 守る	指標名：子どもの夜間救急患者数 現状値：1,860 人／年 （事務事業の概要と現況（平成 20 年度実績））	—
	指標名：定期予防接種 接種率 現状値：麻しん 1 期 97.2% 2 期 91.0% （麻しん風しんの第 1 期・第 2 期・第 3 期・第 4 期の予防接種の実施状況調査：国）	95%
	指標名：不登校児の適応教室通級率 現状値：20.2%＝38 人÷188 人（北区教育相談紀要 （平成 21 年 3 月）：適応指導教室利用の不登 校児（平成 21 年 1 月現在）、不登校児童生徒 数（平成 20 年 11 月現在））	—

■ 施策目標と個別目標別成果指標と現状値、平成 26 年度目標・方向(施策目標5)

施策目標 個別目標	成果指標・現状値	平成 26 年度 目標・方向
5. 安全・安心な 子育て環境づくり	指標名：子育てしやすいまちだと思わない理由で「事故 や犯罪が多く危険」と回答した人の割合 現状値：就学前児童の保護者 19.4%、就学児童の保護 者 44.0% (次世代アンケート調査結果)	
(1)子どもの安全を 確保する活動の推進	指標名：北区内の子どもの年間交通事故負傷者数 現状値：136 件/年 (こども 99 件、高校生 37 件) (警視庁交通部統計 (平成 20 年))	
	指標名：食品衛生法等に基づく食品衛生監視員による衛 生指導件数 現状値：7,950 件/年 (事務事業の概要と現況 (平成 20 年度実績))	—
	指標名：子どもの不慮の事故死 (交通事故を除く) の数 現状値：0 歳 0 人/年、1~4 歳 2 人/年、5~14 歳 0 人/年、15~19 歳 1 人/年 (人口動態調査 (平成 20 年))	
(2)犯罪を防止する 活動の推進	指標名：犯罪少年 (刑法犯) の検挙人員数 現状値：王子警察 59 人/年・赤羽警察 77 人/年・滝野 川警察 19 人/年 (警視庁の統計 (平成 20 年))	—
	指標名：「安心・安全」快適メール登録者数 現状値：4,124 人 (行動計画進捗状況調査)	11,000 人
(3)安心して子育て できるまちづくり	指標名：赤ちゃん休けい室設置数 現状値：32 カ所 (事務事業の概要と現況 (平成 20 年度実績))	50 カ所
	指標名：区立施設のシックハウス対策としての室内空気 の環境測定数 現状値：64 カ所/年、150 居室/年 (事務事業の概要と現況 (平成 20 年度実績))	35 施設/年 69 居室/年
	指標名：私道防犯灯設置数 現状値：6,480 基 (事務事業の概要と現況 (21.3.31 現在))	

■ 施策目標と個別目標別成果指標と現状値、平成 26 年度目標・方向(施策目標6)

施策目標 個別目標	成果指標・現状値	平成 26 年度 目標・方向
6. 特に配慮の 必要がある 子どもと家庭への 支援	指標名：子育てが“とても楽しい”＋“楽しいことの方 が多い”と回答したひとり親家庭や障害のある 子どもがいる家庭の割合 現状値：ひとり親家庭 27.3%＋62.1% (次世代アンケート調査結果)	
(1)児童虐待等防止 対策及び被虐待児 と家庭への支援	指標名：児童虐待相談件数(北区) 現状値：70 件/年 (東京都北児童相談所(平成 20 年度実績))	—
	指標名：子どもを虐待していると思うことが“ある”と 回答した人の割合 現状値：就学前児童の保護者 13.9%、就学児童の保護 者 19.0%(次世代アンケート調査結果)	
	指標名：要保護児童対策地域協議会開催回数 現状値：1 回/年(行動計画進捗状況調査)	3 回/年程度
(2)ひとり親家庭への 支援	指標名：ひとり親家庭の正規社員の割合 現状値：64.9%(次世代アンケート調査結果)	
	指標名：自立支援教育訓練給付金受給件数 現状値：6 人/年(行動計画進捗状況調査)	12 人/年
	指標名：ひとり親休養ホーム利用者数 現状値：日帰り施設 644 人/年、宿泊施設 52 人/年 (事務事業の概要と現況(平成 20 年度実績))	日帰り施設 900 人/年 宿泊施設 52 人/年
(3)障害のある子ども と家庭への支援	指標名：ひとり親家庭医療費助成受給件数・金額 現状値：延 2,003 人/年・92,656,327 円/年 (行動計画進捗状況調査)	—
	指標名：障害者手帳を所持する子ども(18 歳未満)数 現状値：身体障害者手帳 204 人、愛の手帳 358 人、 精神障害者保健福祉手帳 8 人 (行政資料集：H21.4.1)	—
	指標名：発達障害が疑われる子どもにかかる相談回数 現状値：677 回/年 (事務事業の概要と現況‘平成 20 年度実績))	1,080 回/年
	指標名：児童デイサービス支給決定者数 現状値：29 人/年(事務事業の概要と現況(平成 21 年 4 月 1 日現在))	—
	指標名：巡回指導員の派遣数 現状値：学童クラブ 227 回/年、保育園 433 回/年 (子育て支援課・保育課：平成 20 年度実績)	学童クラブ 326 回/年 保育園 500 回/年
指標名：さくらんぼ園利用者数 現状値：3 歳未満 4 人、3 歳 18 人、4 歳 9 人、 5 歳 12 人 (事務事業の概要と現況(平成 20 年度実績))	—	

■ 施策目標と個別目標別成果指標と現状値、平成 26 年度目標・方向(施策目標 7)

施策目標 個別目標	成果指標・現状値	平成 26 年度 目標・方向
7. 安心して 子育てと仕事が できる環境づくり	指標名：事業所におけるワーク・ライフ・バランスの関 心度 現状値：56.8%（関心がある＋どちらかといえば関心が ある）（次世代アンケート調査結果）	
(1) 仕事と生活の調和 の普及啓発	指標名：事業所における一般事業主行動計画策定の認知 率 現状値：24.0%（次世代アンケート調査結果）	
	指標名：従業員数 301 人以上の事業所における一般事 業主行動計画の策定状況 現状値：100%（厚生労働省東京労働局（平成 19 年度））	
(2) 仕事と子育ての両 立のための基盤整 備	指標名：男性の育児休業取得率（「母親と父親の両方が取 得した」を含む） 現状値：就学前児童の保護者 0.9%、就学児童の保護者 0.7%（次世代アンケート調査結果）	
	指標名：延長保育・休日保育・病後児病児保育の実施園 数 現状値：延長保育 26 園、休日保育 3 園、 病後児保育 2 園 （事務事業の概要と現況（H20.4.1））	
	指標名：育児休業明けの保育サービスが「利用できなかつ た」率 現状値：就学前児童の保護者 14.0%、就学児童の保護 者 18.4%（次世代アンケート調査結果）	
	指標名：育児休業以外の仕事と子育ての両立支援制度を 導入していない中小企業の割合 現状値：32.7%（次世代アンケート調査結果）	
(3) 男女がともに担う 子育ての推進	指標名：男性の「男は仕事、女は家庭」と回答した人の 割合 現状値：37.9%（北区男女共同参画に関する意識意向調 査結果（平成 20 年 10 月））	
	指標名：休日に子どもと接する時間が 3 時間以下の父親 の割合 現状値：就学前児童の保護者 22.8%、就学児童の保護 者 36.8%（次世代アンケート調査結果）	

（注 1）次世代アンケート調査結果＝北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書
（平成 21 年 3 月）

（注 2）行動計画進捗状況調査＝「北区次世代育成支援行動計画」の個別施策の進捗状況（平成 20 年度）

第6章

北区保育計画

～待機児童の解消に向けて～

- 1. 北区保育計画の基本的考え方
- 2. 北区の保育の現状
- 3. 待機児解消への取り組み

1. 北区保育計画の基本的考え方

(1) 策定の趣旨

少子化の進展や経済・雇用情勢の変化、働き方の多様化などにより、都市部を中心に保育ニーズが高まっています。親の就労と子どもの保育との両立を支援し、すべての子どもの健やかな育成を支える保育環境を整備することは極めて重要な区政の課題です。

北区保育計画は、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日現在の保育所待機児童数が 50 人以上となったため、児童福祉法第 56 条の 8 に基づき、今後の北区における保育ニーズに対応する適切な供給体制を確保し、待機児童の解消を図るために策定するものです。

(2) 策定にあたっての基本的な認識

北区保育計画の策定にあたっては、認可保育所を保育サービス提供の基本としながら、駅至近で利便性の高い認証保育所及び家庭的な少人数保育が提供できる家庭福祉員の整備を併せて進めていきます。

厳しい財政状況の中で財源を有効に活用して、区民の多様な保育ニーズに応えつつ待機児童数ゼロを目指します。

(3) 次世代育成支援行動計画（後期）との関係

北区保育計画は、後期計画と一体のものとして策定します。保育計画は後期計画に掲げたさまざまな保育施策のうち、待機児童解消のための取り組みを具体的に推進していくための計画であり、この内容を着実に推進することで「子育てするなら北区が一番」を目指してまいります。

(4) 計画期間

北区保育計画は、後期計画と同様に平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までを計画期間とします。

2. 北区の保育の現状

(1) 特別区の保育所の整備状況

北区の保育所の整備率は 23 区の中でも上位にあります。次の表は東京都福祉保健局の資料から一部を抜粋して引用したのですが、整備率の高さで 23 区中上位 5 番目に位置していることがわかります。

■ 特別区の保育所の整備状況

	平成 21 年 4 月 1 日			平成 20 年 4 月 1 日	
	整備率	順位	待機児童数	整備率	待機児童数
千代田区	36.0%		0 人	34.6%	0 人
中央区	32.5%		132 人	36.3%	49 人
港区	25.5%		263 人	26.6%	168 人
新宿区	39.9%	④	70 人	38.7%	60 人
文京区	28.1%		86 人	27.5%	124 人
台東区	31.8%		46 人	30.7%	49 人
墨田区	40.1%	①	218 人	39.5%	187 人
江東区	33.9%		312 人	31.8%	219 人
品川区	30.9%		123 人	30.5%	115 人
目黒区	28.3%		144 人	28.1%	106 人
大田区	30.3%		314 人	29.8%	242 人
世田谷区	22.8%		613 人	22.2%	335 人
渋谷区	32.3%		78 人	31.6%	29 人
中野区	32.5%		190 人	33.1%	144 人
杉並区	27.3%		137 人	27.4%	88 人
豊島区	38.6%		122 人	38.6%	58 人
北区	39.2%	⑤	88 人	39.4%	49 人
荒川区	40.0%	③	49 人	39.2%	49 人
板橋区	36.6%		481 人	35.9%	236 人
練馬区	25.9%		429 人	25.2%	254 人
足立区	31.5%		418 人	31.3%	205 人
葛飾区	40.1%	①	62 人	39.3%	48 人
江戸川区	29.1%		238 人	27.6%	202 人
平均	32.7%		201 人	32.4%	131 人

資料：東京都福祉保健局

- (注1) 整備率：保育サービス定員数÷就学前児童人口×100
- (注2) 保育サービス定員数：認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員の定員数の合計
- (注3) 就学前児童人口：東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）」
- (注4) 認可保育所の定員数は認可定員による。
- (注5) 認定こども園の定員数：幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子どもの定員、幼稚園型の保育に欠ける子どもの定員（認証保育所の定員を除く）の合計

(2) 保育所の入所状況

平成 21 年（2009 年）4 月 1 日の時点では、88 人の待機児がいる一方で、欠員²⁴も 0 歳児 92 人、1 歳児 8 人、2 歳児 13 人、3 歳児 62 人、4 歳児 87 人、5 歳児 92 人と合計 354 人分あります。4 月当初に 0 歳児に欠員が多いのは、4 月以降に出生・産休明け・育休明けにより入所希望者が次第に増えてくるため、年度の経過とともに欠員が大きく減少し、待機児が増加しています。また、3 歳以上児は年度を通じて欠員が多く、待機児はほとんど生じていません。

■ 区内保育所²⁵の入所状況²⁶

平成 21 年度		4 月 1 日	7 月 1 日	10 月 1 日
定員	0～2 歳	2,153 人	2,176 人	2,212 人
	3～5 歳	2,942 人	2,941 人	2,940 人
在籍児数	0～2 歳	2,040 人	2,158 人	2,211 人
	3～5 歳	2,701 人	2,725 人	2,733 人
欠員 (認可保育所の 欠員数)	0 歳	92 人	11 人	0 人
	1 歳	8 人	1 人	0 人
	2 歳	13 人	6 人	1 人
	3 歳	62 人	48 人	39 人
	4 歳	87 人	85 人	88 人
	5 歳	92 人	83 人	80 人
	計	354 人	234 人	208 人
待機児数	0 歳	4 人	34 人	146 人
	1 歳	57 人	90 人	69 人
	2 歳	25 人	24 人	31 人
	3 歳	2 人	2 人	1 人
	4 歳	0 人	0 人	0 人
	5 歳	0 人	0 人	0 人
	計	88 人	150 人	247 人

資料：保育課

(注) 入所状況に他区民の区内保育所利用者を含みますが、北区民の他区保育所利用者は含みません。

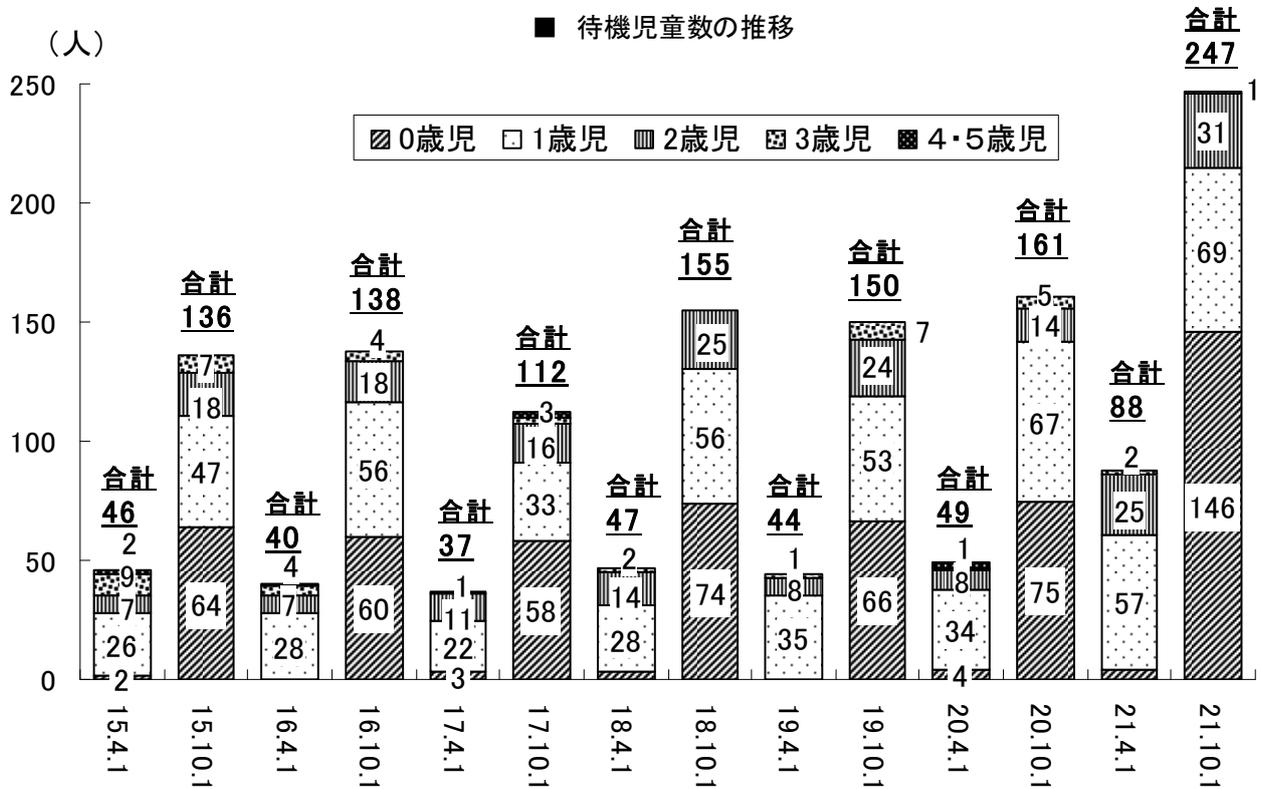
²⁴ 定員の空き。

²⁵ 認可保育所＋認証保育所＋家庭福祉員＋保育室。

²⁶ 他区民の区内保育所利用者を含みますが、北区民の他区保育所利用者は含みません。

(3) 待機児童数の推移

待機児は、過去5・6年の間、ほぼ同程度の出現数で推移してきましたが、平成21年度（2009年度）に急増しています。



資料：保育課

また、待機児は、区内すべての地区で生じていますが、王子東地区、滝野川西地区、滝野川東地区、赤羽東地区が多くなっています。この傾向は、年度の途中でもほぼ同様です。

■ 地区別待機児童数の推移

地区	21年4月	20年4月	19年4月
浮間地区	7人	6人	5人
赤羽西地区	3人	1人	6人
赤羽東地区	11人	9人	15人
王子西地区	6人	1人	0人
王子東地区	24人	23人	15人
滝野川西地区	20人	6人	2人
滝野川東地区	17人	3人	1人
計	88人	49人	44人

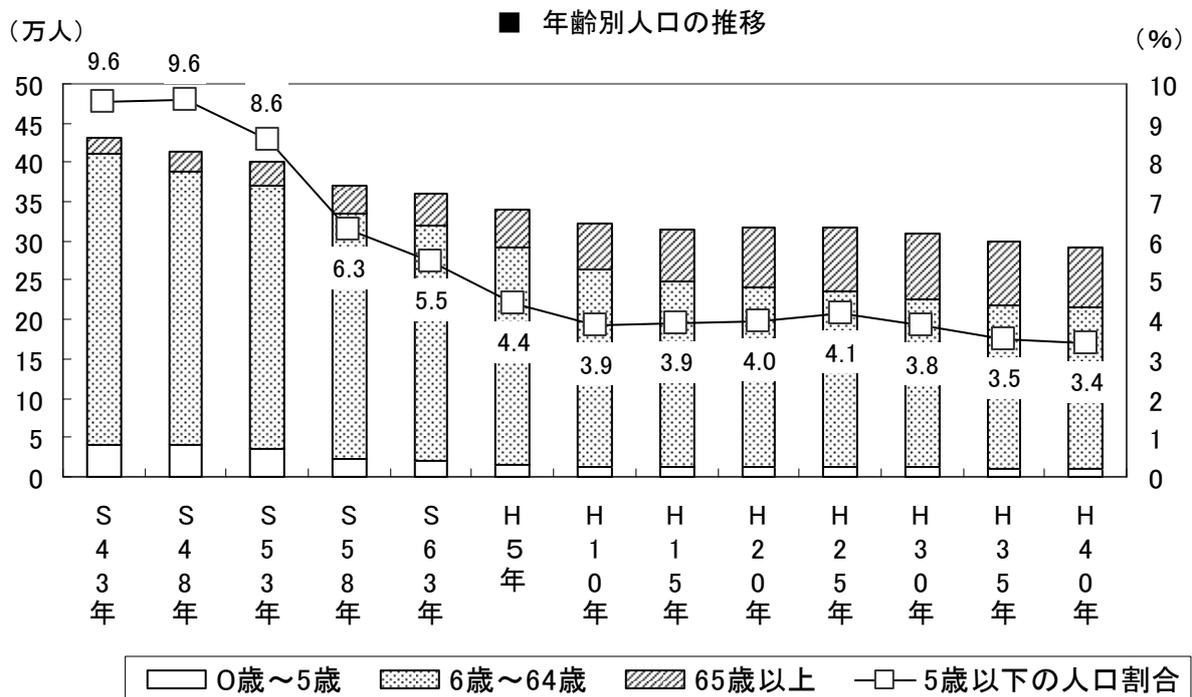
資料：保育課

(4) 北区の就学前児童人口推計

北区の0～5歳の就学前人口は、昭和43年（1968年）には41,286人でしたが、平成20年（2008年）には12,573人となり、40年間に69.5%減少しています。

また、全人口に対する5歳以下の人口の割合も昭和43年（1968年）は9.6%を占めていましたが、平成20年（2008年）には4.0%と5.6ポイント低くなっています。

平成20年（2008年）3月に区で実施した人口推計において、0～5歳人口は、今後数年間は増加しながらも、平成25年（2013年）以降は減少に転じ、平成40年（2028年）には9,867人となり、平成20年（2008年）と比較すると21.5%減少するため、全人口に占める割合は3.4%になると推計されています。



出典：住民基本台帳、北区人口推計調査報告書

3. 待機児解消への取り組み

(1) 次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査から明らかになった 保育ニーズと目標事業量（達成目標年度は平成 29 年度）

後期計画の「後期行動計画策定の手引き」（以下、「手引き」という。）では、平成 29 年度（2017 年度）の目標事業量については、潜在的なニーズも含めたものとしています。平成 20 年（2008 年）11 月～12 月に実施したアンケート調査では、顕在化しているニーズだけでなく、「子どもを預けられれば働きたい」という潜在的なニーズも含めた調査を実施し、この結果を目標事業量の設定に反映しました。

■ 認可保育所についてのニーズ量

	3 歳未満		3 歳以上	
	該当者数	割合	該当者数	割合
回答者数	501 人	—	279 人	—
保育園を現在利用している方 A	113 人	22.55%	106 人	37.99%
保育園を現在利用していないが利用を希望する方	216 人	43.11%	22 人	7.89%
現在就労している方 B	86 人	17.17%	6 人	2.15%
現在就労していない方	130 人	25.95%	16 人	5.73%
利用できれば就労したい方 C	46 人	9.18%	3 人	1.08%
子どもがある程度大きくなったら働きたい方 c	22 人	4.39%	—	—
ニーズ A+B+ (C-c)	223 人	44.51%	115 人	41.22%

資料：「北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書」

■ 保育5サービス²⁷についてのニーズ量

	3歳未満		3歳以上	
	該当者数	割合	該当者数	割合
回答者数	501人	—	279人	—
保育5サービスを現在利用している方 A	131人	26.15%	109人	39.68%
保育5サービスを現在利用していないが利用を希望する方	214人	42.71%	24人	8.60%
現在就労している方 B	77人	15.37%	6人	2.15%
現在就労していない方	137人	27.35%	18人	6.45%
利用できれば就労したい方 C	47人	9.38%	3人	1.08%
こどもがある程度大きくなったら働きたい方 c	23人	4.59%	—	—
ニーズ A+B+(C-c)	232人	46.31%	118人	42.29%

資料:「北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書」

■ 平成29年度の目標事業量

保育サービス種別	対象年齢	児童数×ニーズ=目標事業量		
		児童数	ニーズ	目標事業量
認可保育所	3歳未満児	5,978人	44.51%	2,661人
	3歳以上児	6,175人	41.22%	2,545人
	計	12,153人	42.84%	5,206人
保育5サービス	3歳未満児	5,978人	46.31%	2,768人
	3歳以上児	6,175人	42.29%	2,612人
	計	12,153人	44.27%	5,380人

資料:保育課

北区『北区人口推計調査報告書』平成20年3月

²⁷ 認可保育所+認証保育所+保育室+家庭福祉員+事業所内保育。

(2) 目標事業量の達成に向けた考え方

【平成 26 年度までの保育サービス整備予定】

アンケート調査から明らかになった目標事業量は、国の「手引き」により平成 29 年度（2017 年度）までに達成することを目指して取り組むこととなりますが、後期計画最終年の平成 26 年度（2014 年度）における事業量は、平成 29 年度（2017 年度）の目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤等を踏まえて定めることとされています。

この「手引き」の考え方に従い、(3) 保育サービスの整備予定（163 ページ）に示すような保育施設整備計画を立案しました。

【3 歳未満児の保育サービス整備予定】

3 歳未満児について、この保育施設整備計画における平成 26 年度（2014 年度）までの整備量と目標事業量を比較すると次表のようになります。

■ 3 歳未満児の保育サービス整備予定

3 歳未満児	現状 平成 21 年 4 月 1 日	平成 29 年度 目標事業量 (A)	平成 26 年度 までの整備量 (B)	差し引き数 (A-B)
認可保育所	2,027 人	2,661 人	2,313 人	348 人
保育 5 サービス	2,197 人	2,768 人	2,673 人	95 人

資料：保育課

【3 歳以上児の保育サービス整備予定】

3 歳以上児については、認可保育所及び保育 5 サービスとも、現況が目標事業量を上回っています。

■ 3 歳以上児の保育サービス整備予定

3 歳以上児	現状 平成 21 年 4 月 1 日	平成 29 年度 目標事業量 (C)	平成 26 年度 までの整備量 (D)	差し引き数 (C-D)
認可保育所	2,931 人	2,545 人	3,120 人	△575 人
保育 5 サービス	2,931 人	2,612 人	3,120 人	△508 人

資料：保育課

【整備量の見直し】

目標事業量はあくまでもアンケート調査実施時点のニーズに基づくものなので、今後の実際のニーズの推移を検証し、必要な整備量の見直しを図ってまいります。

【新待機児童ゼロ作戦、5つの安心プランの目標達成】

以上のような取り組みを計画どおり実施することで、国の新待機児童ゼロ作戦及び5つの安心プランで掲げた目標は、早期に達成できることとなります。

3歳未満児の保育サービス提供割合を平成29年度までに38%にする

平成24年度に達成

3歳未満児の保育サービス提供割合を平成22年度までに26%にする

平成22年度までに35.84%になる

(資料「保育サービス総括表」(168ページ)参照)

【地区別の整備率】

区内7地区別の平成26年度(2014年度)における保育サービスの整備率を示しています。(資料「地区別保育サービス整備数と整備率」(165ページ)参照) この整備率についても、今後のマンション建設計画の動向などを踏まえて必要な見直しを行っていきます。

(3) 保育サービスの整備予定

■ 認可保育所整備予定

(単位：人)

年度	現状 平成 21 年 4 月 1 日	整備数						計
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
公立保育園	志茂 増築		14					14
	西ヶ原 増築		12					12
	桜田北 分園		31					31
	赤羽台 分園		15					15
	豊島東 分園		21					21
	王子本町 分園		13					13
	志茂南 増築			20				20
	移転拡充（王子西）					42		42
	公有施設（王子東）				33			33
	計	3,646	106	20	33	42		201
	0 歳	0 歳	330	23	8	9	10	
1 歳		518	35	7	12	8		62
2 歳		633	18	4	12	6		40
3 歳		699	11	1		6		18
4 歳		730	10			6		16
5 歳		736	9			6		15
私立保育園		赤羽東地区			74			
	王子東地区			90				90
	神谷保育園 拡充			10				10
	滝野川西地区						100	100
	計	1,312		174			100	274
	0 歳	118		20			16	36
	1 歳	192		34			17	51
2 歳	236		30			17	47	
3 歳	261		30			17	47	
4 歳	253		30			16	46	
5 歳	252		30			17	47	
計	合計	4,958	106	194	33	42	100	475
	0 歳	448	23	28	9	10	16	86
	1 歳	710	35	41	12	8	17	113
	2 歳	869	18	34	12	6	17	87
	3 歳	960	11	31		6	17	65
	4 歳	983	10	30		6	16	62
	5 歳	988	9	30		6	17	62

資料：保育課

■ 認証保育所整備予定

年度 整備地区	現状 平成 21 年 4 月 1 日		整備数								
			平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25・26 年度	計	
	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数		人数	施設数
浮間	30 人	1 園	2 人							2 人	
赤羽西					30 人	1 園				30 人	1 園
赤羽東			28 人	1 園						28 人	1 園
王子西			30 人	1 園						30 人	1 園
王子東			30 人	1 園						30 人	1 園
滝野川西			30 人	1 園	30 人	1 園				60 人	2 園
滝野川東	24 人	1 園					30 人	1 園		30 人	1 園
計	54 人	2 園	120 人	4 園	60 人	2 園	30 人	1 園		210 人	7 園

資料：保育課

■ 家庭福祉員整備予定

年度 整備地区	現状 平成 21 年 4 月 1 日		整備数								
			平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25・26 年度	計	
	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数		人数	施設数
浮間	5 人	1 園									
赤羽西	8 人	2 園									
赤羽東			10 人	2 園	5 人	1 園				15 人	3 園
王子西	5 人	1 園			10 人	2 園				10 人	2 園
王子東			5 人	1 園						5 人	1 園
滝野川西			10 人	2 園	5 人	1 園				15 人	3 園
滝野川東											
計	18 人	4 園	25 人	5 園	20 人	4 園				45 人	9 園

資料：保育課

■ 保育室整備予定

年度 整備地区	現状 平成 21 年 4 月 1 日		整備数								
			平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25・26 年度	計	
	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数		人数	施設数
赤羽東	15 人	1 園									
王子西	12 人	1 園			△ 12 人	△ 1 園				△ 12 人	△ 1 園
王子東	53 人	3 園			△ 53 人	△ 3 園				△ 53 人	△ 3 園
滝野川東	18 人	1 園									
計	98 人	6 園			△ 65 人	△ 4 園				△ 65 人	△ 4 園

資料：保育課

資 料

【地区別保育サービス整備数と整備率】

- ★平成 21 年(2009 年)1 月 1 日現在、北区の 0～2 歳児の人口は、6,601 人(A)
- ★平成 26 年(2014 年)1 月 1 日現在、北区の 0～2 歳児の人口は、6,407 人(B)

■ 赤羽地区保育サービス整備数・整備率

				浮間	赤羽西	赤羽東	合計	
平成 21 年度	平成 21 年 1 月 1 日	地区 0～2 歳児人口 (D)		587	1,272	942	2,801	
		率 (%) (D ÷ A × 100)		8.89	19.27	14.27	42.43	
	現状 平成 21 年 4 月 1 日	保育サービス整備状況	全体	人(a)	202	479	206	887
				率(b) (%)	34.41	37.66	21.87	31.67
		認可	人(c)	167	471	191	829	
			率(d) (%)	28.45	37.03	20.28	29.60	
認可外	人(e)	35	8	15	58			
	率(f) (%)	5.96	0.62	1.59	2.07			
平成 26 年度	平成 26 年 1 月 1 日	地区 0～2 歳児人口 (E)		424	1,103	956	2,483	
		率 (%) (E ÷ B × 100)		6.62	17.22	14.92	38.76	
	平成 26 年 4 月 1 日	保育サービス整備状況	全体	人	204	522	318	1,044
				率 (%)	48.11	47.33	33.26	42.05
		認可	人	167	484	260	911	
			率 (%)	39.39	43.88	27.20	36.69	
認可外	人	37	38	58	133			
	率 (%)	8.73	3.45	6.07	5.36			

資料: 保育課

※ 項目の計算式

現状 平成 21 年 4 月 1 日	保育サービス整備状況	全体	人(a)	
			率(b) (%)	$(b) = (a) \div (D) \times 100$
		認可	人(c)	
			率(d) (%)	$(d) = (c) \div (D) \times 100$
		認可外	人(e)	
			率(f) (%)	$(f) = (e) \div (D) \times 100$

資料: 保育課

■ 王子地区保育サービス整備数・整備率

					王子西	王子東	合計
平成21年度	平成21年1月1日	地区0～2歳児人口（G）			562	1,435	1,997
		率（％）（G÷A×100）			8.51	21.74	30.25
	現状 平成21年4月1日	保育サービス整備状況	全体	人	135	586	721
				率（％）	24.02	40.84	36.10
			認可	人	118	533	651
				率（％）	21.00	37.14	32.60
認可外	人	17	53	70			
	率（％）	3.02	3.69	3.51			
平成26年度	平成26年1月1日	地区0～2歳児人口（H）			641	1,366	2,007
		率（％）（H÷B×100）			10.00	21.32	31.32
	平成26年4月1日	保育サービス整備状況	全体	人	194	679	873
				率（％）	30.27	49.71	43.50
			認可	人	149	644	793
				率（％）	23.24	47.14	39.51
認可外	人	45	35	80			
	率（％）	7.02	2.56	3.99			

資料：保育課

■ 滝野川地区保育サービス整備数・整備率 総合計

					滝野川西	滝野川東	合計	総合計
平成21年度	平成21年1月1日	地区0～2歳児人口（J）			1,299	504	1,803	6,601
		率（%）（ $J \div A \times 100$ ）			19.68	7.64	27.31	100.00
	現状 平成21年4月1日	保育サービス整備状況	全体	人	346	243	589	2,197
				率（%）	26.64	48.21	32.67	33.28
			認可	人	346	201	547	2,027
				率（%）	26.64	39.88	30.34	30.71
			認可外	人	0	42	42	170
				率（%）	0.00	8.33	2.33	2.58
平成26年度	平成26年1月1日	地区0～2歳児人口（K）			1,360	557	1,917	6,407
		率（%）（ $K \div B \times 100$ ）			21.23	8.69	29.92	100.00
	平成26年4月1日	保育サービス整備状況	全体	人	483	273	756	2,673
				率（%）	35.51	49.01	39.44	41.72
			認可	人	408	201	609	2,313
				率（%）	30.00	36.09	31.77	36.10
			認可外	人	75	72	147	360
				率（%）	5.51	12.93	7.67	5.62

資料：保育課

■ 保育サービス総括表

保育サービス			年 度		現状 平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
			定員	人						
認可保育所（0～5歳）	3歳未満	定員	人	2,027	2,103	2,206	2,239	2,263	2,313	
			率	30.71%	31.17%	32.76%	33.36%	34.47%	36.10%	
		施設数	本園	50園	50園	52園	53園	53園	54園	
			分園	—	4分園	4分園	4分園	4分園	4分園	
	3歳以上	定員	人	2,931	2,961	3,052	3,052	3,070	3,120	
			率	47.30%	47.57%	48.07%	46.29%	46.39%	47.43%	
		施設数	50園	50園	52園	53園	53園	54園		
	計	定員	人	4,958	5,064	5,258	5,291	5,333	5,433	
			率	38.74%	39.04%	40.19%	39.77%	40.45%	41.84%	
		施設数	本園	50園	50園	52園	53園	53園	54園	
			分園	—	4分園	4分園	4分園	4分園	4分園	
	認可外保育所（3歳未満）	認証 保育所	定員（人）	54	174	234	264	264	264	
施設数			2園	6園	8園	9園	9園	9園		
保育室		定員（人）	98	98	33	33	33	33		
		施設数	6園	6園	2園	2園	2園	2園		
家庭 福祉員		定員（人）	18	43	63	63	63	63		
		施設数	4園	9園	13園	13園	13園	13園		
計		定員	人	170	315	330	360	360	360	
			率	2.58%	4.67%	4.90%	5.36%	5.48%	5.62%	
		施設数	12園	21園	23園	24園	24園	24園		
計		3歳未満	定員	人	2,197	2,418	2,536	2,599	2,623	2,673
	率			33.28%	35.84%	37.66%	38.73%	39.95%	41.72%	
	施設数		本園	62園	71園	75園	77園	77園	78園	
			分園	—	4分園	4分園	4分園	4分園	4分園	
	3歳以上	定員	人	2,931	2,961	3,052	3,052	3,070	3,120	
			率	47.30%	47.57%	48.07%	46.29%	46.39%	47.43%	
		施設数	50園	50園	52園	53園	53園	54園		
		合 計	定員	人	5,128	5,379	5,588	5,651	5,693	5,793
率	40.07%			41.47%	42.71%	42.48%	43.18%	44.61%		
施設数	本園		62園	71園	75園	77園	77園	78園		
	分園		—	4分園	4分園	4分園	4分園	4分園		

※率＝整備率＝保育サービス定員数÷対象の全人口×100

資料：保育課

※対象の全人口＝北区人口推計調査報告書（平成20年3月）の住民基本台帳を基にした推計値

第7章

計画の推進に向けて

- 1. 計画の進捗状況の把握
- 2. 地域・関係機関との連携強化とネットワーク化
- 3. 多様な主体が担う新たな仕組みの構築
- 4. 効率的な行政運営の推進
- 5. サービスの質の向上と利用援助の仕組みづくり
- 6. 国・都への要望

1. 計画の進捗状況の把握

この計画の推進にあたっては、毎年度計画の進捗状況を把握し、その結果を次年度の施策に反映させることが必要です。

計画の進捗状況を把握するため、成果指標や目標値を設定し各課において点検評価するとともに、副区長を本部長とする「子ども」・かがやき戦略推進本部において計画の進捗管理及び評価を行います。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第6項により計画の進捗状況を北区のホームページを通して区民に公表します。

2. 地域・関係機関との連携強化とネットワーク化

最近の児童虐待問題をはじめ子どもを取り巻く問題は多種多様であり、深刻で早急な抜本的対策を必要とするものなど、単独機関や個人で対応することは無理なものも少なくありません。子ども自身とすべての子育て家庭を支援するための施策を総合的に実施するため、区では「子ども」・かがやき戦略推進本部を設置し、子ども家庭部を中心に、健康福祉部、教育委員会、まちづくり部等庁内のさまざまな部署とこれまで以上に連携し、本計画を推進していきます。

また、次世代育成支援対策は、区だけが取り組むのではなく、さまざまな立場の区民や機関が考え、取り組む地域の課題です。そのためには、子ども家庭支援センターや児童相談所、保育園、幼稚園、児童館だけでなく、地域コミュニティを形成している地域の住民組織や子育てサークル・団体、学校（大学を含む）、NPO、警察、企業など地域のさまざまな資源を活用しながら、重層的な子育て支援のネットワークの拡充を図ります。

なお、連携やネットワーク化にあたっては、区民やNPO法人、区内の関係機関など担い手同士の役割分担と責任を明確にしながら、協働によるまちづくりを推進します。

3. 多様な主体が担う新たな仕組みの構築

多様化した区民の子育て支援ニーズには、きめ細かく柔軟な対応が必要ですが、行政のみがサービスを担うことは困難です。このためには、地域住民一人ひとりが地域や人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくっていくなど、まちぐるみで子育て支援に取り組むことが重要であり、地域の子育て関係団体や、NPO、企業など、多様な主体が子育て支援を担うことが必要です。

さらに、児童館や保育園などの区立施設の管理運営についても、指定管理者制度の活用により柔軟で効率的な運営が可能となります。

子育て支援に対する区民満足度を高めるためには、多様な主体のサービス提供が安定的に行われるとともに水準の向上が必要であり、職員や担い手のレベルアップや事業を評価するモニタリングなどの仕組みが必要です。これまでの取り組みをもとに、北区経営改革プランの方針を踏まえ新たな仕組みを構築していきます。

4. 効率的な行政運営の推進

景気の動向に大きく左右される区の財政状況の中で、少子高齢化の進展や小・中学校をはじめとする公共施設の保全・更新などの財政需要の増大が見込まれています。

こうした厳しい経済状況を踏まえ、今後増大する保育ニーズへの的確な対応など本計画の基本理念の実現に向けた取り組みを行うにあたっては、行政評価制度などの活用によりその費用対効果についても十分留意し、効率的な実施を図ります。

また、各取り組みについては、区民ニーズの変化や国における新たな施策などへも適切に対応するよう適宜見直しを図ります。

5. サービスの質の向上と利用援助の仕組みづくり

子育て支援の質の向上については、利用者本位の支援が必要であり、権利擁護、苦情解決、事業の透明性の確保のための方策と併せて、サービスに関する基準の策定、サービス評価などの仕組みを充実、強化する必要があります。このためには、福祉サービス第三者評価の活用や区民満足度調査など、サービスの質を適正に評価しサービスの改善に活かしていきます。また、権利擁護や苦情解決のためには、各担い手段階で苦情解決責任者などを置くなどの体制の整備を図るとともに、福祉サービスについては、北区社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしん北」などを活用し解決していきます。

一方、人材育成もサービスの質の向上を図るための重要な取り組みです。区職員の人材育成に対しては、「北区人材育成基本方針」に基づき実施します。団塊の世代の大量退職や外部化の推進などによる職員構成の変化の中で、職員の持つノウハウ（専門技術とその蓄積）の確実な継承と、新しいニーズにも対応できる人材を育成します。さらに、地域等の子育て支援に携る人材については、区と地域の協働による研修や相互交流等をとおり人材育成を推進します。

様々な子育て支援の取り組みが行政や地域により提供されていますが、地域の子育て家庭がそのサービスを十分認知しているとはいえない状況です。必要な人に必要なサービスが届くよう、現在の北区ニュースをはじめ、子育て福袋やホームページによる情報提供など、効果的な情報伝達を行っていきます。あわせて、子育て家庭が地域で安心して暮らせるよう、各家庭が抱えている課題を早期に発見し、適切な相談窓口や福祉サービスにつなぐ仕組みの構築に努めます。

6. 国・都への要望

次世代育成支援の充実を図るためには、区の取り組みだけですべて実施することはできません。

事業所における従業員の働き方の見直しや仕事と子育ての両立支援制度の導入・定着、子育て家庭への経済的負担の軽減策、小児科・産科医師の確保や小児救急・周産期の医療体制の充実など、次世代育成支援の充実に必要な事項について、国や東京都へ積極的に働きかけます。

資料

- 1. 東京都北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会設置要綱
- 2. 東京都北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会委員名簿
- 3. 東京都北区次世代育成支援行動計画策定検討の経過
- 4. パブリックコメント実施結果
- 5. 全体図

1. 東京都北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会設置要綱

東京都北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会設置要綱

20北子字第2206号

平成20年8月18日区長決裁

（設置目的）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）第8条の規定に基づく市町村行動計画（以下「計画」という。）を策定し、北区における次世代育成支援に関する総合的な施策の推進を図るため、北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条に規定する設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を検討する。

- （1）計画の策定に関し必要な事項を調査し検討すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、前条に規定する設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
- （3）その他区長が必要と認めること。

（構成）

第3条 委員会は、区長が委嘱する委員をもって組織し、委員の構成は次によるものとする。

- （1）学識経験者 2人以内
- （2）区内関係団体 12人以内
- （3）区民 2人以内

2 前項に掲げるもののほか、区長は必要と認めるものを委員に委嘱することができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による計画が策定された日（以下「計画が策定された日」という。）までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 前項に定めるもののほか、委員会の運営については、委員長が定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(部会)

第8条 委員会の検討事項のうち、特定の事項を調査及び検討するため、必要に応じて委員会に部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月18日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、計画が策定された日をもって、その効力を失う。

2. 東京都北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会委員名簿

構成	所属	氏名	備考
学識経験者	白梅学園大学教授	無藤 隆	
	東京家政大学准教授	岩崎 美智子	
区内関係団体	北区男女共同参画推進ネットワーク	我妻 澄江	
	東京都北児童相談所長	奥田 晃久	H21.3.31 まで
		井嶋 陽一	H21.4.1 から
	北区医師会	加藤 隆司	
	東京商工会議所北支部	古賀 義将	
	北区青少年地区協議会	小島 健	H21.7.8 まで
		加藤 和宣	H21.7.9 から
	北区私立保育園理事長園長会	佐田 義輝	
	北区立小学校 PTA 連合会	高木 康孝	
	北区私立幼稚園協会	堀江 眞嗣	
	北区立中学校 PTA 連合会	堀越 克己	
	北区民生委員児童委員協議会	宮岸 隆久	
連合東京西北部地域協議会北地区協議会	吉田 直浩		
区 民	公募委員	飯塚 良子	
	公募委員	大川 文子	

3. 東京都北区次世代育成支援行動計画策定検討の経過

	開催日	主要課題
第1回	平成20年 11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○区長挨拶・委員委嘱 ○委員・事務局自己紹介 ○会議の運営方法 ○正・副委員長選任 ○基調講話 無藤委員長 ○北区における子育て支援施策・保育施策等について ○アンケート調査票について
第2回	平成 20 年度 12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○前期計画の評価について 施策目標1 すべての子育て家庭に対する地域ぐるみの支援
第3回	平成21年 1月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○前期計画の評価について 施策目標2 未来を担う人づくり 施策目標3 子どもの健やかな育ちへの支援
第4回	2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○前期計画の評価について 施策目標4 安全・安心な子育て環境づくり 施策目標5 子育て支援に関わる連携・ネットワークの推進 施策目標6 サービスの質の向上と利用援助のしくみづくり
第5回	3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート結果について ○「北区中高生意識調査報告書」・「北区中高生世代夢構想」について ○「北区就学前教育保育検討委員会報告書」・「子どもたちの育つ姿」について
第6回	4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針について ○後期計画の施策体系について ○「幼児教育振興アクションプログラム」について
第7回	5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○後期計画の施策体系等について ○後期計画「現状と課題」について 施策目標1 家庭の育てる力を支えるしくみづくり
第8回	6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○後期計画「現状と課題」について 施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり 施策目標3 未来を担う人づくり 施策目標4 親と子のこころとからだの健康づくり
第9回	7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○後期計画「現状と課題」について 施策目標5 安全・安心な子育て環境づくり 施策目標6 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援 施策目標7 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

第10回	9月8日	○後期計画「取組の方向性」について 施策目標1～施策目標7
第11回	10月21日	○後期計画「具体的な取組」について ○後期計画「保育計画」について ○「東京都北区発達障害児への総合支援策検討報告書」について
第12回	11月11日	○後期計画（素案）に関するパブリックコメントについて
第13回	平成22年 2月3日	○パブリックコメントの区民からの意見に対する区の考え方・区議会会派の意見について ○後期計画（案）について

4. パブリックコメント実施結果

（1）意見提出期間

平成21年12月21日(月)～平成22年1月25日(月)

（2）意見提出者

個人提出17、団体提出1

（窓口持参1人1団体、ホームページ9人、ファックス6人、郵送1人）

（3）意見総数

70件

北区次世代育成支援行動計画（後期計画）全体像

子育て環境と意識

- 児童人口・児童のいる世帯は減少傾向
- 認可保育所の待機児童は88人（定員4,958人）（h21.4.1現在）
- 人口に対する保育所等の定員の率は23区中5番目（h21.4.1現在）
- 子どもを持ちたいと思わない理由「子育ての経済的負担に耐えられないと思う」
- 子育ての悩みは、多少軽減傾向であるが、「仕事や自分のやりたいことができない」「子どもの教育・塾・進路」などの悩みが多い
- 区の教育行政に「計画的な学力向上策」を望む保護者が多い
- 「友だちと自由に交流できる時間や場所」を望む中高生が多い
- 幼稚園と保育園の区別なく共通性のある就学前教育を受けたい

基本理念・子どもの笑顔輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

- 基本方針1 “すべて” の子育て家庭への支援
- 基本方針2 “まちぐるみ” での子育て支援
- 基本方針3 “子育て” ・ “子育て” への支援 ～子どもの人権を尊重して
- 基本方針4 “顔がみえる” 子育てネットワークづくり

施策目標

個別目標

- 1 家庭の育てる力を支えるしくみづくり**
 - (1) 多様な保育サービスの充実
 - (2) 相談・情報提供の充実
 - (3) 親育ちへの支援
 - (4) 経済的負担の軽減
- 2 子育て家庭を支援する地域づくり**
 - (1) 地域における子育て家庭への支援
 - (2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進
 - (3) 地域における子育てネットワークの育成・支援
 - (4) 地域づくりのための人材育成の推進
- 3 未来を担う人づくり**
 - (1) 健全な成長と自立に向けた体験機会の充実
 - (2) 就学前教育の充実
 - (3) 教育の場における子育てへの支援
- 4 親と子のこころとからだの健康づくり**
 - (1) 安心できる妊娠と出産
 - (2) 子どもの発育・発達への支援
 - (3) 子どものいのちとこころを守る
- 5 安全・安心な子育て環境づくり**
 - (1) 子どもの安全を確保する活動の推進
 - (2) 犯罪を防止する活動の推進
 - (3) 安心して子育てできるまちづくり
- 6 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援**
 - (1) 児童虐待等防止対策及び被虐待児と家庭への支援
 - (2) ひとり親家庭への支援
 - (3) 障害のある子どもと家庭への支援
- 7 安心して子育てと仕事ができる環境づくり**
 - (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発
 - (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
 - (3) 男女が共に担う子育ての推進

推進体制

- 計画の推進状況の把握**
 - ・「子ども」・かがやき戦略本部で毎年実施状況を把握・評価し、公表
- 地域・関係機関との連携・ネットワークの強化**
 - ・子ども家庭部を中心に庁内の部署と連携
 - ・関係機関との連携を強化
 - ・地域の担い手の連携・ネットワークの構築
- 多様な主体が担う新たな仕組みの構築**
 - ・行政だけでなく地域の子育て関係団体や、NPO、企業などが子育て支援
 - ・区立施設については、指定管理者制度の活用により柔軟に運営
 - ・多様な主体のサービス提供水準の確保
- 効率的な行政運営の推進**
 - ・事業の効率的な実施を図る
 - ・区民ニーズの変化や国における新たな施策などへも対応するよう適宜見直し
- サービスの質の向上と利用援助の仕組みづくり**
 - ・利用者本位の支援のため、権利擁護、苦情解決、事業の透明性の確保、サービスに関する基準の策定、サービス評価などの仕組みを充実、強化
 - ・必要な人に必要なサービスが届くよう、効果的に情報を伝達
 - ・課題を早期に発見し、適切な相談窓口やサービスにつなぐ仕組みの構築
- 国・都への要望**
 - ・仕事と生活の調和に関する施策
 - ・経済的負担の軽減策
 - ・周産期医療や小児医療体制の充実など

北区次世代育成支援行動計画（後期計画）
（平成 22 年度～平成 26 年度）

発行年月：平成 22 年（2010 年）2 月

発行：東京都北区子ども家庭部子ども施策担当

〒114-8508

北区王子本町1-15-22

電話（3908）8143

刊行物登録番号 21-1-125